時事件費とは軍事費以外に各省に於て時局に關する外交、國債利子支拂、其他諸般の事項に必要なる經費を包括するものにして、此等は時局の進行に伴ひ隨時支出を要し、豫め各事項に就き之を豫算すること能はざるを以て、之を一括して臨時事件豫備費として要求せるものなり。而して以上臨時軍事費及各省臨時事件費支辨の財源としては、政府は公債・國庫債券及一時借入金二億八千萬圓、特別會計資金繰替三千萬圓、增稅等の收入六千二百萬圓、一般會計歲計剩餘金約四千八百萬圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。之れ第一次の戰費豫算なりとす。

尋いで同年十一月第二十一回帝國議會の召集せらるるや、政府は更に臨時軍事費七億圓及各省臨時事件費八千萬圓を要求し、議會の協贊を經たり。而して之が財源としては公債・國庫債券及一時借入金五億七千百萬圓、特別會計資金繰替八百萬圓、增稅等の收入一億五千二百六十七萬餘圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。之れ第二次の戰費豫算なり。

然るに爾後戰局の發展に伴ひ經費は益〻多額を要するに至り、臨時軍事費豫算及各省臨時事件費は第二十二回帝國議會の開會に先ちて不足を告げしを以て、明治三十八年十二月政府は勅裁を仰ぎて豫算外に臨時軍事費六千萬圓及各省臨時事件費二千八百八十二萬餘圓を支出し、之が財源としては公債六千萬圓、特別資金繰替四百萬圓、一般歲計剩餘約二千四百八十二萬餘圓を以て之に充つることと爲したり。

明治三十八年十二月第二十二回帝國議會の召集せらるるや、政府は更に臨時軍事費四億五千四十五萬圓及各省臨時事件費九千百七十萬圓（內七百二十萬圓は明治三十八年度追加額）を要求し、之に對する財源として公債・國庫債券及一時借入金五億千三百六十四萬餘圓、一般歲計剩餘二千八百五十萬餘圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。議會は明治三十九年度各省臨時事件費中五百萬圓を削除し、他は政府原案の通協贊を與へたり。之を第三次の戰費豫算と爲す。而して翌三十九年十二月第二十三回帝國議會の召集せらるるに及びて、政府は明治三十九年度各省臨時事件費追加として二百五十萬圓を要求し、議會の協贊を經たり。之に對する財源は前年度剩餘金を以て充當するものとせり。

以上明治三十七八年戰役に關する經費の豫算及之が支辨の財源を概括するに、先づ臨時軍事費に屬するものは、（一）明治三十六年勅令第二百九十一號に依り支出の勅裁を經たる金額一億五千六百二十二萬餘圓の內、陸海軍に屬するもの一億五千五百九十七萬餘圓、（二）第二十回帝國議會の協贊を經たる臨時軍事費豫算三億八千萬圓、（三）第二十一回帝國議會の協贊を經たる金額六千萬圓、（四）明治三十八年度に於て豫算外支出を爲したる金額六千萬圓、（五）第二十二回帝國議會の協贊を經たる臨時軍事費追加豫算四億五千四十五萬圓、合計十七億四千六百四十二萬餘圓にして、之が支辨の財源としては、（一）公債募集金・國庫債券收入及一時借入金十四億九千二百四十二萬餘圓、（二）增稅等の收入其他一億八千九百萬圓、（三）特別會計資金繰替六千三百萬圓、（四）軍資獻納金百五十萬圓、（五）雜收入五十萬圓を以て之に充つるの計畫とす。次に各省臨時事件費に屬するものは、（一）明治三十六年度に於て豫算外支出を爲したるもの百四十二萬餘圓、（二）明治三十六年勅令第二百九十一號に依り支出の勅裁を經たる金額の內、大藏省所管に屬するもの二十五萬餘圓、（三）臨時事件豫備費豫算として成立せるもの二十萬圓、（四）明治三十八年度に於て豫算外支出を爲したるもの二千八百八十二萬餘圓、合計二億三千九百七十萬餘圓にして、之が支辨の財源としては、（一）公債募集金及一時借入金六千三百四十五萬餘圓、（二）特別會計資金繰替四百萬圓、（三）歲計剩餘其他一億七

千二百二十五萬餘圓を以て之に充つるの計畫とす。以上臨時軍事費竝に各省臨時事件費の兩者を合算すれば、時局に關する經費豫算の總計は實に十九億八千六百十二萬餘圓の巨額に達するの計算なり。今其の明細を示せば左表の如し。

| 區分 | 明治三十六年度豫算外支出額 | 明治三十六年勅令第二九一號に依りたる支出額 | 第一次豫算額 | 第二次豫算額 | 明治三十八年十二月豫算外支出額 | 第三次豫算額 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臨時軍事費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 右に對する財源 | | | | | | | |
| 公債・國庫債券及一時借入金 | | 一三〇、九七一、〇三五・八四一 | 三六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 七〇〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 一、七四六、四三一、〇三五・八四一 | |
| 一般會計繰入 | | | 七〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 一二九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | |
| 特別會計資金繰替 | | | 八〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | | |
| 軍資獻納金 | | 二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | |
| 雜收入 | | | | 五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | |
| 各省臨時事件費 | 一、四三、五八四・六八八 | 二五七、八五三・九三〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 八七、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 二八、八五三、四九九・二八五 | 八二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 二九五、七〇五、八八七・九三五 |
| 右に對する財源 | | | | | | 六三、一九三、二四三・〇〇〇 | |
| 公債・國庫債券及一時借入金 | | 二五七、八五三・九三〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 八七、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 二八、八五三、四九九・二八五 | 一八、八〇六、七五八・〇〇〇 | 二九五、七〇五、八八七・九三五 |
| 歲計剩餘其他 | 一、四三、五八四・六八八 | | | | | | |
| 特別會計資金繰替 | | | | | | | |
| 臨時軍事費及各省臨時事件費合計 | 一、四三、五八四・六八八 | 二五六、三八、九九・七二 | 四一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 七八七、二〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 八八、八三五、四九九・二八五 | 八二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 二九五、七〇五、八八七・九三五 |
| 右に對する財源 | | | | | | | |
| 增稅等の收入金 | | 二三一、三八、九九・七二 | 三七一、〇〇一、八九八・〇〇〇 | 七一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 八三三、四五〇、〇〇〇・〇〇〇 | 七六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 二六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 公債・國庫債券及一時借入金 | | | 三九、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 七七、一〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 五、〇四九、〇四九・二八五 | 六、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 三五、七〇五、八八七・九三五 |

| 特別會計資金繰替 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軍資獻納金 | | 二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | 六七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 雜收入 | | | | 一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | | | 一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 歲計剩餘其他 | 一、四三、五八四・六八八 | | 四七、七八、三・〇〇〇 | 三五、五八、九七・〇〇〇 | 一四八、五八一、八四九・九三五 | | 一四八、五八一、八四九・九三五 |

（備考）一、各省臨時事件費に對する第一次豫算は明治三十七年度、第二次豫算は同三十八年度、第三次豫算は同三十九年度に於ける臨時事件費豫備費豫算額なり。

二、增稅等の收入は徵收の便宜上一旦之を一般會計の歲入に編入の上、更に之を臨時軍事費特別會計に繰入せしものなるを以て、右表中一般會計繰入とある中には、增稅等の收入及歲計剩餘等を包含せるものとす。

三、增稅等の收入金額は總て相當計算に依る見込額にして、概數を以て定めたる計畫上の金額と符合せざるものあり。

四、歲計剩餘の金額は增稅等の收入金額と對照して多少斟酌を加へたるものにして、概數を以て定めたる計畫上の金額と符合せざるものあり。

五、明治三十六年勅令第二百九十一號に依る各省臨時事件費支出額二十五萬餘圓は、當初一時借入金を以て之を財源に充つるの計畫なりしも、整理の便宜上特別會計資金繰替に依り振替へ支辨することとせり。

六、第一次豫算に屬する歲計剩餘四千七百七十九萬餘圓の內、六百五十六萬九千八百七十一圓は軍艦水雷艇補充基金組入額に相當するものにして、當初之を該基金に組入れず、一般會計に於て直に剩餘と爲すの計畫なりしも、法律に依り一旦組入を要するを以て、實際に於ては歲計剩餘に於て同額を減少し、特別會計資金繰替に於て同額を增加することとなれり。

臨時事件費の中臨時軍事費の支出は、其の額頗る巨多に上るのみならず、之が整理の都合上一般の歲入歲出と區分するを便宜とするものありしを以て、政府は日清戰役の例に倣ひ、時局の開始より其の終結に至る迄を一會計年度とする特別會計を設置することと爲し、明治三十七年四月法律第二號を以て之を公布したり。而して時局の開始は明治三十六年十月に在るを以て、同月以降臨時軍事費

として支出せられしものは、總て右特別會計中に合併整理せらるることとなれり。平和克復の後臨時軍事費特別會計は明治四十年三月三十一日を以て終結せられしが、今此の結果に依り臨時軍事費の歳入歳出決算額を見るに、歳入決算額は總計十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓餘にして、之を前掲の豫算額に對比すれば一億九千七十六萬二千二百五十六圓餘を增加し、又其の歳出決算額は總計十五億八百四十七萬二千五百三十八圓餘にして、之を前掲の豫算額に對比すれば二億三千七百九十四萬八千四百九十七圓餘を減少せり。今右臨時軍事費支出額の內譯を掲ぐれば左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| 陸軍省所管 | | |
| 人件費 | | 一四七、二七三、五二六・〇九九 |
| 物件費 | | 九七二、三一二、四〇〇・五〇九 |
| 機密費 | | 三、二二四、四三五・〇四二 |
| 召集諸費 | | 三、一六七、五〇〇・〇七三 |
| 一時賜金 | | 一五六、二九二、四六五・〇〇〇 |
| 亡失金 | | 一一三、三七〇・八九〇 |
| 廣島市清潔費 | | 四〇、九七五・三三九 |
| 江戸川架橋費 | | 二一、七〇〇・〇〇〇 |
| 靖國神社臨時大祭特別寄附金 | | 二六五、〇〇〇・〇〇〇 |
| 從軍記章費 | | 六〇六、六八三・四四〇 |
| 計 | | 一、二八三、三一八、〇五六・三九二 |
| 海軍省所管 | | |
| 俸給及諸給 | | 一五、三四二、二〇九・二四八 |
| 廳費 | | 六九三、二八八・二五一 |
| 旅費 | | 一、二一三、〇七二・一一二 |
| 雜給及雜費 | | 四七二、六二六・四二九 |
| 諸手當 | | 四九一、一七一・八七九 |
| 糧食費 | | 七、九〇五、四四九・八〇六 |
| 被服費 | | 五、四六九、七八八・五四四 |
| 造兵及修理費 | | 二二、四一八、八八二・四八五 |
| 造船及修理費 | | 二六、〇七九、八七三・七六九 |
| 患者費 | | 三三三、二二二・一三五 |
| 軍港要港費 | | 一、四五〇、一〇八・一六〇 |
| 艦營費 | | 三九、五四〇、六四五・〇二六 |
| 水路費 | | 七三、三四二・九二七 |
| 營繕費 | | 五、一〇八、二〇六・〇五一 |
| 船舶費 | | 二〇、三二九、六二五・九三〇 |
| 機密費 | | 八二四、九二七・七一五 |
| 雜件費 | | 四、八四〇、一七三・三八一 |
| 機動費 | | 〇 |
| 軍艦購入費 | | 一五、九八四、五九三・三六三 |
| 煉炭製造所設立費 | | 一、〇四八、〇〇一・六九三 |
| 一時賜金 | | 八、三〇七、六三六・〇〇〇 |
| 亡失金 | | 四〇二、九五八・〇七三 |

| | |
|---|---|
| 清潔法施行諸費 | 五五、九九六、四二九 |
| 艦艇補足費 | 四六、六九八、八八九、五五四 |
| 凱旋式費 | 二九、一九二、五二〇 |
| 日露戰役海軍衛生史編纂費 | 一九二、五七〇 |
| 從軍記章費 | 四〇、四〇七、五四〇 |
| 計 | 二二五、一五四、四八一、七九〇 |
| 陸軍及海軍合計 | 一、五〇八、四七二、五三八、一八二 |

次に臨時事件費中各省臨時事件費は明治三十六年度乃至四十年度の五箇年度間に亙り支出せられしが、今其の仕拂濟總額を見るに合計二億二千百五十八萬千六百七圓餘にして、之を前揭の豫算額に對比すれば千八百十二萬四千二百八十圓餘を減少せり。以上臨時軍事費及各省臨時事件費の歲出決算額を合算すれば、合計十七億三千五萬四千百四十五圓餘にして、之れ卽ち日露戰役に關して直接間接に支出せられし經費の總額なりとす。但し此の外臨時軍事費特別會計の終結に關する法律の規定に從ひ、同會計豫算殘額中其の歲出豫算額を明治四十年度一般會計に移換せられしもの一億三千七百二十四萬三千七百三十三圓餘あり、其の中臨時軍事費の費目の下に大正四年度迄遞次繰越使用せられし金額は、九千六百二十三萬六千三百三十八圓餘なるを以て、之を前記臨時軍事費及各省臨時事件費の合計額に加算するときは、時局に關して支出せられし經費總額は更に增大して、十八億二千六百二十九萬四百八十三圓餘に達するの計算なり。

## 第三款　臨時事件費の財源



### 第一項　總　說

臨時事件費の支出は上述の如く頗る巨額に上りしが、之が支辨の財源として政府は一般歲計剩餘金、特別會計資金繰替、增稅等の收入、公債、國庫債券及一時借入金、軍資獻納金等を豫定したり。而して此等の諸財源の中最も主要なるものは國債收入にして、其の發行總額十四億七千三百二十九萬餘圓（行賞賜金として發行の分を除く）に及び、日露戰費の大部分は之に依りて支辨せられたり。國債に次で主要なるものは增稅等の收入にして、右は明治三十七年及八年の兩次に亙りて非常特別稅として、各種租稅の新設又は增徵を行ふと共に、新に煙草の製造專賣及鹽專賣を實施し、之に依り三十七年度に於て六千二百二十餘萬圓、三十八年度に於て一億五千六十七萬餘圓の增收を計畫し、之を以て臨時事件費の一部に充當することと爲したり。又右と同時に政府は一般會計に於て能ふ限り經費の節約及繰延を行ひ、之に依りて得たる剩餘を臨時事件費支辨の一財源と爲すこととし、明治三十七年度に於て合計五千九十二萬三百八十九圓、三十八年度に於て合計七千五百六十六萬四百五十四圓、總計一億二千六百五十八萬八百四十三圓の節約及繰延を行ひたり。更に又政府は臨時事件費支辨の財源として特別會計資金を繰替流用することと爲し、明治三十七八兩年度に於て數次に亙り、軍艦水雷艇補充基金、教育基金、災害準備基金、森林資金より、臨時軍事費特別會計に六千九百三十一萬千餘圓、一般會計に四百二十五萬七千餘圓、合計七千三百五十六萬九千餘圓を繰入れたり。以上の外政府は臨時軍事費特別會計歲入豫算に軍資獻納金百五十萬圓、雜收入五十萬圓を計上せしが、實際に於ては其の收入前者は二百三十三萬千餘圓、後者は千六百十萬七千餘圓に達したり。

今以上臨時事件費に關する各種の財源の中其の主要なるものに就き、項を更めて概說すべし。

## 第二項　租稅の增徵

明治三十七年三月第二十回帝國議會開會せらるるや、政府は臨時事件に關する經費の支辨財源の一として租稅の增徵を行ふことと爲し、之に關する法律案を議會に提出して其の協贊を經、同年四月一日より之を實施せり。而して右の增稅計畫に就ては政府は專ら施行の簡易と收入の確實とを主眼とすると共に、國民の資力に應じて負擔の衡平を期することとし、此の主旨の下に先づ當時現行の租稅中增稅し得べきものは悉く之を增徵し、尙ほ歲入不足の補塡として數種の新稅を創設することと爲せしものなるが、此等各種租稅の增徵又は新設に際しては、政府は各個別的に稅法の改正又は制定を行ふの方法を避け、總て非常特別稅法なる單行法律中に包括規定することと爲したり。蓋し此の增稅は總て日露戰役なる臨時事件に要する經費を支辨する爲に行はるるものなるが故に、此等の增稅又は新稅を非常特別稅なる名稱の下に一法律中に規定し、以て非常事變に際して臨時に增徵するの意を明かにすると同時に、國民をして增稅負擔の觀念を厚からしめんことを期せしものなり。右非常特別稅法は地租·所得稅·營業稅·酒稅·砂糖消費稅·醬油稅·登錄稅·取引所稅·狩獵免許稅·鑛區稅及各種の輸入稅を增徵し、毛織物及石油に對して新に消費稅を課し、且民事訴訟用印紙及商事非訟事件用印紙を增貼せしむるものにして、右は明治三十七年四月一日を以て公布せられ、卽日より施行せられたり（但し輸入稅に關しては公布後六箇月を經て實施せらる）。尙ほ政府原案に於ては右の外新に鹽及絹布にも消費稅を課せんとせしが、右は議會に於て削除せられたり。而して本增稅は國民に對する空前の負



擔なるを以て、政府は他方に於て地方經濟緊縮の方針を採り、府縣其他の公共團體の附加稅を制限し以て國民負擔の過重を避けんことを圖れり。

然るに爾後戰局の發展に伴ふ軍費の增加は重ねて歲入の增加を圖るの必要を生ずるに至り、政府は臨時事件費第二次豫算の編成に當り、更に增稅を行ふことと爲し、之に關する法律案を明治三十七年十一月第二十一回帝國議會に提出して其の協贊を經たり。右第二次增稅計畫は非常特別稅法を改正して、地租·所得稅·營業稅·酒稅·砂糖消費稅·登錄稅·取引所稅·狩獵免許稅·鑛區稅·賣藥印紙稅·印紙稅及各種の輸入稅を增徵すると共に、新に小切手に印紙稅を、砂金採取業者に砂金採取地稅を、汽車·電車·汽船の乘客に通行稅を、毛織物以外の織物に消費稅を、繭·米及籾に輸入稅を課し、且行政訴訟用書類に印紙を貼用せしむることと爲し、別に相續稅法を制定して相續稅を創設するものにして、其の相續稅のみを非常特別稅法と別個の單行法を以て規定せしは、其の性質上戰時一時の課稅に止むることなく將來永久の制度と爲すを適當と認めしに因るものなり。第二次增稅計畫に係る諸法律は何れも明治三十八年一月一日を以て公布せられ、非常特別稅改正法は卽日より、相續稅法は同年四月一日より施行せられたり。但し非常特別稅中輸入稅に關しては法律發布後六箇月を經て實施せらるるの外登錄稅·織物消費稅等に關しても多少實施の時期を異にしたり。

今第一次及第二次非常特別稅に依る增徵の概略を表示すれば左の如し。

| 稅目 | 定率 | 第一次增率 | 第二次增率 | 合計 |
|---|---|---|---|---|
| 地租 | 地價百分の二、五 | 地價百分の三、五 | 地價百分の二、〇 | 地價百分の八、〇 |
| 郡村宅地 | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市街宅地價 | 百分の二、五 | 百分の五、五 | 百分の一二、〇 | 百分の二〇、〇 | 製成一石 | 一圓二十五錢 | 製成一石 | 二十五錢 | 製成一石 | 一圓 | |
| 其他の土地 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 營業稅 | 百分の二、五 | 百分の一、八 | 百分の一、二 | 百分の五、五 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 五十錢 | 諸味一石 | 十圓 | |
| 營業所得稅 | 一箇 | 七 | 一、二 | 五分 | 製成一石 | 二圓五十錢 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓 | |
| 第一種甲 | 一箇 | 七割 | 八割 | 二箇五分 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |
| 第一種乙 | 一箇 | 七割 | 八割 | 二箇五分 | 百斤 | 一圓七十錢 | 百斤 | 五錢 | 百斤 | 一圓 | |
| 第二種 | 一箇 | 七割 | 自三至十割 | 自一至二箇 | 製成一石 | 二圓五十錢 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓 | |
| 第三種 | 一箇 | 七割 | 自一至三箇 | 自二至五箇 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |
| 酒造稅 | 七箇 | 七割 | 八割 | 二箇五分 | 百斤 | 一圓七十錢 | 百斤 | 五錢 | 百斤 | 一圓 | |
| 第一種 | 七箇 | 七割 | 八割 | 二箇五分 | 製成一石 | 二圓五十錢 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓 | |
| 第二種 | 七箇 | 七割 | 自一三至十三割 | 自一至二箇 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |
| 第三種 | 七箇 | 七割 | 自三至十割 | 自二至五箇 | 百斤 | 一圓七十錢 | 百斤 | 五錢 | 百斤 | 一圓 | |
| 第四種 | 七箇 | 七割 | 自一三至十三割 | 自一至二箇 | 製成一石 | 二圓五十錢 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓 | |
| 第五種 | 七箇 | 七割 | 自一三至十三割 | 自一至二箇 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |
| 酒精及酒精含有飲料稅 | 同酒精分一度毎に | 同酒精分一度毎に | 同酒精分一度毎に | 同酒精分一度毎に | 一石 | 十六圓 | 一石酒精分一度毎に | 二錢五厘 | 一石 | 一圓 | |
| 原容量百分中純酒精の容量二十以下のもの | 七十錢 | 一圓五十錢 | 七十錢五厘 | 二錢五厘 | 一石 | 十圓 | 同酒精分一度毎に | 二錢五厘 | 一石 | 一圓 | |
| 原容量百分中純酒精の容量二十以上のもの | 一石 | 一圓五十錢 | 七十錢五厘 | 二錢五厘 | 一石 | 十圓 | 同酒精分一度毎に | 二錢五厘 | 一石 | 一圓 | |
| 砂糖消費稅 | 一石 | 一圓五十錢 | 七十錢五厘 | 二錢五厘 | 一石 | 十圓 | 同酒精分一度毎に | 二錢五厘 | 一石 | 一圓 | |
| 自第一種至第四種 | 百斤 | 一圓八十錢 | 百斤 | 五錢 | 百斤 | 一圓七十錢 | 百斤 | 五錢 | 百斤 | 一圓 | |
| 醬油稅（稅則第二條本文の分） | 諸味一石 | 二圓 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |
| 醬油（稅則第二條但書の分） | 製成一石 | 二圓 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓五十錢 | 製成一石 | 十錢 | 製成一石 | 二圓 | |
| 醬油（同上） | 諸味一石 | 一 | 諸味一石 | 二錢五厘 | 諸味一石 | 二圓五十錢 | 諸味一石 | 十錢 | 諸味一石 | 二圓 | |





| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印紙（同上） | 製成一石 | 一圓 | 製成一石 | 二十五錢 | 製成一石 | 一圓二十五錢 | 製成一石 | 二十五錢 | 製成一石 | 一圓 | |
| 登錄稅 | 自不動產價格千分の二至同千分の四十 | 千分の三 | 自不動產價格千分の三至同千分の十 | 千分の五 | 自不動產價格千分の五至同千分の十 | 千分の六 | 自不動產價格千分の五至同千分の十 | 千分の五 | 自不動產價格千分の五至同千分の十 | 千分の五 | |
| 不動產に關する登記 | 自船舶價格千分の一至同千分の二十 | 千分の二 | 自船舶價格千分の二至同千分の二十 | 千分の一 | 自船舶價格千分の五至同千分の十 | 千分の二 | 自船舶價格千分の五至同千分の十 | 千分の二 | 自船舶價格千分の五至同千分の十 | 千分の二 | |
| 船舶に關する登記 | 課稅標準額千分の四十 | 千分の二十 | 課稅標準額千分の二十 | 千分の一 | 課稅標準額千分の十 | 千分の二 | 課稅標準額千分の十 | 千分の二 | 課稅標準額千分の十 | 千分の二 | |
| 第六條及第六條の二に依る登錄稅 | 毎一箇所 | 十圓 | 毎一箇所 | 五十錢 | 毎一件 | 十圓 | 毎一件 | 十圓 | 毎一箇所 | 十圓 | |
| 鑛業に關する登錄 | 自三至百五十 | 十圓 | 自二十五 | 十圓 | 自十至五十 | 十圓 | 自二十至五十 | 十圓 | 自二十至五十 | 十圓 | |
| 取引所稅 | 賣買各約定代金高 | 萬分の六 | 賣買各約定代金高 | 萬分の三 | 賣買各約定代金高 | 萬分の三 | 賣買各約定代金高 | 萬分の十二 | 賣買各約定代金高 | 萬分の五 | |
| 商品有價證券 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | |
| 國債及地方債證券 | 同 | 四十錢 | 同 | 十錢 | 同 | 十錢 | 同 | 十錢 | 同 | 十錢 | |
| 狩獵免許稅 | 一等 | 二十圓 | 一等 | 十圓 | 一等 | 十圓 | 一等 | 四十圓 | 一等 | 十圓 | |
| 鑛區稅 | 二等 | 十圓 | 二等 | 五圓 | 二等 | 五圓 | 二等 | 十圓 | 二等 | 四圓 | |
| | 三等 | 二圓 | 三等 | 一圓 | 三等 | 一圓 | 三等 | 三圓 | 三等 | 一圓 | |
| 試掘 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 同 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 同 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 十錢 | 鑛區千坪毎に一箇年 | 同 | |
| 採掘 | 同 | 四十錢 | 同 | 十錢 | 同 | 十錢 | 同 | 六十錢 | 同 | 十錢 | |
| 砂金採取地稅 | 採取區域一町毎に一箇年 | 三十錢 | 採取區域一町毎に一箇年 | 同 | 採取區域一町毎に一箇年 | 同 | 採取區域一町毎に一箇年 | 十錢 | 採取區域一町毎に一箇年 | 同 | |
| 河床 | 同千坪毎に一箇年 | 三十錢 | 同千坪毎に一箇年 | 同 | 同千坪毎に一箇年 | 同 | 同千坪毎に一箇年 | 十錢 | 同千坪毎に一箇年 | 同 | |
| 河床に非ざるもの | 一方に付 | 二圓 | 一方に付 | 同 | 一方に付 | 同 | 一方に付 | 二圓 | 一方に付 | 同 | |
| 賣藥稅 | 自三至百 | 二圓 | 自一至百 | 同 | 自一至百 | 同 | 自三至百 | 二圓 | 自一至百 | 同 | |
| 賣藥營業 | 每方劑一箇年の製造定價總額 | 自三百圓未滿至十萬圓以上 | 每方劑一箇年の製造定價總額 | 自三百圓未滿至十萬圓以上 | 每方劑一箇年の製造定價總額 | 自三百圓未滿至十萬圓以上 | 每方劑一箇年の製造定價總額 | 自三百圓未滿至十萬圓以上 | 每方劑一箇年の製造定價總額 | 自三百圓未滿至十萬圓以上 | |

| | | |

次に右第一次及第二次の增收計畫に依る增收豫定額及實際收入額を示せば左の如し。

| | | 豫定額 | 收入濟額 | 自五十圓至六十圓 | 自二十五錢至二十五圓 | 自五十圓至六十圓 | 自二十五錢至二十五圓 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三十七年度 | 第一次計畫 | 五三、七三五、五九四円 | 五〇、二四八、三四四円 | | | | |
| 明治三十八年度 | 第一次計畫 | 六二、一〇一、四三七 | 六二、五六四、一一五 | | | | |
| | 第二次計畫 | 五七、八八九、一三二 | 六四、三七一、八四三 | | | | |
| | 計 | 一一九、九九〇、五六九 | 一二六、九三五、九五八 | | | | |
| 明治三十九年度 | 第一次計畫 | 六三、一七八、一六八 | 六八、一六〇、二二〇 | | | | |
| | 第二次計畫 | 五八、六一二、六二一 | 七八、七七一、四五八 | | | | |
| | 計 | 一二一、七九〇、七八九 | 一四六、九三一、六七八 | | | | |

（備考）明治三十七年度には右の外第二次計畫に依る收入（自明治三十八年一月至同年三月）百三十九萬二百八圓あり。

## 第三項　專賣制度の擴張

政府は曩に日淸戰後の國費膨脹に備ふる爲め葉煙草專賣制度を創設し、明治三十一年一月より之を實施し來りしが、元來煙草專賣は單に葉煙草の專賣のみに止むべきものにあらずして、其の製造專賣を伴ひて始めて完全なるものなりと雖も、右製造專賣は大事業に屬し、一朝一夕に之が準備を整ふこと能はざるを以て、政府に於ては追て相當の準備を了したる後適當の機會に之を斷行せんことを豫定せり。然るに右葉煙草專賣は其の實施後數年にして專賣純益は極度に達し、此以上に收入率の引上を行ふことは到底一般經濟事情の許さざるものありしのみならず、他面葉煙草價格の昂騰に伴ひ逋脫の弊は日に增長し、之が取締の困難名狀すべからず、葉煙草專賣に依る此以上の收入增加は到底期し得ざる狀態に立到れり。時偶〻日露の開戰に當り莫大の軍費を必要とするに際せしを以て、玆に政府は煙草の製造及販賣に至る全般的專賣制度を創設し、以て軍費の一部に充つると共に永久の財源と爲すこととし、明治三十七年三月第二十回帝國議會に煙草專賣法案を提出して其の協贊を經たり。斯くて卷煙草の製造專賣は同年七月一日より、又刻煙草の製造專賣は翌三十八年四月一日より實施せられたり。

然るに時局の發展に伴ひ軍費の增大に應ずる爲め第二次の增收計畫を定むる必要を生ずるに至り、其の一部として政府は新に鹽の專賣制度を起すことに決し、第二十一回帝國議會に鹽專賣法案を提出したり。議會は之に多少の修正を加へて可決せしを以て、玆に鹽專賣法は明治三十八年一月一日を以て公布せられ、同年六月一日より實施せられたり。

今右煙草製造專賣及鹽專賣に依る收入豫定額及實收額を示せば左の如し。但し此の中鹽專賣に關しては特別會計を設置せざりし爲め、總收入額を計上せしを以て、純益は右額より減少するものとす。

| | | 豫定額 | 收入濟額 |
|---|---|---|---|
| 明治三十七年度 | 專賣局益金 | 八、四六六、二八五円 | 八、九二九、七九三円 |
| 明治三十八年度 | 煙草專賣局益金 | 一四、四四〇、七八七 | 一五、一五七、八八八 |
| | 鹽專賣收入 | 一六、二三九、六六七 | 一一、九九八、〇一二 |
| | 計 | 三〇、六八〇、四五四 | 二七、一五五、九〇〇 |

| | | |
|---|---|---|
| 明治三十九年度 | 煙草專賣局益金 | 一四、四四〇、七八七圓 |
| | 鹽專賣收入 | 二六、二七四、八三一 |
| | 計 | 四〇、七一五、六一八 | 三七、九〇七、七五四 | 一四、六七九、七九三圓 | 二三、二二七、九六一 |

## 第四項　公債の募集

時局に關する經費に對する財源の大部分は既述の如く之を公債に仰ぐ計畫なりしが、右計畫に基き政府は五回に渉りて國庫債券を發行すると共に、海外に於て四回に渉りて外國債を募集したり。今之を概說すれば左の如し。

明治三十六年日露交渉の事漸く急を加ふるや、同年十二月勅令(緊急)第二百九十一號を公布せられ軍備補充に要する經費支辨の爲め政府は一時借入金を爲し、特別會計資金を繰替使用し及國庫債券を發行することを得るものとせられしが、翌明治三十七年二月遂に戰端を開くに及び、右勅令に依り同年三月第一回國庫債券一億圓を發行したり。其の利率は一箇年五分にして、發行價格は額面百圓に付九十五圓とし、償還年限を五箇年と定めたり。

尋いで同年三月法律第一號公布せられ、臨時事件費支辨の爲め政府は特別會計資金繰替使用の外一時借入金を爲し國庫債券の發行及公債の募集を爲すことを得るものと爲し、其の額を二億八千萬圓以內と定めたり。仍て政府は右法律に依り同年五月英國倫敦及米國紐育に於て、第一回英貨公債一千萬磅を募集せり。而して之が募集の方法は引受人を定め發行するものにして、其の利子は一箇年六分、發行價格は英貨百磅に付九十三磅十志とし、償還期限を明治四十四年四月五日と定め、關稅收入を以て之が擔保とせり。蓋し內地に於ける國庫債券の發行に比し其の條件不利なりと雖も、正貨吸收の必要ありしと、他面交戰國に對する資金の投下は資本家の最も危惧する所なるに依り、實に已むを得ざるものなりとす。尋いで同年六月右法律に依り第二回國庫債券一億圓を發行せしが其の利率は第一回と同一にして、發行價格を額面百圓に付最低九十二圓とせり。發行價格に於て第一回に比し相違を見しは、主として第一回債券の償還年限五箇年に對し第二回債券の償還年限を七箇年と定めしと、多少金融市場の狀況を斟酌したるとに依れり。尋いで同年十一月に至り右法律に依り更に第三回國庫債券八千萬圓を發行せしが、其の利率發行價格及償還年限は第二回と同一なりとす。然るに外國に對する支拂の增加に伴ひ更に外債を募集するの必要に迫られしが、右法律第一號に依る起債額は既に其の制限に達せしを以て、同年十一月勅令(緊急)第二百二十八號を以て、臨時事件費支辨の爲め公債一億二千萬圓を募集するを得るの件を公布し、之に基き同月英國倫敦及米國紐育に於て第二回英貨公債千二百萬磅を募集せり。其の募集方法及利率は前回と同一にして、發行價格を英貨百磅に付九十磅十志とし、償還期限を明治四十四年十月五日と定め、關稅收入を以て第二擔保とし第一回英貨公債償還濟の上は之を以て優先に擔保することとせり。

然るに戰局の前途は遼遠にして終局の目的を達せんには尙ほ巨額の軍費を必要とせしを以て、翌明治三十八年一月に至り法律第十二號を以て更に臨時事件費支辨に關する法律公布せられ、臨時事件費支辨の爲め一時借入金、國庫債券の發行及公債の募集を爲すことを得しめ、其の額を四億五千五百萬圓以內と定めたり。斯くて政府は右法律に基き同年二月國庫債券二億圓を發行せんとせしが金融の狀況に鑑み先づ之を一億圓に止め、同年三月を以て之を募集せり。第四回國庫債券卽ち之な

り。其の利率は一箇年六分にして、發行價格は額面百圓に付最低九十圓とし、償還年限は同年九月より起算し滿七箇年と定めたり。其の利率を高めたるは金融市場の狀況に鑑みる所ありしに因るものなり。然るに當時奉天の戰捷と開戰以來本邦財政經濟上の狀況とは大いに歐米の人心を動かせしと共に、我國に對する彼等の信用益〻厚きを加へ、外債募集の好機を示せしを以て、政府は戰局の前途尙ほ遼遠なるを慮り、將來起るべき多大の外國拂に備へ、且正貨準備の充實を期するが爲め、明治三十八年三月前記法律第十二號に基き第三回英貨公債三十萬磅を英米兩國に於て募集せり。其の募集方法は前回と異る所なきも、利率は之を低めて年四分半と爲し、發行價格を英貨百磅に付九十磅、償還期限を明治五十八年二月十五日と定め、煙草專賣益金を以て之が擔保とせり。尋いで同年五月に至り第五回國庫債券一億圓の發行を行ひしが、右は第四回發行の際募集の議を決せしものにして、其の利率・發行價格及償還年限等總て第四回と同一なりとす。但し本國庫債券發行の際には右法律第十二號に依る起債制限額は、既に其の募集餘力一億圓に充たざりしが、右法律には別に臨時事件に關し發行する國庫債券及公債に於ける發行價格の差減額を補塡する爲には、該制限以外に於て起債することを得るの條項を存せしを以て、募集餘力に對する超過額は右條項に依り發行價格差減額の一部を募集したるものとす。

爾後戰局の發展に伴ひ益〻軍費の急要を感ずるに至りしを以て、更に明治三十八年七月勅令（緊急）第百九十四號を以て、臨時事件費支辨の爲め公債三億圓を募集するを得るの件を公布せられ、之に依り英・米・獨三國に於て第四回英貨公債三千萬磅を募集したり。之れ第二回四分半利付英貨公債にして其の募集の方法・發行價格及擔保等は前回と同一とし、其の償還期限を明治五十八年七月一日と定めたり。

尋いで同年九月日露の平和は克復せられしと雖も、戰役中に於ける軍費の不足額及軍隊引揚及論功行賞等の爲め要すべき費額は決して尠しとせざりしを以て、更に公債に依り之を支辨することとなし、明治三十九年二月法律第一號を以て三たび臨時事件費支辨に關する法律公布せられたり。右法律に依れば臨時事件費支辨の爲め政府は一時借入金を爲し、特別會計資金を繰替使用し及公債を募集することを得べく、其の額は三億六千三百萬圓以內とし、別に陸海軍の復舊費、滿韓軍備費に充つる爲め、七千萬圓以內の公債を起すことを得るものとせり。仍て政府は右法律に依り同年三月臨時事件公債二億圓を募集したり。其の利率は一箇年五分にして、發行價格は額面百圓に付最低九十五圓とし、償還年限は同年より五箇年据置、其の翌年より向二十五箇年と定めたり。尙ほ右の外本公債起債法定額の餘力を以て、行賞賜金代用の爲め必要に應じて發行したる公債額合計一億千七十三萬五千四百圓あり。右は特別發行の方法に依り日本銀行に交付し發行の手續を爲せしものにして、之が利率・發行價格・償還年限等總て右臨時事件公債と同一なりとす。

以上の如くにして前後五回の國庫債券及前後四回の英貨公債竝に臨時事件公債に依り、臨時事件の爲に政府の發行したる公債額（一時賜金公債を除く）は、額面額十四億七千三百二十九萬九千二百七十五圓にして、其の實收額十三億千三百五十四萬四千四百二十七圓に達したり。今其の內譯を揭ぐれば左の如し。

| 區別 | 發行年月 | 利率 | 發行額面額 | 實收額 | 發行方法 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第一回國庫債券 | 明治三七年三月 | 分 | 九六、九七七、五七五円 | 九五、三七六、一二三円 | |

| | 明治三七・六月 | 五分 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 第二回國庫債券 | 三七・一二 | 五分 | 九八、八七六、六五〇 | 九〇、九八一、七九五 | 円 |
| 第三回國庫債券 | 三八・三 | 六分 | 七七、四八〇、七二五 | 七一、二八八、六七五 | 公募 |
| 第四回國庫債券 | 三八・三 | 六分 | 九九、七九〇、五七五 | 九〇、二五四、九六一 | |
| 第五回國庫債券 | 三八・五 | 六分 | 九九、九三六、一五〇 | 八九、九八四、〇八〇 | |
| 計 | | | 四七三、〇六一、六七五 | 四三四、八八五、六三七 | |
| 第一回六分利付英貨公債 | 三七・六 | 六分 | 九七、六三〇、〇〇〇（一〇、〇〇〇、〇〇〇） | 八六、八三四、一七〇 | |
| 第二回六分利付英貨公債 | 三七・一一 | 六分 | 一一七、一五六、〇〇〇（一二、〇〇〇、〇〇〇） | 一〇〇、四六三、五九四 | 銀行團引受に依る公募 |
| 第一回四分半利付英貨公債 | 三八・三 | 四・五分 | 二九二、八九〇、〇〇〇（三〇、〇〇〇、〇〇〇） | 二五一、一五八、九八七 | |
| 第二回四分半利付英貨公債 | 三八・八 | 四・五分 | 二九二、八九〇、〇〇〇（三〇、〇〇〇、〇〇〇） | 二五一、一三七、八一七 | |
| 計 | | | 八〇〇、五六六、〇〇〇（八二、〇〇〇、〇〇〇） | 六八九、五九四、五七〇 | |
| 臨時事件公債 | 三九・三 | 五分 | 一九九、六七一、六〇〇 | 一八九、〇六四、二一八 | 公募、日銀引受 |
| 合計 | | | 一、四七三、二九九、二七五 | 一、三一三、五四四、四二七 | |

（備考）一、外に一時賜金公債の發行額一一〇、七三五、四〇〇圓（預金部引受）あり。

二、英貨公債の發行額面額の欄中括弧内の數字は磅を示す。

以上各種公債に就き其の應募の狀況を見るに、國庫債券に在りては應募總額最も多きは發行額の五倍に上り、少きも尙ほ三倍を下らず、而して價格以上の申込の如きは最も多きは實に發行額の七割七分を占めたり。殊に第四回發行に於ては外國人の申込非常に多く、其の額八千二百六十二萬餘圓に上れり。當時我國に於て一時に一億圓以上の公債を募集したるは曾て前例なく、而も前後僅に十數箇月の間に約五億圓に達する巨額の內國債を發行せしに拘らず、毎回右の如き盛況を呈せしは、一は本邦經濟界の發達の著しきものありしと、他面國家非常の時に際して國民一般に奉公の情厚きに因るものなりと云ふべし。而して三十九年二月臨時事件公債募集の當時は既に戰局終結後なりしのみならず、一時に二億圓の公債募集は未曾有のことに屬せしと雖も、其の募集の成績は之亦意外の好結果を擧げ、應募申込額は募集額の一倍半に上れり。次に外債募集の成績を見るに之れ又毎回英米市場に於て好景氣を以て迎へられ、其の應募申込額は募集額に對し、第一回六分利公債は英國に於て約三十倍、米國に於て約五倍、第二回六分利公債は英國に於て約十三倍、米國に於て約一倍半、第一回四分利付公債は其の利率の低きに拘らず猶ほ英國に於て約十倍、米國に於て約七倍に達するの盛況を見、第二回四分利付公債亦殆ど同樣の好成績を收めたり。

## 第四款　軍資金の運用

明治三十六年十月以降同四十年七月迄に於て、臨時軍事費特別會計に收入したる軍資金の歳入額は、公債募集金及國庫債券收入十四億千八百七十三萬千二百二十九圓二十三錢八厘、一般會計繰入一億八千二百四十三萬百二十九圓、特別資金繰替六千九百三十一萬千九百七十七圓七錢、軍資獻納金其他の收入五千七十三萬八千九百二十圓七十九錢九厘、合計十七億二千百二十一萬二千二百五十六圓十錢七厘にして、同期間內に於ける軍事費の支拂濟額は十五億八百四十七萬二千五百三十八圓十八錢二厘なるを以て、結局に於ては差引收入超過二億一千二百七十三萬九千七百十七圓九十二錢五厘を生じたりと雖も、右收入額の中外債金收入にして現貨の儘保有せる爲め直に使用し得ざるもの毎月約二億圓乃至三億圓に達せしのみならず、增稅其他收入あるに先ち支拂を要するものありし等の爲め、毎月多額の現金不足を生じたり。仍て政府は右の不足額を一時補塡するが爲め、或は明治三十

八年法律第十二號及同三十九年法律第一號に依り大藏省證券を發行し、或は明治三十六年勅令第二百九十一號、同三十七年法律第一號及同三十八年年法律第十二號に依り日本銀行より一時借入金を爲し、或は戰地に於ける軍事費支拂の方法として一時繰替支辨を行ひたり。今此等軍資金運用の狀況を表示すれば左の如し。

軍資金一時補塡内譯表

| 年月 | 軍資金收支過不足(△)額 累計 | 同上 一時補塡 大藏省證券發行高 | 同上 一時補塡 一時借入金 | 同上 一時補塡 軍用切符使用高 | 同上 一時補塡 國庫内繰替高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 明治三六年一一月 | △ 一、七五一、三〇〇円 | 円 | 円 | 円 | 一、七五一、三〇〇円 |
| 〃 一二 | △ 一、九五〇、六〇〇 | | | | 一、九五〇、六〇〇 |
| 三七・一 | △ 二、〇三〇、一一〇、九〇〇 | | | | 二、〇三〇、一一〇、九〇〇 |
| 〃 二 | △ 二、〇四〇、八〇一、五四五 | | 七、〇〇〇、〇〇〇 | | 二、〇三三、八〇一、五四五 |
| 〃 三 | △ 二、〇四八、二七九、〇四〇 | | 一三、〇〇〇、〇〇〇 | | 二、〇三五、二七九、〇四〇 |
| 〃 四 | △ 二、〇五八、一〇〇、三五九 | | 一六、〇〇〇、〇〇〇 | 六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇三六、一〇〇、三五九 |
| 〃 五 | △ 二、〇六八、〇〇三、五二一 | | 一九、〇〇〇、〇〇〇 | 八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇四一、〇〇三、五二一 |
| 〃 六 | △ 二、〇七八、四二五、八一一 | | 二二、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇四六、四二五、八一一 |
| 〃 七 | △ 二、〇八八、三一二、九二五 | | 二五、〇〇〇、〇〇〇 | 一二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇五一、三一二、九二五 |
| 〃 八 | △ 二、〇九八、二〇一、七四一 | | 二八、〇〇〇、〇〇〇 | 一四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇五六、二〇一、七四一 |
| 〃 九 | △ 二、一〇八、〇九〇、六四二 | | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 一六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇六一、〇九〇、六四二 |
| 〃 一〇 | △ 二、一一八、〇〇〇、〇〇〇 | | 三四、〇〇〇、〇〇〇 | 一八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇六五、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 一一 | △ 二、一二八、〇〇〇、〇〇〇 | | 三七、〇〇〇、〇〇〇 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇七一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 一二 | △ 二、一三八、〇〇〇、〇〇〇 | | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇七六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三八・一 | △ 二、一四八、〇〇〇、〇〇〇 | | 四三、〇〇〇、〇〇〇 | 二四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇八一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 二 | △ 二、一五八、〇〇〇、〇〇〇 | | 四六、〇〇〇、〇〇〇 | 二六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇八六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 三 | △ 二、一六八、〇〇〇、〇〇〇 | | 四九、〇〇〇、〇〇〇 | 二八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇九一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 四 | △ 二、一七八、〇〇〇、〇〇〇 | | 五二、〇〇〇、〇〇〇 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、〇九六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 五 | △ 二、一八八、〇〇〇、〇〇〇 | | 五五、〇〇〇、〇〇〇 | 三二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一〇一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 六 | △ 二、一九八、〇〇〇、〇〇〇 | | 五八、〇〇〇、〇〇〇 | 三四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一〇六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 七 | △ 二、二〇八、〇〇〇、〇〇〇 | | 六一、〇〇〇、〇〇〇 | 三六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一一一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 八 | △ 二、二一八、〇〇〇、〇〇〇 | | 六四、〇〇〇、〇〇〇 | 三八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一一六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 九 | △ 二、二二八、〇〇〇、〇〇〇 | | 六七、〇〇〇、〇〇〇 | 四〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一二一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 一〇 | △ 二、二三八、〇〇〇、〇〇〇 | | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一二六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 一一 | △ 二、二四八、〇〇〇、〇〇〇 | | 七三、〇〇〇、〇〇〇 | 四四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一三一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 〃 一二 | △ 二、二五八、〇〇〇、〇〇〇 | | 七六、〇〇〇、〇〇〇 | 四六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一三六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 三九・一 | △ 二、二六八、〇〇〇、〇〇一 | | 七九、〇〇〇、〇〇〇 | 四八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一四一、〇〇〇、〇〇一 |
| 〃 二 | △ 二、二七八、〇〇〇、〇一一 | | 八二、〇〇〇、〇〇〇 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一四六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 三 | △ 二、二八八、〇〇〇、〇一一 | | 八五、〇〇〇、〇〇〇 | 五二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一五一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 四 | △ 二、二九八、〇〇〇、〇一一 | | 八八、〇〇〇、〇〇〇 | 五四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一五六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 五 | △ 二、三〇八、〇〇〇、〇一一 | | 九一、〇〇〇、〇〇〇 | 五六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一六一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 六 | △ 二、三一八、〇〇〇、〇一一 | | 九四、〇〇〇、〇〇〇 | 五八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一六六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 七 | △ 二、三二八、〇〇〇、〇一一 | | 九七、〇〇〇、〇〇〇 | 六〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一七一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 八 | △ 二、三三八、〇〇〇、〇一一 | | 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 六二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一七六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 九 | △ 二、三四八、〇〇〇、〇一一 | | 一〇三、〇〇〇、〇〇〇 | 六四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一八一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一〇 | △ 二、三五八、〇〇〇、〇一一 | | 一〇六、〇〇〇、〇〇〇 | 六六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一八六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一一 | △ 二、三六八、〇〇〇、〇一一 | | 一〇九、〇〇〇、〇〇〇 | 六八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一九一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一二 | △ 二、三七八、〇〇〇、〇一一 | | 一一二、〇〇〇、〇〇〇 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、一九六、〇〇〇、〇一一 |
| 四〇・一 | △ 二、三八八、〇〇〇、〇一一 | | 一一五、〇〇〇、〇〇〇 | 七二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二〇一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 二 | △ 二、三九八、〇〇〇、〇一一 | | 一一八、〇〇〇、〇〇〇 | 七四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二〇六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 三 | △ 二、四〇八、〇〇〇、〇一一 | | 一二一、〇〇〇、〇〇〇 | 七六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二一一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 四 | △ 二、四一八、〇〇〇、〇一一 | | 一二四、〇〇〇、〇〇〇 | 七八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二一六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 五 | △ 二、四二八、〇〇〇、〇一一 | | 一二七、〇〇〇、〇〇〇 | 八〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二二一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 六 | △ 二、四三八、〇〇〇、〇一一 | | 一三〇、〇〇〇、〇〇〇 | 八二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二二六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 七 | △ 二、四四八、〇〇〇、〇一一 | | 一三三、〇〇〇、〇〇〇 | 八四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二三一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 八 | △ 二、四五八、〇〇〇、〇一一 | | 一三六、〇〇〇、〇〇〇 | 八六、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二三六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 九 | △ 二、四六八、〇〇〇、〇一一 | | 一三九、〇〇〇、〇〇〇 | 八八、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二四一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一〇 | △ 二、四七八、〇〇〇、〇一一 | | 一四二、〇〇〇、〇〇〇 | 九〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二四六、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一一 | △ 二、四八八、〇〇〇、〇一一 | | 一四五、〇〇〇、〇〇〇 | 九二、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二五一、〇〇〇、〇一一 |
| 〃 一二 | △ 二、四九八、〇〇〇、〇一一 | | 一四八、〇〇〇、〇〇〇 | 九四、〇〇〇、〇〇〇 | 二、二五六、〇〇〇、〇一一 |



## 第一節　日露戰役の財政的處理

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 明治三九・一二月 | | 一、九六、六九九・九一 | 円 | 一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | 円 | |
| 明治四〇・一 | △ | 二、七六、八三三・〇三三 | | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 〃　二 | △ | 七、一〇三・八一〇・八三三 | | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 〃　三 | △ | 三六、三二三、四八四・九三一 | | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 〃　四 | △ | 四〇、四四二、七一四・三四七 | | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 〃　五 | △ | 四二、一〇三、四九三・九九三 | | 一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| 〃　六 | △ | 三一、二三一、三二一・四七三 | | — | | |

（備考）一、計數は總て毎月末現在高を示すものとす。

二、軍用切符使用額は回收に係る分を控除したるものを掲ぐ。

三、軍資金收入過不足額累計は內地に於て直に使用し得ざる分を控除したるものを掲ぐ。

## 第五款　正貨準備の維持

### 第一項　總說

時局に關する政府の支拂は頗る巨額に上るを以て、政府は其の支拂に關しては最も正貨の節約に重きを置き、主として兌換券及補助貨を以て之が支拂を爲し、又戰地に於ける支拂には軍用切符を使用する等、海外に對する支拂にして已むを得ざる場合の外は正貨を使用せざることとし、以て其の減少を豫防したり。今時局開始より明治四十年六月迄の臨時軍事費の支拂に供したる手段の種別を見るに、兌換券及補助貨十三億二百十七萬五千五十三圓八十二錢、軍用切符一億八千五十八萬二千四百五十六圓十錢、圓形銀塊千三百四十八萬四千四十三圓、金貨一千萬圓、一覽拂手形二百十三萬九千百九十二圓、韓錢九萬千七百九十三圓二十六錢二厘なり。但し右兌換券及補助貨等に依る支拂額中には、事實外國爲替を取組みたるもの少からざるを以て、此等は何れも結局に於て正貨となりしものなり。

右の如く正貨の支出は成るべく節約に努めたりと雖も、巨億に上れる支拂中には海外に對し正貨拂を要するもの亦隨て大なるは必然の勢にして、之を自然の狀態に放任せんか、國際貸借の關係は忽ち其の均衡を失ひ正貨濫出の虞あり。故に政府は豫め此の點に深く顧慮する所あり、一面に於ては極力正貨海外拂の節約方法を講ずると共に他面に於ては正貨の增加を圖ることとし、內地に在りては金銀地金の輸納を奬勵して之が吸收に努め、外國市場に在りては前後數回に亙り公債を募集して支拂の用に供し且正貨準備の充實に資し、又輸出爲替を買入れて外國拂に便ならしむる等、百方畫策する所ありたり。斯くて此等種々の施設に依り幸にして、正貨準備は左表に示す如く、戰時に在りても大なる減少を見ず、兌換制度の基礎は毫も影響を蒙ずることなく、我財政經濟の信用を安固ならしむることを得たり。以下此等施設の要點に就き概說すべし。

日本銀行正貨準備增減表

| 年 | 月 | 金貨及金地金 | 銀地金 | 合計 | 三十六年十月に比し增減（△） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 明治三十六年 | 十月 | 一一六、四九一、九四八 | | 一一六、四九一、九四八 | |
| 同 | 年十二月 | 七九、九〇四、七二六 | 三、六七六、五〇〇 | 八三、五八一、二二六 | △ 三二、九一〇、七二二 |
| 同 | 三十七年十二月 | 一〇七、七三三、〇一〇 | | 一〇七、七三三、〇一〇 | △ 八、七五八、九三八 |
| 同 | 三十八年 十月 | 一〇三、九八五、三〇一 | | 一〇三、九八五、三〇一 | △ 一二、五〇六、六四七 |
| 同 | 年十二月 | 一一五、五九五、〇二六 | | 一一五、五九五、〇二六 | △ 八九六、九二二 |

| | | |
|---|---|---|
| 明治三十九年十二月 | 一四七、二〇二、一二五 | 三〇、七一〇、一七 |
| 同　四十年三月 | 一四四、九二一、三〇二 | 二八、四二九、三五四 |

## 第二項　外國拂の緊縮

正貨準備の充實に關しては一方に於て外國拂の爲替資金を準備し、且本邦へ正貨を吸收するの策を採りしと雖も、他方に於て外國拂を惹起する原因に對して緊縮を加ふるの必要あるは勿論なり。故に政府は外國輸入品中其の使用を節し得べきものは努めて之を節し、又內國生產品を以て代用し得べきものは之を使用する等、外國品使用高の減縮を圖ると共に、其他の外國拂に就ても亦努めて之を緊縮するの方針を實行せり。卽ち大藏省は明治三十七年三月海外拂に係るものは緊急措くべからざるものの外は見合はすべき旨を以て各省と交涉を遂げ、尙ほ又同年五月右の趣旨を敷衍すると共に實行上に制限を設け、明治三十六年末より三十七年末に至る各省の外國拂月額を限定し、以て正貨拂の節約を圖れり。翌三十八年分に就ても前年の方針を繼續し、三十七年九月外國拂豫定月額を各省に通牒したり。明治三十九年に至りては旣に平和條約締結後に屬せしと雖も、時局の後を承け陸海軍に關する諸費、國債の元利拂其他諸般の經營に關し支出を要するもの巨額に上り、又他面に於ては官民共に戰時に於ける事業の緊縮を緩和し、海外に對する需要を增加する等、正貨の流出を促すべき情況少からざるを以て、尙ほ從來の方針を繼續し、三十九年四月を以て各省外國拂豫定總額を決定之を通牒し、四十年分亦同樣の方針を繼續したり。此等各年に於ける外國拂豫定額は、爾後已むを得ざる必要の爲め每年若干額を追加せられしが、今此等の追加を經たる各年の豫定額を示せば、三十七年分は一億四千三百三十八萬餘圓（臨時軍事費、各省臨時事件費、普通支拂を合算す。以下同樣）、三十八年分二億三千六百五十一萬餘圓、三十九年分三億千九十三萬餘圓、四十年分二億八千九百二十五萬餘圓なり。而して實際支拂を爲したる金額は左表の如くにして、每年豫定額に比し更に相當の減少を見たり。

| 區別 | 明治三十六年 | 同三十七年 | 同三十八年 | 同三十九年 | 同四十年 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 臨時軍事費 | 一六、〇一二、三二〇円 | 六五、五六四、五七七円 | 一二〇、八五五、四二九円 | 二五五、四二九、一六三円 | 八、三九〇、六四九円 | 三三六、三九九、一三六円 |
| 各省臨時事件費 | — | 八、六四二、八〇〇 | 三三、四三二、六四六 | 二五五、七八八、二六五 | 三三、三三四、五六三 | 七一、一三八、三七四 |
| 普通支拂 | 不詳 | 三四、〇三四、六〇六 | 四二、八五六、〇四七 | 二六六、九八一、九九二 | 二五三、一七九、五四三 | 五四六、〇七二、一八七 |
| 合計 | 一六、〇一二、三二〇 | 一〇七、二三二、〇五三 | 一九五、一〇一、一三二 | 二六四、九四四、七五五 | 二六四、九四四、七五五 | 八五五、一九、六九九 |

## 第三項　外國爲替の運用

政府の外國拂は其の直接たると間接たるとを問はず、本邦より正貨の拂出を要するものなりと雖も、政府は固より之が爲め自ら外國に正貨を輸送したることなく、或は國庫保有の金貨を日本銀行に交付し同行をして倫敦に於て振替拂を爲さしめ、或は倫敦保有の英貨を以て直接に支拂に充てたるの外、支拂の大部分に就ては專ら爲替作用に依りしものにして、政府は此の目的の爲に橫濱正金銀行をして輸出爲替の買收を行はしむると同時に、輸入爲替の取扱に制限を加へ、以て外國に於ける支拂資金の貯藏に努めしめたり。然れども他方に於て時局に關する用品其他民間需要の各種輸入品代支拂に就き爲替取組の爲め、在本邦の諸外國銀行の手元は資金過剩の結果を生じ、從て外國に向け資金の廻送を必要と爲すも、爲替不利の爲め現送の方法に依るが爲め、日本銀行に對し正貨の取付を爲

すもの少からず、依て日本銀行は此等外國銀行に對しては時々機宜に應じ建相場に比し幾分割高に爲替を取組み、以て正貨の流出を抑制するの方法を採りたり。

**第一　輸出爲替の買收**

時局の切迫と共に政府は日本銀行に內命し、橫濱正金銀行をして在本邦の同行本支店に於ては成るべく輸出爲替の買入に努むると共に、輸入爲替買控の方針を採らしめ、特に倫敦支店に於て資金の餘力を蓄ふるの方策を採り、他の海外支店は倫敦へ向け送金せしむることと爲さしめたり。右橫濱正金銀行が輸出爲替の買收を爲すに就ては、在本邦の諸外國銀行と競爭を爲すの必要あり、隨て其の價格の如きも建相場より若干方割高とせざるを得ず、其の結果として右買入れたる爲替金を政府の支拂に供用するに際しても通常の建相場に依ること能はざるを以て、政府の爲替取組に就ては特に相場を豫約し、以て同行が政府海外拂の爲替資金に差支なき樣輸出爲替の買收を爲すことを得せしめたり。而して其の豫約相場は第一回に金三千六百二十萬圓を電信爲替一志十一片十六分の十五參著爲替二志の割とし、第二回に金二千三百六十四萬圓を電信爲替二志〇片十六分の一の割とし、第三回に金一千萬圓を電信買爲替に比して〇片八分の三の差を以てすることを承認し、又第四回に金千五百萬圓を參著爲替相場二志〇片十分の五の割を以て政府に買上げたり。

**第二　輸入爲替取扱の制限**

橫濱正金銀行は政府の旨を承け民間輸入爲替に就ては成るべく其の取扱を爲さざる方針を採りしのみならず、政府需用の諸物品に關する輸入爲替と雖も、該輸入商人の請求に係る分は果して政府の註文に基くものなるや否やを明にしたる上、爲替取組を實行することとせり。然れども國民需用上の必要に基く民間輸入爲替の外國銀行の手に依り取組するもの少からず。隨て之が爲に生じたる外國銀行の餘剩資金は之を本國に廻送を要するも、爲替關係の逆なるが爲め寧ろ現送を利とし、其の結果正貨の流出夥しきに至りしを以て、政府は一箇月約三百萬圓を限度とし、正金銀行をして外國銀行以外の會社個人を選擇して、先物賣爲替開始の爲め新に輸入爲替の增加を誘ふことなき限度に於て、先物賣爲替の途を徐々に開始せしめたり。

## 第四項　外債募集金の運用

政府は又外債募集金に關しては必要に從ひ、或は之を日本銀行に賣却して、一面正貨準備の充實を圖ると共に、他面右賣却代金を以て日本銀行借入金を返償し、或は之を爲替資金に供し、或は之を現送し、或は又一時之を日本銀行に預入るる等、適宜の方法に依り之を運用したり。以下之を概說すべし。

**第一　借入金の償還**

政府は外債募集に依り受入れたる英貨及米貨の一部を日本銀行に賣却の上、借入金の返償に充つることと爲し、明治三十七年六月以降屢〻之を實行せしが、今其の數額を示せば、賣却高合計英貨二千七百三十六萬百三十磅〇九、米貨三千二百五十七萬七千五百十五弗六十六仙其の借入金返償額は合計三億四百萬圓なりとす。

**第二　爲替の取組**

外國支拂金に就ては既述の如く輸出爲替を買收して其の資金の一部をも之に充用し、其他軍用切符を以てする爲替取組資金にも之を充用したり。今明治三十八年

三月以降四十年六月末迄に於ける振替爲替の取扱額を示せば、公債利子振替として英貨六百三十萬三千七十二磅十八志四片、米貨七百九十五萬二百五十麻、公債製造費及發行費振替として英貨十九萬二千九十一磅十四志二片、米貨四萬五千弗、獨貨百三十二萬三千麻、印紙稅振替として英貨四百三十六磅五志、獨貨三千九百九十六麻八、軍票爲替資金として英貨六百二十五萬二千三百九十五磅十六志八片、軍票買入資金として二十九萬三千八百磅、陸軍省海外支拂經費振替として英貨百三十萬麻、海軍省海外支拂經費振替として英貨四十七萬二千六百二磅なりとす。

**第三**　正貨の現送

外債募集金の一部を以て金塊を購入し、又は圓銀及補助銀貨鑄造材料に充つる爲め銀塊を購入して本邦に現送することと爲し、金塊の購入は明治三十七年六月以降隨時之を實行せしが、今其の購入總額を示せば金塊買入元金として英貨百九十五萬七千二百六十七磅十八志十一片、米貨五百三十七萬三百六十五弗七十三仙、銀塊買入元金として英貨二百一萬三千百七磅一志十一片、米貨六十七萬六千二百七十五弗四十仙なりとす。

**第四**　外國に於ける公債募集金の保管運用

外債募集金を以て前述の如き各種の運用を行ひ尙ほ殘額ある場合には、明治二十七年法律第二十六號に依り隨時日本銀行に預入し、同行をして英國に於ては英國大藏省證券、英國國庫債券等を購入し又は利付預金として運用せしめ、米國、獨逸及佛國に於ては日本銀行へ寄托とし、同行をして更に他の確實なる銀行、會社へ利付預金として保管せしめ、又獨逸に於ては獨逸大藏省證券を購入運用せしめたり。其の購入證券は英國大藏省證券額面二千五百八十一萬磅、英國國庫債券額面九十二萬七千五百磅、獨逸大藏省證券額面九千八百六十萬麻にして、又利付預金の利子割合は時々變動あるも、英國に於ては最高五歩四分の一、最低二歩二分の一、米國に於ては最高三歩、最低二歩、獨逸に於ては最高五歩四分の一、最低一歩四分の一、佛國に於ては最高二歩、最低一歩八分の五なりき。更に又戰時中募集したる六分利付國庫債券にして、外國人應募の爲め海外に流出したるものを、倫敦及紐育に於て償還期日以前に割引買入を爲せしが、其の總額は明治四十年三月迄に倫敦に於て券面二千七百二十八萬二千五百七十六圓五十錢、此の購入代英貨二百七十五萬二千七十四磅十七志二片、紐育に於て券面九百二十六萬七千二百九十九圓七十二錢、此の購入代米貨四百五十五萬二千二百三十弗二十四仙にして此等國庫債券は時々本邦へ回送し、到著の上時々償還を受けたり。尙ほ資金の保管運用は米、獨、佛等に於てするよりも英國に於てする方確實且便利なるを以て、隨時必要に應じ日本銀行に爲替資金を交付し置き、市場の狀況を圖りて之を英國に爲替回金せしめたり。

## 第五項　金銀鑛採掘の調査及奬勵

時局に際し兌換制度の基礎を鞏固ならしむるの一手段として、我國に於ける金銀產出の增加を圖らんが爲め、明治三十七年四月工科大學長工學博士渡邊渡に囑託し、主要なる產金銀地を探査せしめ同年八月に至りて結了せり。其の探査に係るものは伊豆、常陸、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥、羽前、豐後及肥前地方に亙る十數箇山にして、他の著名なる產金地を除きしは其の狀況の多少世に知られたると、調査時日の永きに亙るを得ざりしとに因れり。右探査の結果に依れば此等地方に於ける鑛山中、未だ開發の域に達せずして殆ど空しく埋沒せるもの、又は其の事業萎靡振はず僅に命脈を維持するに過

ぎざるものにして、一たび之を開發誘導せば其の事業の振興發達を期し得べきもの少からず、此等鑛山の不振は實に鑛業上の智識及資金の缺乏に職由するものにして、之が矯正は金銀產額の增加を圖る上に於て最も急務なることを認めたり。仍て右探査結了後更に大藏省に臨時金鑛調査職員を置き、進んで全國に亙り精査を遂げしめ、隱れたるを發き舊坑を探り、尙ほ現行鑛山に對しては鑛業主を勸誘して採金の方法を改良し、其の事業を擴張せしめ、而して之が資金供給の途を開く等諸種の手段を講じ、其の將來有望なりと認定せられたる金銀鑛山にして、鑛業主の資力乏しきものに對しては、正當なる設計案及起業資金計算書等を提出せしめ、精査の上之を日本興業銀行に移し、同行をして資金の融通を計らしめることと爲したり。

### 第六項　金銀地金の輸納奬勵

金銀地金の輸納奬勵の爲め政府は明治三十七年四月金銀地金精製及品位證明規則を改正し、造幣局が貨幣製造又は精製の爲め受入るべき金銀地金の品位の制限を擴張すると同時に、金銀地金精製及品位證明取扱順序を改正し、輸納地金の拂戻期日を短縮し、尋いで同年十月再び金銀地金精製及品位證明規則を改正し、輸納することを得べき金銀地金の品位を一層引下げたり。

又銀の產出を奬勵し且之を外國市場に賣出さざらしむるが爲め、日本銀行に特命して買入資金を交付し、倫敦銀塊相場に倫敦より本邦への回送に要する運賃、保險料其他の諸費を加算したる相場を以て、一手に銀塊を買收せしめたり。此の方法に依り明治三十七年十月著手以來、明治四十年三月迄に購入せし銀塊の價格は約七百六十萬圓に達したり。

更に又鑛物採掘及輸納を奬勵するが爲め、造幣局は明治三十七年八月其の鑛物試驗料を改正減額せしが、爾來試驗依賴者著しく增加し、明治三十六年度に於て二百九十一件なりしもの、三十七年度に於ては五百五十件、三十八年度は千八十九件、三十九年度は二千八百五十五件に上れり。

以上の外日本銀行は廣く民間所藏の古金銀器物及古金銀の買入に努め、以て正貨準備の充實を圖りしが、之に應じて金銀地金を同行へ提供せしもの約百萬圓に及べり。

## 第二節　日露戰後の諸經營

日露戰役の結果東亞の局面一變し、我國の國際的地位は一躍して世界の第一等國に列し、國運益〻隆興するに至りしが、此の國力の發展に伴ひ政治上、經濟上、軍事上等各種の方面に於て各般の施設要求せられ、戰後に於て諸種の積極的事業の經營行はれたり。而して此等戰後經營としては政府の施設せし所は一にして止まらずと雖も、其の最も主要なるものを擧ぐれば軍備の擴張及充實、鐵道の國有竝に擴張、製鐵所の擴張、電話事業の擴張、滿韓及樺太の經營、治水計畫の確立等にして、此等の事業は多く明治四十年度以降に於て之が實行を見たり。斯くて此等各種事業の實行に伴ひ其の影響は當然財政の上に及び、戰後の財政は更に急激なる膨脹を告ぐるに至れり。而して此等の戰後經營の爲に要する巨額の經費に關しては、日清戰役の際と異り本次の戰役に於ては俘虜收容費の外は何等の賠償金を獲得することなかりしを以て、其の財源は一面に於ては之を公債の發行に求め、他面に於ては之を國民の租稅負擔に俟たざるを得ざりしものなり。以下此等戰後諸經營の主なるものに就て概說すべし。

## 第一款　軍備の擴張

**第一**　陸軍軍備の擴張

陸軍は日露戰役中明治三十八年四月及七月の兩度に亙り臨時軍事費の範圍内に於て臨時に合計四箇師團を新設し、之を常備軍に編入せしが、戰後明治三十九年度豫算の編成に當り、右四箇師團の維持費として一千萬圓を計上して議會の協贊を經るに至り、玆に右四箇師團增設は臨時の性質を離れて經常的となれり。尋いで翌四十年度に至り政府は日露戰後の軍備擴張を計畫し、議會の協贊を經たり。卽ち陸軍に在りては軍備充實の名に依つて新に二箇師團を增設すると共に、二年現役制を採用することに依り平時兵員の增加を圖ることと爲し、之に要する經費總額七千七百九十八萬餘圓を向十一箇年の繼續費として計上し、更に又既設四箇師團に關する營繕及初度調辨費の總額三千二百五十一萬餘圓を、向四箇年間の繼續費として計上したり。更に又之と同時に從來臨時軍事費支辨に係る經費を一般會計に引繼ぎしものの中、兵器其他復舊費總額五千百八十九萬餘圓、倉庫建築費總額六百八十四萬餘圓等は、何れも實質上軍備の充實に貢獻すべきものなることは言を俟たず。而して以上は何れも臨時費に屬するものなりと雖も、此の外軍備充實及二年現役制に伴ひて經常費の增加を必要とし、四十年度に於て二百七十萬圓を計上せしを始めとして、爾後每年度之が經費として數百萬圓を計上したり。今明治四十年度豫算に於て決定したる陸軍省所管繼續費中軍備の擴張又は充實に關するものを示せば左の如し。



| 科目 | 總額 | 明治四十年度 | 同四十一年度 | 同四十二年度 | 同四十三年度 | 同四十四年度 | 自同四十五年度至同五十年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軍備充實及二年現役制採用に伴ふ營繕及初度調辨費 | 七、九九九、一九七円 | 三一、〇〇四、三〇一円 | 一八、一七一、一六〇円 | 一〇、九〇七、三六二円 | 六、五二九、六八二円 | 四、七一七、三四三円 | 一五、六五三、八五九円 |
| 既設四箇師團に關する營繕及初度調辨費 | 三三、五一〇、六四四 | 二一、二九九、八一六 | 一六、三九五、二三四 | 四、八一〇、六〇六 | 一四、九六八 | — | — |
| 戰後整理費（臨時事件費より引繼の分） | 六、〇三四、一九〇 | 三、五七〇、八六二 | 九六八、二六六 | 六九二、〇四四 | 五四一、七四三 | 一九八、二六 | 九三、二七 |
| 戰役殘務整理費 | 五一、八九四、七一八 | 三一、四八六、一三三 | 二、〇〇〇、三二九 | 一六、五二四、四九五 | 一六、六四七、二九九 | 一三、二四七、〇七二 | — |
| 兵器其他復舊費 | 六、八四二、五三六 | 一、五二四、五三六 | 一四二、〇三一 | 一、〇五六、九一九 | 一、〇五六、九一九 | — | — |
| 陸軍倉庫建築費 | 四二、八六六、〇二八 | 三八、九六六、四七〇 | 二、〇〇〇、三二九 | 三四、七六〇、六二二 | — | — | — |
| 合計 | 一五二、二七一、二七七 | 三五、七七六、二六九 | 一六、五二四、四九五 | 一五、六五三、八五九 | 一八、一五六、九三三 | 一五、七六六、九六六 | 一五、六五三、八五九 |

（備　考）＊印を附したるは明治四十五年に於て終了する經費なり。

**第二**　海軍軍備の擴張

次に海軍に於ては既述の如く日清戰後に於ける海軍軍備擴張に關し、第一次及第二次擴張計畫に引續き第三次擴張計畫として、明治三十六年度以降四十六年度に亙る繼續費總額九千九百八十六萬餘圓を以て、軍艦製造及建築事業の計畫を定めしが、日露戰後明治四十年度に至り更に軍備の充實を計畫し、卽ち同年度以降七箇年度に亙る繼續費として補充艦艇製造費（我艦隊の自然の損減を補充する爲め軍艦水雷艇補充基金よりの繰入金を財源として計畫せらるべき艦艇製造費）總額七千六百五十七萬餘圓を計上すると共に、臨時軍事費よりの引繼に係る經費に於て、四十年度以降六箇年間の繼續費として艦艇補足費（日露戰役の結果臨時に生じたる艦艇の缺損を補足する爲に計畫せられたる新艦艇の製造費）總額六千四百七萬餘圓及同年度以降七箇年間の繼續費として整備費（日露戰役に基く損傷艦艇及戰利艦船に關し船體及兵器の復舊修

理、改造竝に陸上諸設備に要する經費）總額一億千九十二萬餘圓を計上したり。之れ卽ち所謂八八艦隊計畫策定の起源を爲すものにして、今以上四款に亙る海軍軍備擴張充實に關する經費豫算額を掲ぐれば左の如し。而して以上の外此等新艦艇及戰利艦艇の增加に伴ひ之に關する經常費の增額を要するは勿論にして、之に關しては四十年度に於て百十九萬餘圓、四十一年度に於て四百十三萬餘圓を計上せしを始めとして、爾後毎年度之を計上したり。

| 科目 | 總額 | 自明治三十六年度至同三十九年度 | 同四十年度 | 同四十一年度 | 同四十二年度 | 同四十三年度 | 同四十四年度 | 同四十五年度 | 同四十六年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軍艦製造及建築費 | 九九、八二〇、三〇〇円 | 二六、六五〇、〇一九円 | 一〇、四〇一、〇九四円 | 一一、八六七、一三三円 | 一一、一〇五、一八七円 | 一一、一六三、六二〇円 | 一一、三三一、六四三円 | 一一、三五六、三五七円 | 五、〇四四、一八七円 |
| 補充艦艇費 | 六四、三七七、一〇二 | — | 一三、四四七、〇八六 | 一三、八一八、九七八 | 一四、五三二、二四〇 | 一三、二七五、二三七 | 一八、九四四、一三九 | 一、八四五、〇〇〇 | — |
| 艦艇補足費 | 二一〇、九三一、七九九 | — | 二三、四五二、九七一 | 二一、八一〇、〇三三 | 一〇、四六七、五六〇 | 九、七四四、七四三 | 一〇、四六七、五六〇 | 二五、〇〇〇、〇〇〇 | 四〇、九六三、七三 |
| 整備費 | 二六、六九〇、〇一九 | 一〇、四〇一、〇九四 | 一三、四五二、九七一 | 一一、八一〇、〇三三 | 一一、一六三、六二〇 | 一一、三三一、六四三 | 一一、三五六、三五七 | 一〇、九三九、五八六 | 一〇、九三九、五八六 |
| 合計 | 三五一、四三七、〇一三 | 二六、六九〇、〇一九 | 一〇、四〇一、〇九四 | 一一、八六七、一三三 | 一一、一〇五、一八七 | 一一、一六三、六二〇 | 一一、三三一、六四三 | 一一、三五六、三五七 | 五、〇四四、一八七 |

然るに明治四十四年度に至り列國海軍の趨勢に鑑み、既定計畫に係る製艦及造兵の方針に對し適當の變更を加へ、以て軍備の充實を圖るの必要を認め、右の既定經費に對し更に同年度以降六箇年繼續費として總額八千二百餘萬圓を追加することと爲し、且之と同時に前記の如く四款に分割せる繼續費を軍備補充費なる一款に統一し、之を同年度以降四十九年度に至る繼續費に改定したり。今其の數額を示せば左の如し。

| 科目 | 總額 | 明治四十四年度以降支出額 | 明治四十四年度 | 同四十五年度 | 同四十六年度 | 同四十七年度 | 同四十八年度 | 同四十九年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 軍備補充費 | 四三四、三九七、〇一六円 | 二四八、六七三、五八一円 | 四三、七三一、一九四円 | 四八、三三一、一八一円 | 四六、七八八、三三六円 | 五一、六五三、八一三円 | 四六、八八〇、五四七円 | 二一、三五六、三五七円 |
| 軍艦製造費 | 二九四、一六九、九六九 | 一五八、三八四、一七 | 二九、二五三、一四四 | 三〇、七六、五八六 | 二八、七八二、五八六 | 二八、七三、四四三 | 二八、六六二、六四〇 | 二、〇〇〇、〇〇〇 |
| 水陸設備費 | 五三、四五五、四三五 | 三五、八五〇、九二〇 | 二、二七、四五四 | 四、八五三、八三七 | 五、七八七、三五九 | 三、七四四、四八七 | 八、二四八、九三〇 | 八、一六九、七四四 |
| 造船造兵及修理費 | 八六、一二五、六一四 | 八四、四九四、一四四 | 九、三一三、五六 | 二三、七九九、六七二 | 二三、三九八、四一二 | 九、〇八五、八三三 | 九、九六九、〇〇九 | 一、一六九、七四四 |

以上の如くにして陸軍軍備擴張費總額一億七千五百餘萬圓及海軍軍備擴張費總額四億三千四百餘萬圓を合算するときは、日露戰後に於ける陸海軍軍備擴張又は充實費の總額は、實に六億九百五十八萬餘圓の巨額に達せるものとす。斯くて此の軍備擴張計畫實行の結果は、陸軍に於ては戰前十三箇師團、平時現員約十五萬人、戰時兵員約六十萬人なりしもの、戰後には十九箇師團、平時現員約二十五萬人、戰時兵員約二百萬人となり、海軍に於ては戰前明治三十六年末に於て總艦艇數七十六隻、二十五萬八千餘噸なりしもの、戰後に至りて明治四十年末に於て百二十七隻、五十七萬九千餘噸に達したり。

## 第二款　鐵道の國有竝に擴張

### 第一　鐵道國有の斷行

鐵道の國有は明治初年政府の初めて鐵道を敷設せし當時より其の方針を爲せし所にして、唯政府の財政狀況は鐵道普及の必要に應ずる能はざりし爲め、中途其の方針を變更して私設鐵道の敷設を許すに至りしと雖も、當初之に對しては買上の條件を附し、明治二十年私設鐵道敷設條例の制定に當りては之を條文中に明記したり。然れども斯かる買收權の保留を以てしては固より未だ政府當初の方針たる鐵道國有の理想と相距ること遠きものあるを以て、政府は明治二十四年以降私設鐵道買

收案を帝國議會に提出せしこと一再に止らざりしと雖も、未だ其の成立を見るに至らざりしなり。然るに明治三十八年日露戰役終結を告ぐるに至り、政府は交通運輸機關を統一整理することに依り其の機能を充分に發揮せしめ、以て商工業の振作を圖るは、戰後經營中の最大急務なるを認めて玆に鐵道國有斷行の方針を決し、第二十二回帝國議會の協贊を經て明治三十九年三月鐵道國有法を公布したり。斯くて政府は同年十月より翌四十年九月に至る期間に於て、右法律に定めたる私設鐵道十七會社全部の買收を終了せしが、右鐵道の買收價格は、明治三十五年下半期より三十八年上半期に至る六營業年度間に於ける建設費に對する益金の平均割合を求め、之を買收の日に於ける建設費に乘じたるものの二十倍とし、此の外貯藏物品は時價に依り公債額面金額に換算したる額と定めたり。斯くて十七私設鐵道會社の既成線合計二千八百二十三哩餘を、總價格四億八千百九十八萬千四百七十二圓を以て買收し、之を五分利付公債を以て交付したり。卽ち之が爲に發行したる公債は四億七千六百三十一萬八千八百圓に達したり。而して右鐵道買收公債の交付は買收の日より五箇年以內に於て之を行ふの規定なるも、其の額巨大に上るを以て、政府は之が發行の爲に市場金融の調節を破り又は公債價格に變動を來すが如きことなからしめんが爲に最も愼重なる考慮を費し、明治四十二年三、四、五、六、七月の五期に分ちて公債の交付を實行したり。

**第二**　鐵道の建設及改良

鐵道の建設及改良は日清戰後經營中の一大項目にして、之が經費豫算に多額の增額を爲したる結果、日露戰後明治三十八年度に於ける建築費の繼續費豫算總額は一億六千五百八十八萬餘圓に達し其の中同年度迄に決算を了したる經費は八千八百四十五萬餘圓に上れり。又改良工事に在りては

明治二十九年度中に著手せる東海道線の複線工事を含めて、其の支出決算額は三十八年度迄に八千八百四十五萬餘圓に達したり。然るに翌三十九年に至り上述の如く鐵道の國有斷行せられし結果新線の敷設竝に既成線改良の新工事に於ては從來の計畫を其の儘踏襲するを許さず、且他方に於て鐵道特別會計實施の爲め財政の整理を要するものあるに於ては從來除外せし北海道線、竝に官線と買收諸線との連絡線の建設費を加へて總額一億四百八十五萬五千餘圓を計上し、改良計畫に於ては總額四千百六萬餘圓を以て既定改良工事及買收の結果必要を生じたる諸改良工事等に充當するものと爲し、建設改良費合計一億四千五百九十一萬餘圓を同年度以降明治五十一年度迄の繼續費として計上したり。然るに政府は右計畫に對して更に爾後二箇年經費の追加を行ひ、以て銳意鐵道の普及及改良に努むる所あり、卽ち明治四十一年度に於て建設費に八百三十二萬餘圓、改良費に二千二十七萬餘圓、合計二千八百六十萬餘圓を追加し、翌四十二年度に於ては設計變更に伴ひ改良費に於て百十九萬餘圓の減額を爲したるも、四十三年度に於ては建設費に四千四百三十萬餘圓、改良費に八千二百七十九萬餘圓、四十四年度に於て前者に四千三百十七萬餘圓、後者に五千二百八十四萬餘圓、合計九千六百一萬餘圓、大正元年度に於て前者に五千百九十五萬餘圓、後者に三百八十六萬餘圓、合計五千五百八十一萬餘圓を、何れも追加したり。斯くて此等の追加を經たる鐵道建設改良工事の繼續費は、建設費二億五千二百六十一萬四千餘圓、改良費四億五千二百二十六萬五千餘圓、合計七億四百八十八萬餘圓の巨額に達したり。而して以上の建設改良費の財源に關しては、鐵道益金を以て之に充つるを原則と爲し、其の足らざる所は公

債又は借入金を以て之を補ふことと爲したり。

## 第三款　製鐵所の擴張

製鐵所の創立は日清戰後經營の一として明治二十九年度に於て計畫せられたる所にして、同年度以降四箇年度間の繼續事業として總費額四百九萬餘圓を以て之が工事に著手し、其後更に設備の擴張改良を行ふ爲め明治三十一三十二年度に於て千六十萬圓を追加し、三十四年度を以て之を完成するの計畫と爲せしものなるが、爾後物價騰貴、材料に對する輸入稅の增率、其他世界に於ける製鐵事業の發達等に伴ひ既定豫算に不足を告ぐること尠からず、特に日露戰役の開始に伴ひ急激に製鐵力を增大するの必要に迫られ、明治三十四年度乃至三十九年度に於て、或は歲出豫算を以て、或は豫備金を以て、或は臨時事件豫備費を以て、數次に亙りて增額支出を爲したる金額は實に千百餘萬圓に達したり。製鐵所創立の計畫は以上の經過を以て漸次其の完成に近づきしと雖も、而も右計畫の完成を以てするも其の一箇年の製鋼量は僅に九萬噸に過ぎずして、比年增加して已まざる我國鐵材の需要に比すれば尙ほ遙に及ばざるものありたり。玆を以て政府は日露戰後經營の一として更に之が規模を擴張するの必要を認め、一箇年製鋼能力約十三萬噸を目標として、千八十八萬圓を三箇年の繼續費として明治三十九年度豫算に於て既定創立費に追加したり。卽ち創立當初より第一期擴張迄に要したる經費を通計すれば實に三千六百九十餘萬圓に達せり。然るに爾後に於ける產業界の發達は著しく鐵材の需要を增加し、加ふるに海軍の擴張及鐵道の增設に伴ひ將來益〻之を增加するに至るべきを以て、政府は明治四十四年度豫算に於て更に第二期擴張計畫を定め、同年度以降明治四十八年度に至る五箇年度間の繼續事業として、總費額千二百三十八萬餘圓を追加計上したり。斯くて本計畫の完成に依り製鐵所一箇年の製鋼量は優に三十萬噸に達することとなれり。

## 第四款　電話事業の擴張

既述の如く電話交換事業は日清戰後經營の一として、明治二十九年に於て第一次擴張を計畫し、同年度以降三十五年度に亙る七箇年繼續事業として經費千二百八十餘萬圓を以て之を實施し、其の完成の年に於ける加入者數は三萬五千を算せしが、日露戰後產業界の好況に伴ひ電話の需要益〻旺盛となるに至り、政府は戰後經營の一として第二次擴張を計畫し、明治四十年度に於て同年度以降六箇年度の繼續事業として、經費二千萬圓を以て之に著手したり。爾後右經費は明治四十二年度に於て四百二十萬圓、四十四年度に於て百五十萬圓、四十五年度に於て百萬圓を追加せられ、合計二千六百七十萬圓を以て大正元年度に於て之が完成を見たり。此の結果同年度末に於て加入者數十八萬を超え二流以下の都會地は固より主要町村三十有餘に迄交換又は通話の開始を見るに至れり。而して以上の擴張に要する經費に就ては當初は總て之を公債に依ることと爲せしが、明治四十二年度に至り財政整理の爲め公債募集を中止することとなりしを以て、爾後一般歲入を以て支辨することと爲し至急開通制度及寄附開通制の創設等に因りて之が財源を確保することとしたり。

## 第五款　樺太及滿韓の經營

日露戰後の結果樺太の南半部は我領有に歸し、韓國及南滿洲は我國の勢力範圍に入りしを以て、戰

後此等の地方に對して施設經營せし所亦少からず。今其の概略を述ぶれば、先づ樺太に就ては明治四十年三月新に樺太廳を設置し、以て樺太全般の民政を司掌せしむると同時に、樺太廳特別會計法を制定し、樺太廳の會計を特別とし、其の歳入及一般會計よりの補充金を以て其の歳出に充てしむることと爲し、何れも同年四月一日より實施したり。斯くて樺太廳に於ては或は殖民地を區劃して土地貸付制度を定め、以て內地農民の移住を奬勵し、或は鐵道・道路・通信・航海等に必要なる施設を行ひ、以て利源開發に努むる所あり、而して之が經費補充金として一般會計より樺太廳特別會計に繰入れし金額は、明治四十及四十一年度に於て各六十二萬九千餘圓、四十二年度五十萬圓に達し、爾後引續き每年度多きは五十九萬餘圓、少きは二十九萬餘圓の補充金を同特別會計に繰入れたり。

次に韓國に就ては既に明治三十七年八月日韓協約を締結し、我國政府の推擧する財務及外交顧問を同國政府に傭聘せしめ、其の紊亂を極めたる同國財政經濟の整理に當らしむる所ありしが、翌三十八年十一月に至り韓國保護條約を締結し、之に基き我國は同國に統監を設置して、外交に關する一切の事項を監理指揮せしむることと爲し、尋いで明治四十年七月更に新協約を締結して、同國施政の改善に關しては統監の指導を受けしめ、且同國法令の制定及重要なる行政上の處分は豫め統監の承認を經ること等を約定し、以て益〻同國保護の實を擧ぐることに努めたり。斯くて翌四十一年三月我國は同國施政改善の經費に充つる爲め、千九百六十八萬餘圓を限り無利子を以て同國に貸付くることと爲し、更に翌四十二年七月に至り韓國臣民竝に在韓外國臣民の生命財產の保護を確實にし、且同國財政の基礎を鞏固ならしむる目的を以て、同國司法及監獄事務を我國に委託せしむることと爲し、著著として同國の施政改善の爲に力を致したり。更に又他方に於ては明治三十九年三月內地に於ける鐵道國有の斷行に伴ひ、韓國に於て京釜鐵道會社の經營に係る京釜鐵道の買收を行ひ、尋いで同年九月從來陸軍の管理經營に屬せし京義及馬山兩線の軍用鐵道も之を國有に移屬せしめ、茲に韓國鐵道の國有國營を實現したり。其他明治三十九年十月韓國政府と約款を締結し、兩國改府共同の下に鴨綠江及豆滿江沿岸に於ける森林の開發を圖る爲め、兩國政府各六十萬圓の資本金を出資して森林事業を經營することと爲す等、同國資源の開發に努むる所ありたり。斯くて日露戰後韓國併合に至る間に於て同國の經營に關して我國が支出せし金額は、姑く韓國派遣軍又は駐屯部隊費竝に京釜鐵道買收費（二千十二萬三千八百圓、五分利公債を以て交付）を除外するも、尙ほ左の如き巨額に達したり。

| 年度 | 統監府 | 統監府臨時機密費 | 統監府特許局費 | 統監府司法及監獄費 | 韓國政府立替金 | 韓國鐵道用品資金繰入 | 韓國鐵道資金繰入 | 韓國鐵道缺損補塡 | 韓國森林繰入 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 明治三九 | 一、三六七、八三二 | | | | 一、七六九、五三三 | | 一、四一三、九六 | | | 二、一三三、九九六 |
| 同四〇 | 一、一六五、九一六 | 一〇〇、〇〇〇 | | | 五、二五九、五八〇 | | 一〇、三八、四三四 | 七六、九八 | 一〇〇、〇〇〇 | 一三、八四二、七七 |
| 同四一 | 一、一〇四、一〇八 | 二〇、〇〇〇 | 四三、九二三 | 九五九、九五五 | 四、六五三、五四〇 | 七〇〇、〇〇〇 | 七、六六一、五二一 | 一八一、五七九 | 一〇〇、〇〇〇 | 一四、六四三、五一〇 |
| 同四二 | 六一〇、六六七 | 一、五〇〇、〇〇〇 | | 一、六二一、一九 | 二、六〇〇、〇〇〇 | | 三、〇一七、七三 | | 一〇〇、〇〇〇 | 九、七五五、三〇六 |
| 同四三 | | | | | | | 六、一四四、九二四 | | | 三、四七六、六九〇 |

更に又滿洲に於ては日露戰役の結果、我國は嚮に露國の取得せし關東州の租借權を繼承すると共に、從來露國の經營に係る東淸鐵道の財產及權利の讓與を受けしが、之に伴ひ政府は明治三十九年八月新に關東都督府を設置して租借地の統治に當らしむると共に、南滿洲に於ける鐵道線路の保護及取締の事に任ぜしめたり。而して翌明治四十年三月に至り關東都督府特別會計法を制定し、同都督府の會計は之を特別と爲し、其の歳入及一般會計よりの補充金を以て其の歳出に充てしむることと

し、四十年度より之を實施したり。斯くて都督府は其の設置以來都市の經營產業の振興・土木工事の改設・內地人渡航の奬勵等、租借地內に於ける各種の施設を行ひしのみならず、又特に利源調査會を設けて滿洲の利源調査を行ひ、南滿洲の開發に貢獻する所亦尠からざりき。而して此等都督府の經費に關しては、一般會計より補充金として明治四十年度に於て三百萬圓、四十一年度に三百十二萬圓を支出せしを始めとして、爾後每年度多きは四百三十萬圓、少きも百九十三萬餘圓の補充金を同特別會計に繰入れ、以て其の施設を助けたり。尙ほ戰役の結果我國の所有に歸したる東淸鐵道の經營に關しては、特別の機關を設立して之に當らしめ、併せて南滿洲の利源を開發せしめんとするの意見、朝野の間に擡頭し、政府亦其の必要を認めて明治三十九年六月勅令第百四十二號を以て南滿洲鐵道株式會社設立に關する件を公布したり。斯くて同會社は同年十二月設立せられ、翌四十年四月一日より其の營業を開始せり。而して同社の資本金は二億圓とし、其の半額は政府之を引受け、鐵道及其の附屬財產竝に撫順及煙臺炭坑を以て其の出資に充つるものにして、此の外政府は會社の配當金が年六分に達せざるときは、政府の持株に對する配當を免除し、且一般株主に對しては向十五箇年間六分の利子補給を爲すこと、竝に政府が同社社債の利子又は元金支拂の保證を爲すこと等の特典を賦與し更に鐵道保護の爲め獨立守備隊を編成して之を滿洲に派遣したり。今政府の同會社設立命令に依れば同會社の經營すべき業務は南滿洲鐵道本支線の運輸業とし、右鐵道の便益の爲め附帶事業として鑛業殊に撫順及煙臺の炭坑採掘・水運業・電氣業・倉庫業等の業務を營むことを得べく、更に會社は鐵道及附帶事業の用地內に於ける土木・敎育・衞生等に關し必要なる施設を爲す義務を負ふものとせられたり。斯くて南滿洲の開發は一に同會社の活動に俟つこととなれり。

## 第六款　治水計畫の確立

本邦の國土たる、地勢の關係上容易に出水の害を見るの虞あり。政府は夙に河川の改修に努め、鋭意水害の豫防に力を致せりと雖も、從來の規模と功程とを以てしては未だ充分に其の目的を達するに足らず、比年多少の損害を被り、爲に國庫より支出せる金額亦尠しとせず。特に明治四十三年に於ける洪水は廣く各地方に亙りて多大の損害を及ぼし、人民の痛苦極めて大なるものあり、政府は之が應急の手段に於て違算なからんことを期し、又其の復舊工事費に關しても或は國庫補助に就きて臨機の處置を採り、或は預金部より低利の資金を融通して地方費負擔に屬する經費の財源に充てしめ尙ほ其の負債の利子をだに負擔するの資力なきものに對しては國庫より之が利子の補給を爲す等專ら地方人民の負擔を輕減し、其の恢復を速かならしむるの方法を講じ、爲に國庫より支出せる補助額は實に七百餘萬圓に達し、低利資金の貸出高亦實に千七百餘萬圓に上れり。而も是れ單に前年に於ける水害後の應急手段たるに過ぎず。若し其れ今にして早く百年の大計を定むるにあらずんば將來爲に國土を損じ、生命を傷ひ、又は財產を失ふ等、其の慘害實に測り知るべからず。是を以て政府は根本的治水策を定むるの一刻も猶豫すべからざるを認め、明治四十三年十月特に臨時治水調査會を置き、河川の改良・砂防の實施・森林の增殖其他治水に關する各般の計畫を其の議に付したり。同會に於ては審議の結果、利根川以下五十箇川を以て國に於て直轄事業として改修工事を施行すべきものと定め、第一期の事業として先づ右の內二十箇川の工事を施行すると同時に、砂防・殖林其他の事業を併せ行ふものとし、明治四十四年度以降明治六十一年度迄に第一期の事業を了り、次で第二期の事

業を施行すべきことを決したるを以て、政府は右決定の趣旨に基き、第一期事業として明治四十四年度以降、利根（渡良瀬を含む）・信濃・木曾・淀・九頭龍・吉野・庄・高梁・遠賀・北上・雄物・最上・阿賀野・富士・最上・神通・岩木・加古・綠・妻・伊の諸川に就て改修工事を施行するものとし、現に工事中に係る八箇川中利根（渡良瀬を含む）・九頭龍・信濃の三川に就ては、其の竣功期限を繰上げ、其の新に著手すべきものの内既に改修計畫調査の結了したる荒川及北上川は、共に明治四十四年度より工事に著手し、前者は五十三年度、後者は五十四年度を以て之を完成し、其の調査未了に屬する木曾川外九箇川に就ては、其の調査の進行に伴ひ明治四十八年度より之が工事に著手し、六十一年度迄に其の竣功を期すると同時に、四十四年度以降砂防・殖林其他の附屬事業を實施するの計畫を立てたり。以上第一期計畫に屬する治水事業費の金額は、内務省所管治水事業費に於て事務費千二百九萬九千百二十圓、河川費一億五千二百二十一萬五千三百五十一圓、砂防費千二百四十三萬圓、合計一億七千六百七十四萬四千四百七十一圓、農商務省所管治水事業費に於て調查及監督費四百三十四萬六千百十二圓、營繕費百二十九萬二千八百八十八圓、合計五百六十三萬九千圓にして、外に豫算外契約として協贊を經たる農商務省所管補助及補償費千七十萬四千圓を要するが故に、總計一億九千三百八萬七千四百七十一圓の巨額に達するの計算なり。

以上の治水事業に要する經費は國庫竝に關係各府縣に於て之を分擔すべきは當然なりと雖も、之を中央竝に地方財政の現狀に照すに、直に其の經常の歲入を以て年々必要なる金額の全部を支辨せしめんとするは負擔重きに過ぐるの累あり。而も其の現在に支出し得べき程度に於て事業を遂行せしめんとせば、自ら其の竣功の時期を遲からしめ、以て焦眉の急に應ずるに足らず。是を以て政府は中央竝に地方の財政狀態を考慮し、寧ろ姑く借入金を以て其の足らざる所を補ひ、一擧に先づ其の事業を完成し、然る後徐に之が償還を圖るを以て適當なりと認め、而して多年に亙りて此の計畫の遂行を確實にし、併せて其の收支の關係を明瞭ならしむるが爲めには特別に其の資金の經理を行ふを必要と認め、明治四十四年三月治水費資金特別會計法を制定公布したり。該法の規定に依れば河川の改修・砂防・殖林其他治水事業に關する費途に使用する爲め治水費資金を置き、其の歲入・歲出は一般の會計と區分し特別會計を設置するものとし、該資金は每年度豫算の定むる所に從ひ一般會計より繰入るる金額竝に河川法及砂防法に依り府縣の納付する金額を以て之に充つるも、必要ある場合に於ては本會計の負擔に於て借入金を爲して以て之を充實することを得べく、其の借入金の整理又は償還の爲め必要ある場合に於ても亦本會計の負擔に於て借入金を爲すことを得るものとし、此等債務の償還及利子の仕拂に必要なる金額は每年度一般會計を經由して本會計より之を國債整理基金に繰入るべく、又本資金を使用せんとするときは、其の金額を一般の歲入に組入れ一般の歲出として之を拂出すべく、治水事業完成の後本會計の負擔に屬する債務を完濟し、仍て本會計に剩餘あるときは之を一般の歲入に繰入るべきものとせり。

## 第三節　日露戰後の財政整理

### 第一　緒　言

既に述べたる如く日露戰後國運の伸張に伴ひ各般の施設を要する事項益〻多きを加へし結果、政府は各種の方面に於て積極的諸經營を行ひしが、之が爲め戰後の歲計は急激なる膨脹を遂げ、其の歲出總額明治四十年度に於ては六億二百餘萬圓、四十一年度に於ては六億三千六百餘萬圓に達し、戰後歲

計膨脹の最頂點を示したり。而して此等戰後經營に關する諸經費に就ては、政府は明治三十九年に於て非常特別稅の存續に依り其の一部を支辨せんことを圖りしと雖も、固より確定歲入のみを以ては到底之に應ずるに足らず、之を補ふに巨額の公債募集金を以てするの計畫を立てたり。然るに日露戰後一時急激なる事業物興の反動を承けて、明治四十年秋頃より我國經濟界は一大不況に陷り、加ふるに歐米經濟界悲況の影響は我財界の不況を益〻深刻ならしめ、金融は逼迫し、信用は閉塞し、銀行會社の破綻各處に簇出して、各種事業は萎靡不振の狀態に陷るに至り、而も此の狀勢は爾後引續き持續せられて容易に好轉の徵を示さざりき。隨て又政府の新規公債募集の如きは到底之を期待するを得ざるに至り、爲に豫算の施行上往々支牾を來すに至るの虞を存したり。玆に於てか政府は明治四十一四十一兩年度に於て極力事業の繰延を斷行すると共に、更に四十一年度に於ては酒稅及砂糖消費稅の增徵、石油消費稅の新設、竝に煙草定價の引上等に依り增收の計畫を立て、以て僅に收支の均衡を維持するの已むを得ざるに至れり。而も他方に於ては我國の公債額は戰前凡そ五億五千萬圓に過ぎざりしに、戰後一躍して二十二億餘圓に上り、加ふるに明治三十九年乃至四十年に亙り實行せられたる鐵道國有の結果、鐵道買收公債四億七千餘萬圓の增加するあり、爲に公債の價格は著しく低落し、經濟界に對して多大の影響を及ぼすに至れり。斯くて戰後經營に因る財政膨脹の後を承けて、斷然財政の整理を行ひ、歲出入の均衡を圖り、新規公債の發行を避くるの方法を講ずると共に、公債の整理償還計畫を確立し、以て公債の信用を高め價格の恢復を圖るの必要は、緊急避くべからざるものあるに至れり。

明治四十一年七月西園寺內閣辭職の後を承け桂內閣成立するや、政府は深く財政の實狀に鑑み之が整理の必要を認め、鋭意諸般の調査を遂げたる末同年八月左の如き財政整理の方針を決定したり。

一　既定の事業計畫を縮小することなくして財政經濟上の必要と事業の遂行との調和を圖る爲め、數年に亙り繼續費に繰延を加へ、年度割を改定すること。

二　確定歲入を以て歲計の基礎を立つる爲め、從來公債を財源とする費途は之を普通財源の支辨に移すこと。

三　從來見込みありたる各年度歲入の自然增加は財政の基礎を鞏固にする爲め財政計畫より之を控除すること。

四　四十二年度以降每年度の公債償還高は五千萬圓を以て最少限度とすること。

五　鐵道は獨立經營を立てしむる爲め新に之に適當する特別會計法を設くること。

斯くて右財政上の根本方針に基き、政府は明治四十二年度以降に於て各般の方面に亙り漸次整理改革の政策を實行したり。卽ち先づ豫算の編成に當りては非募債の方針を堅持し、且五十萬圓以上公債償還の方針を確立すると共に、他方明治四十二年度に於ては經費の節減及事業の繰延を行ひ、且鐵道特別會計制度に根本的改革を加へ、又四十三年度に於ては租稅の整理輕減、關稅定率法の改定、行政整理竝に官吏增俸等を行ふの外、更に國債整理の一として劃期的なる高利國債の低利借換を實行したり。而して此の中國債整理の事業は戰後財政整理の核心を爲すものにして、租稅整理亦之に亞ぎて重要なる事實なるを以て、此等に關しては次節以下に於て別に之を記述することゝ爲し、今其他の整理方策に就き概說すれば左の如し。

### 第二　非募債の方針

從來の計畫に依れば鐵道・電話及製鐵事業費は之を公債支辨に屬せしめ、臨時軍事費特別會計より繰越したる經費に就ても亦公債財源に依りて之を支辨するの計畫なりしも、元來公債は市場の狀況

に依りて其の募集困難なる場合あるが故に、以て確實なる財源とすることを得ず。現に明治四十四十一兩年度の如き其の募集に不利なるが爲に遂に事業の繰延を行ふの已むを得ざるに至れり。又縱令之を募集し得たりとするも、公債額の增加は自ら其の信用を薄弱ならしむるを免れず。斯くの如き不確實なる歲入を財源として其の將來の計を立つるは、財政の基礎を鞏固にして戰後に於ける公債を整理する所以の途にあらず。幸に前記兩年度に於ては歲入の增加多額に上り以て公債財源の缺陷を補塡するに足りしを以て、此等四十一年度以前の豫算に計上せられたる未募集公債は全部打切りとして其の發行を見合すことと爲すと共に、四十二年度以降に於ても從來公債支辨に屬せしめたる事業中鐵道に就ては別途計畫を定め、其他は之を一般歲入の支辨に移し、特別の性質を有する臺灣事業公債の外當分公債を募集せざることと爲したり。今右方針に基き募集を打切りたる公債發行豫定額は左の如し。

| 費目 | 明治四十年度 | 同四十一年度 | 同四十二年度 | 同四十三年度 | 同四十四年度 | 自同四十五年度至同四十六年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 製鐵所創立費 | 四、一五二、一七九円 | 一、九〇、三三円 | 二四八、五〇〇円 | 円 | 円 | 円 | 七、六四〇、二八〇円 |
| 電話交換擴張費 | 二、九八一、九六三 | 二、九〇、〇〇〇 | 四、一〇〇、〇〇〇 | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 三、九八一、九六三 | |
| 鐵道建設及改良費 | 一九、一九〇、六六三 | 二八、五九〇、七九三 | (四、三〇〇、〇〇〇) | | | 五二、二八一、四五五 | |
| 臨時事件費 | 七、九六七、四一七 | | | | | 七、九六七、四一七 | |
| 臨時軍事費 | | 三二、七一六、五四一 | 二一、九二一、〇二四 | | | 九五、八六七、八四一 | |
| 合計 | 三四、〇九一、三二 | 六五、七、六七、六五七 | (六、三五四、二〇一) | 四、〇〇〇、〇〇〇 | 四、五〇〇、〇〇〇 | 一八七、四七二、九五六 | |

（備考）明治四十二年度豫定額中括弧內の數字は、明治四十一年度繰越事業財源なり。

## 第三　經費の節減及事業の繰延

政府は既に明治四十一年度豫算の施行に當り、內外市場の狀況公債の發行に適せざるを認めて、之が應急の手段として事業の繰延を行ひ、以て公債の募集を延期するの策を定め、明治四十一年六月各省經費に於て合計二千八百三十六萬三千八百餘圓の繰延を實行したり。尋いで同年七月內閣更迭するや、新內閣は既述の如く其の財政整理の方針に基き、將來の歲計に於て公債財源に依賴せず、又自然增收を計上せず、而も公債償還額の增加を行はんとするの方策を採用せしを以て、其の收支の均衡を維持する上に於て歲出の緊縮に努むるは勢の免るべからざる所なり。斯くて政府は先づ明治四十一年度豫算に對し、第二回の繰延として陸海軍兩省所管に於て合計五百三十九萬五千九百餘圓の繰延を行ふと共に、更に明治四十二年度豫算計畫を立つるに方りては、大いに經費の節減及事業の繰延を斷行したり。卽ち經費の節減に在りては各省の既定經費に就き經常臨時を通じて五百二十五萬七千六百餘圓の節減を加へたり。其の中最も重なるものは淸國駐屯部隊費八十萬圓、陸海軍軍事費各百萬圓等とし、此の外各省に亙り俸給廳費營繕費等に就き約五分の節減を加へしものにして、此の節約は同年度以降の歲計に於ても自ら其の緊縮の效果を及ぼせることは言を俟たざる所なり。次に又事業の繰延に在りては一般會計及特別會計に亙りて既定計畫に係る事業費を繰延べ、兼ねて臨時軍事費特別會計より繰越に屬する事業費の支出年度割を改定し、併せて明治四十一年度より繰延に係る經費に對し再繰延及減額を加へたり。卽ち繰延及節減額の合計は實に一億六千八百餘萬圓にして、其の內譯左の如し。

一明治四十二年度以降一般會計所屬既定繼續費の繰延及減額　一〇二、七八〇、〇二四圓

二明治四十二年度以降特別會計所屬既定繼續費の繰延及減額　三七四六四九〇圓
三明治四十一年度繰延額に對する再繰延及減額　一九六五五九四三圓
四臨時軍事費繰越額の繰延及減額　四二〇〇四〇二六圓
合計　一六八一八六四八三圓

而して右繰延及減額を行はれし費目を見るに、陸海軍軍事費を始めとして、鐵道建設及改良費、電話交換擴張費、港灣の設備修築費、學校創立改築費、日本大博覽會費等多數の費目に渉れり。

**第四　帝國鐵道會計の獨立**

我國國有鐵道の經營に就ては創設以來幾多の變遷を經しが、明治三十九年四月に至り新に帝國鐵道特別會計法の制定せらるるに及び、大いに其の面目を一新したり。而も右會計法に在りても其の一般會計との關係に於て尚ほ未だ完全なる獨立會計の實を存するに至らずして、其の事業益金は之を一般會計に納入し、其の建設改良に要する資金は之を一般會計よりの繰入に仰ぐの制度なるを以て、一般財政計畫の如何に依りて建設改良事業は往々其の進捗を制限せられ、鐵道事業の急速なる發達は爲に阻碍せらるるの虞を存したり。之れ固より財政制度上當然の事象なりと雖も、當時戰後財政に一大整理を斷行せんとするに當りて、一國經濟の發展上至大の關係を有する鐵道の經營をして普通一般の歲出と同じく其の緊縮節約の運命を共にせしむるは財政上策の得たるものにあらざるのみならず、鐵道國有の目的を遂行するが爲には愈〻進んで積極的の施設を實行するの要緊切なるものあるを以て、玆に政府は財政整理の一部面として鐵道會計の一般會計よりの完全なる獨立を圖り以て鐵道經營が一般財政計畫に依りて掣肘を受くることを脫せしむると共に、一般會計が鐵道經營に依りて蒙る繫累を除却せしめんことを期し、卽ち明治四十二年三月更めて帝國鐵道會計法を制定して從來の帝國鐵道會計法に代へ、明治四十二年度より之を實施したり。卽ち之に依れば帝國鐵道の事業を經營する爲め從來の鐵道資本及用品資金竝に將來投資する金額を以て資本と爲し、其の經營上一切の收支を特別會計の經理と爲すものにして、從來一般會計より支出したる建設改良の經費は直に鐵道益金を以て之に充て、益金不足の場合は本會計の負擔に於て直に公債を發行し又は他の特別會計其他より借入金を爲し得るものとし、而して此等の公債又は借入金等の元利支拂に必要なる金額は、每年度之を直接國債整理基金に繰入ることと爲し、其他災害事變に備ふる爲め新に積立金の制度を設けて、每年鐵道益金の一割以內を積立つることと爲したり。右の如くにして政府は帝國鐵道會計の獨立を實現したる上、尚ほ財政整理の主旨に基き同特別會計に於ても當分の內公債の募集を見合せ、其の收益金及借入金のみを以て其の建設及改良費に充當するの方針を採用し、主として預金部特別會計より之が資金の借入を行ひたり。

**第五　行政整理及官吏增俸**

行政整理は從來屢〻之を實行せしも、多年の宿題たる官吏增俸に至りては國費多端にして之が實行を見るの機なかりしが、明治三十年の貨幣法の改正に加ふるに比年物價の騰貴の結果、文武官吏の俸給及下士卒の給與は到底之を放置するを許さざるに至れり。然るに明治四十三年度に於ては幸にして經常歲入の增加多額に上る見込なるを以て、其の大部分を以て稅制整理を斷行すると共に、其の一部を官吏の增俸に充つることとしたり。然れども單純なる增俸は到底財政の許さざる所なるを以て、更に進んで行政整理を實行し、以て增俸額の大部分に充つるの計畫を立てたり。斯くて政府は

四十三年度豫算の編成に先ち軍備の縮小に亙らざる範圍内に於て行政整理を斷行し、一般會計及特別會計を通じて總額五百八十九萬六千餘圓の經費節減を行ふと共に、他面文武官の俸給及下士卒の給與に對し、全體を通じて約二割六分の增額を行ふことと爲し、以て多年の問題を解決したり。而して之に依る經費の增額は一般會計及特別會計を通じて總計千三百二十六萬三千餘圓なりとす。

以上は卽ち明治四十二年度以降に於て桂内閣に依り實行せられし戰後財政整理の概要なり。然るに明治四十四年八月桂内閣辭職して再び西園寺内閣之に代りしが、同内閣も亦前内閣に引續き財政の整理を實行して其の基礎の鞏固を圖らんことを期し、同年十二月特に内閣に臨時制度整理局を設置して、諸般の制度竝に財政及稅制の整理に關する調査に當らしめたり。斯くて政府は右整理局の調査に基き銳意行財政整理の立案に努めし結果、翌大正元年度に至り整理の實行に依り一般會計に於て二千二百七十九萬餘圓、特別會計に於て千四百七十八萬餘圓の整理額を得るの見込を立て、此の財源を以て大正二年度に於て稅制の整理、產業の振興、海軍軍備の充實等に充てんとするの計畫を立てしが、同年十二月同内閣の辭職に依り右行財政整理の計畫は一頓挫を來し、遂に之が實行を見るに至らずして止みたり。尋いで其の後を承けたる第三次桂内閣を經て大正二年二月山本内閣の成立を見るや、同内閣に於ても前々内閣の方針を繼承して之が實現に努め同年三月先づ所得稅の整理を行ひて七百十四萬餘圓の減稅を行ひ、尋いで財政整理の實行に當り、同年六月を以て之を發表せり。卽ち右整理に於ては或は官廳局課の廢合竝に定員の減少を行ひ、或は經費の節減及繰延を爲す等に依り、一般會計に於て歲出減額三千百四萬七千餘圓、歲入增額七百四十二萬五千餘圓、合計三千八百四十七萬二千餘圓の整理を行ひ、更に又特別會計に於ては印刷局專賣局、



千住製絨所、製鐵所及電信燈臺用品製造所益金の增加竝に臺灣總督府砂糖消費稅の一般會計繰入に依り、合計六百五萬餘圓の一般會計歲入の增加を圖ると共に、朝鮮總督府、關東都督府及樺太廳經費補充金の減額に依り、合計三百三十七萬七千餘圓の一般會計歲出の減少を圖り、其他造幣局及帝國鐵道益金の增加に依り百七十八萬二千餘圓の特別會計歲入の增加を圖り、更に又公債又は借入金を財源とする繼續費卽ち朝鮮總督府及臺灣總督府各事業費、帝國鐵道建設改良費に於て合計二千六十九萬餘圓の繰延を行ひたり。斯くて一般會計及特別會計歲入歲出整理額の總計は七千三十七萬三千餘圓に達したり。

以上の如くにして日露戰後の財政整理は玆に於て略一段落を告げしが、政府は爾後更に引續き之が完成に努めんとするに際し、圖らずも大正三年七月世界大戰勃發し、我國亦之に參加するに及びて我國財政の樣相は玆に一變するに至れり。

## 第四節　租稅制度の整理

### 第一款　內國稅の整理

#### 第一項　非常特別稅の繼續

明治三十七八年戰役に際し巨額の軍費を支出するの必要を生じ、之を支辨するの目的を以て政府は各種稅目に對し前後二回に亙りて非常特別稅を課すると共に、相續稅を創設し、他方煙草專賣の擴

張及鹽專賣の創設と相俟つて戰時財政の急需に應ぜしめたることは、既に第一節中に於て述べたる所の如し。而して此等戰時の增稅は臨時事件に因り生じたる經費を支辨する爲め設定したるものなるを以て、相續稅の如く性質上恆久に存續せしむべきものにして特に單行法と爲すの必要あるものの外は、總て非常特別稅として一法律中に之を收め、且臨時事件に因り生じたる經費を支辨する爲め增徵するものなること、及び平和克復の翌年末日限廢止するものなることの明文を置き、以て本稅が非常事變に際し臨時增稅するものなるの意を明かにすると同時に、國民をして增稅負擔の觀念を厚からしめんことを期したり。是を以て明治三十八年九月日露兩國間の平和克復するや、非常特別稅は當然翌明治三十九年十二月末日限り廢止せらるべきものなりしと雖も、戰役の結果は公債の元利、恩給年金等、經常義務費に大なる增加を來し、今後多年に亙りて巨額の財源を必要とするに至れり。茲を以て政府は明治三十九年度豫算の編成に當り、其の歲入歲出各四億九千二百八十餘萬圓の中、直接戰役の結果必要を生じたる費途二億五千七百五十餘萬圓を計上し、此の中經常部に屬する費途一億七千二百六十萬圓餘の財源の一部として、非常特別稅を將來に繼續することに依り約一億六千萬圓を以て之に充つるの計畫を立て、右豫算案と共に、非常特別稅法中『臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲云々』及び『平和克復に至リタルトキハ其ノ翌年末日限本法ヲ廢止ス』の二箇條を削除せんとするの法律案を第二十二回帝國議會に提出し、其の協贊を經て明治三十九年三月法律第七號を以て之を公布したり。斯くて此の結果非常特別稅は戰後に於ても尙ほ引續き存續賦課せらるることとなれり。

## 第二項　第一次租稅整理

右の如く政府は其の財政上の必要に因り、戰後も尙ほ非常特別稅を繼續施行することとなりしと雖も、元來非常特別稅は時局の急需に應ずる爲め急遽立案施行せしものにして、必ずしも國民の經濟狀態に適應して公平均衡を得たりと謂ふべからざるものあるを以て、政府は非常特別稅法の繼續を議會に提案するに當り、二箇年を期して一般稅制を整理すべき旨を聲明し、國民亦齊しく稅制整理の必要を唱導せり。茲に於て政府は明治三十九年四月大藏省內に稅法審査委員會を設置し、大藏部內關係官吏を委員に任命して稅制整理の準備調査に從事せしめ、更に翌四十年三月官民の委員より成れる稅法整理案審査會を設置し、前記稅法審査委員會の成案に就き審議せしめ、同年七月に至り之を終了せり。斯くて政府は右成案に基き各種租稅の整理に關する法律案を明治四十一年一月第二十四回帝國議會に提出せしが、他方に於て政府は戰後膨脹を告げたる歲計を確實にするが爲め增稅を圖るの必要を認め、右租稅整理案と共に增稅案を提出せり。蓋し明治四十一年度豫算の編成に際しては、既定の歲入は經常臨時を合せて五億三千二百餘萬圓なるに反し、既定の歲出は六億三千百餘萬圓に達し、差引九千八百餘萬圓の歲入不足を生ずべき狀況に在り、而も右の歲入不足は單に四十一年度一箇年に止まらずして、爾後數箇年に亙りて存續すべき狀勢なりしを以て、政府は一方に於て能ふ限りの經費の節減及繰延を行ふと同時に、他方に於て斷然經常歲入の增收を圖ることと爲し、茲に政府は右增收計畫として明治四十年十二月行政權を以て煙草定價の約三割の値上を行ふと共に、他方右の如き增稅案を議會に提案するに至りしなり。然るに議會は前記租稅整理に屬する諸案を以て

議院當初の期待に副はざる姑息の整理案なりとして之を否決し、增稅關係の諸案に就ては戰後經營上財政の基礎を鞏固にする爲には已むを得ざるものなりとして、之に協贊を與へたり。斯くて此等增稅關係の諸法律は明治四十一年二月又は三月公布せられ、何れも同年三月十六日より實施せられたり。右增稅計畫は酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅・砂糖消費稅に對して增徵を行ふと共に、石油消費稅を新設せんとするものにして、卽ち酒造稅に就ては第一種乃至第四種に對して當時現行の稅率たる定率及非常特別稅率の合計一石に付十七圓乃至二十五圓を改めて二十圓乃至三十五圓と爲し、第五種に對しては定率及增徵合計酒精分一度毎に八十五錢の現行を一圓に改め、又麥酒稅に就ては一石八圓の現行稅率一石に付酒精分一度毎に八十五錢を一圓とし、課稅最低限十八圓を二十一圓と改め、又砂糖消費稅に就ては第一種乃至第四種に對し現行百斤に付二圓乃至七圓五十錢を三圓乃至十圓と改め、更に又石油消費稅に就ては新に石油一石に付一圓の稅金を課するものなり。尙ほ右と同時に此等酒造稅・麥酒稅・酒精及酒精含有飮料稅・砂糖消費稅に對する非常特別稅は廢止せられたり。而して此等の增稅に依る增徵見込額は其の初年度に於ては增稅に因る消費減少等の爲め、煙草專賣益金と合して千二百一萬五千餘圓に過ぎざるも、爾後漸次增加して第六年度に至りて酒稅千三百五十五萬四千餘圓、砂糖消費稅四百七十二萬九千餘圓、石油消費稅百九十五萬三千餘圓となり、煙草專賣益金千二十六萬九千餘圓と合して三千五十六千餘圓の增收を得るの計算なりき。

## 第三項　第二次租稅整理

右の如くにして第一次の租稅整理案は不成立に終りしのみならず、國民の負擔は增稅の結果益〻加重を告ぐるの結果を來せしが、當時內地經濟界は戰後の難境に沈淪し、各種事業竝に一般取引は著しく不況に陷り、從て國民は其の負擔の困難を感ずること尠からざるものありしを以て、政府は更に引續きて減稅的稅法整理を行ひ、以て國民の負擔を緩和するの必要を認め、宛も明治四十二年度に於て財政整理を斷行し引續き歲計緊縮の方針を採りたる結果、四十三年度以降約一千萬圓の餘裕を生ずるに至りしを以て、此の範圍內に於て減稅的の整理を行はんことを期し、明治四十三年一月第二十六回帝國議會に對し、地租・所得稅・營業稅・相續稅・通行稅・織物消費稅・賣藥營業稅・砂鑛區稅・登錄稅・取引所稅・狩獵稅・印紙稅等各種租稅に亙りて法律の改正案を提出したり。議會に於ては地租・營業稅及其他の諸稅に關しては政府再調の必要を認めて該提案を撤回したるの外、他の諸法律案は何れも議會の協贊を經て、明治四十三年三月又は四月を以て公布せられ、地租・營業稅・賣藥稅・鑛業稅・砂鑛區稅の改正は明治四十四年一月一日、其他は何れも明治四十三年四月一日より施行せられたり。今其の整理の概要を摘記すれば左の如し。

一、地　租　宅地の地價を修正して地租定率を地價百分の二箇半とし、宅地以外の地租を地價百分の四箇七とす。

二、營業稅　營業稅を課すべき營業種目及課稅標準に改正を加へ、且營業の種類に依り課稅標準に對する稅率を適當に按排又は改正し且多數の種目に亙りて稅率を輕減す。

三、相續稅　家督相續の稅率を低減して、現行千分の十二乃至千分の百三十を改めて千分の十乃至千分の百二十五とし、相續再開始の場合に於て相續稅の減免を爲すべき年限を延長して、全免の三年を五年に、半減の五年を七年とし、且稅金の延納年限三年を五年に改む。

四通行稅　新に通行稅法を制定して非常特別稅と同樣の制度に依り通行稅を課す。

五酒　稅　酒精造石稅に對して相當の擔保を徵して三箇月以內其の徵收を猶豫するの制度を設け、且右猶豫期間內に工業用に供したるときは其の造石稅を免除す。

六砂糖消費稅　課稅物件を砂糖、糖蜜、糖水の三種に區別し、且砂糖の種別現行四種なるを改めて六種と爲すと共に各種別間の稅率の差等を減少し、其の結果大體に於て稅率を輕減す。

七織物消費稅　毛織物の稅率從價百分の十五を改めて、毛織物以外の織物と同じく百分の十とす。

八狩獵免許稅　現行稅率一等四十圓、二等三十圓、三等七圓を夫々三十圓、十五圓、四圓に輕減す。

九其　他　賣藥營業稅、鑛區稅、砂鑛區稅、取引所稅、登錄稅、印紙稅、民事訴訟用印紙、商事非訟事件印紙に對しては、定率と非常特別稅とを合したるものを各其の稅率とし、行政訴訟用印紙の貼用を廢止す。

十地方稅　地租、營業稅の改正に伴ひ大體附加稅の總金額を增減せざる範圍內に於て附加稅の制限率を改正す。

右の如き第二次租稅整理に因り生ずべき歲入減少見込額は、明治四十三年度に於て千百四十五萬六千餘圓、四十四年度に於て千五百三十二萬三千餘圓となるの計算なりとす。尙ほ右租稅整理と關連して鹽專賣制度に就ても改正を行ふことと爲し、特別定價鹽に關して其の收入率を低減すると共に、賣渡鹽回送費の徵收割合を低減し、更に又鹽田の整理を行ひ、之が爲め生ずる產鹽の不足に對しては臺灣及關東州より低價の鹽を輸入して之を補足し、之に依りて生じたる差益の增加及鹽田整理に因る經費の減少額を以て鹽價の低減を圖ることと爲したり。

以上の如くにして日露戰後に於ける租稅整理は、所得稅を除くの外は一應其の結了を告ぐるに至り、各種租稅に對する非常特別稅の名稱は撤廢せられしと雖も、其の實質に於ては多くの租稅に在りては恆久稅として引續き賦課せらるることとなり、日露戰時に於て課せられたる租稅の負擔は戰後に於て殆ど之を撤廢せらるるを得ざりしのみならず、二三の租稅に就ては更に其の負擔を增加せらるるものをも生じ、戰後に於ける租稅負擔は却て加重せらるるに至れり。

## 第四項　宅地地價の修正

日露戰後の租稅整理に關連して施行せられたる最も重大なる事業は宅地地價の修正事業なり。既述の如く我國に於ける田畑の地價は改租以來數次に亙りて特別修正を行はれしが、宅地の地價に至りては改租以來明治十三年乃至二十年の間に於て、地價の極めて不權衡なる一小部分の地方に對し之を修正したるのみにして、爾後何等の修正をも行ふことなかりしなり。是を以て爾來二十有餘年間に於ける時勢の變遷に伴ひて地方盛衰の狀況に著しき異動を生じ、從て土地の價格にも甚しき變動を來し、爲に法定地價の公平を失するもの甚だ多く、此の地價に基きて地租を賦課することは納稅者の負擔に甚しき不公平を生ずるの虞あるに至りたり。斯くて土地の實際の狀態に應じて宅地の地價を修正し、以て賦課の公平を得せしむるの必要は年と共に切實となり、政府は遂に明治三十八年第二十二回帝國議會に宅地地價修正法案を提出したりしが、會期切迫の爲め衆議院を通過せしのみにて成立するに至らざりき。日露戰後稅制の一般的整理を行はんとするに當り、政府は宅地地價の修正を以て地租の整理中最も緊要なるものとして之を斷行することに決し、第一次租稅整理案の一として宅地地價修正法案を第二十四回帝國議會に提出せしも、租稅整理案審議の形勢に鑑み一旦之を撤回し、更に第二次租稅整理案の一として略ぼ同一案を第二十六回帝國議會に提出したり。右案

は議會に於て多少の修正の後可決せられしを以て、明治四十三年三月法律第三號を以て公布せられ玆に多年の宿題たりし宅地地價修正の事業は實施を見るに至れり。今其の修正の方法を見るに、先づ從來地租條例に於ける市街宅地と郡村宅地との區別を廢して總て之を宅地と稱し、此等宅地地價修正の標準を評定の賃貸價格に取りて、地主の收得する賃貸價格總額の十倍を以て宅地の修正地價と爲し、若し其の賃貸價格の十倍が從來の市街宅地に在りては現在地價の七倍二割を超ゆるときは、夫々現在地價の十八倍又は七倍二割を以て其の地價と爲すものとせり。斯くて政府は右宅地地價修正法に基き鋭意宅地賃貸價格の調査に從事し、其の結果を宅地賃貸價格調査委員會の議に付して決定の上、之に基きて前記の計算方法に依り修正地價を決定し、明治四十四年一月を以て之を確定したり。今其の成績を見るに、宅地の修正地價總額は六億四千百七十七萬千餘圓にして、原地價一億四千四百六十七萬千餘圓に比し四億九千七百十七萬千餘圓を增加し、右修正地價に對し改正地租率を以て賦課したる修正地租額は千六百四萬四千餘圓となり之を原地租に比すれば八萬千二百餘圓を減少するの計算となれり。以上の如くにして改租以降の大事業とも稱すべき宅地地價修正事業は無事其の終了を告げ、其の結果は國庫の收入に大なる影響を及ぼすことなくして、地租負擔の公平を確保することを得たり。

## 第五項　大正初期の租稅整理

日露戰後財政整理の一大要綱たる稅制整理の事業は第一次及第二次兩次の整理を以て一應其の結了を告げしと雖も、第一次整理に於ては專ら歲出入の均衡を保ち財政の基礎を鞏固ならしむる必要上歲入の增收を得るを主眼としたるを以て、整理は此等增收に關係ある租稅以外に及ばず、第二次整理に於ては地租其他二三の稅目に就ては、稅率の改正に依りて負擔の權衡を計ると共に多少之を輕減したりと雖も、營業稅に就ては各業體に亙り略ぼ均一の割合を以て稅率を低下せるのみにて、各業體に於ける課稅標準及稅率の不均衡は之に依り毫も矯正することを得ず、殊に租稅體系の中樞にして國民一般の負擔に關係ある所得稅に就ては、歲計の都合上全く其の整理を見るに至らず、其他の諸稅に至りては單に定率と非常特別稅の增率とを合したるものを以て改正稅率と爲したるに止まれるを以て、單り戰時匆卒の際施行せられたる非常特別稅の缺點を除く能はざるのみならず、戰後に發生したる經濟上の變遷に應ずる能はざるの憾を存したり。斯くて右稅制整理の結果は必ずしも一般世論の滿足を買ふを得ずして、之に對し種々の非難攻擊を生じたり。是を以て政府は廣く行政及財政の制度を整理すると共に、更に稅制の整理を行ふの目的を以て、明治四十四年十二月內閣に臨時制度整理局を設置し、以て之が調査を行はしむることと爲したり。斯くて臨時制度整理局は調査の末翌大正元年十二月に至り租稅の全般に亙り減稅的整理案を作製して之を政府に提出したるが、當時內閣の更迭相次いで行はれし爲め、政府は之を當時開會の第三十回帝國議會に提出するの遑を存せざりしのみならず、當時に於ける財政狀態は大正二年度に於て斯かる全般的なる減稅的整理を行ふことを許さざりしを以て、政府は取敢へず前議會に於ける公約に係る所得稅及營業稅の整理案のみを、他の租稅整理案と切離して同議會に提出したり。然るに議會は所得稅改正案のみ修正の上可決せしも、營業稅改正案は貴族院に於て審議未了の爲め成立するに至らずして終れり。斯くて所得稅改正法律は大正二年四月公布せられ、同年五月一日より實施せられしが、今其の改正の大綱を述ぶ

れば、第一種法人中合名會社及合資會社に就ては、從前の稅率千分の四十五乃至百三十五を改めて千分の四十乃至百三十と爲し、株式會社及株式合資會社の稅率は從前通り千分の六十二半に据置き、又第三種個人所得に就ては免稅點を四百圓に引上ぐると共に、勤勞所得及小所得に對する控除額を定めしも、稅率に於ては一樣に之を增率して、從來の千分の二十乃至二十五乃至二百三十と爲したり。右改正に因る減稅見込額は七百十四萬五千餘圓なりとす。右所得稅の改正と同時に非常特別稅法は廢止せられ、從來所得稅に對してのみ獨り其の名を存せし非常特別稅は、茲に全く消滅するに至れり。

多年の懸案に屬せし所得稅の整理は斯くの如くにして漸く實現を見るに至りしも、其他の租稅にも尙ほ整理を要するもの少からざるのみならず、殊に營業稅の整理案は前記の如くにして成立を見るに至らざりしを以て、政府は財源を得るに從ひ最も緊要と認むる租稅より漸次之が整理を行ふことと爲し、翌第三十一議會に於て先づ營業稅、相續稅、取引所稅の整理案を提出せしが、議會は此の中營業稅の改正案は修正の上之を可決し、他の二改正案は原案の儘之を可決せしを以て、改正法律は何れも大正三年三月公布せられたり。然るに當時に於ては各種租稅の廢減論極めて熾烈にして、同議會に於て衆議院議員より各種の廢減稅法律案提出せられしが、其の中地租條例及國稅徵收法の二改正案は議會を通過し、同じく同年三月公布せられたり。今此等各種租稅改正の大要を述ぶれば、營業稅に就ては各種の業體に亙りて稅率を輕減すると共に、課稅標準に變更を加へ、且一般に課稅最低限を倍額に引上げ、新に營業稅調査委員會の制度を設くる等の改正を行ひ、相續稅に就ては一般に稅率の輕減を行ふと共に、家督相續の場合に於ける免稅點を二千圓に引上げ、且課稅價格五千圓以下の場合には一定金額を控除して課稅するの規定を設け、又取引所稅に就ては新に取引所稅を取引所に賦課する取引所營業稅と、賣買取引に賦課する取引稅の二種と爲し、其の稅率を前者は賣買手數料收入金額の百分の十五、後者は賣買約定高の萬分の二乃至五と爲したり。又地租條例の改正は田畑の地租率百分の四·七を百分の四·五と改むるものにして、國稅徵收法の改正は町村に交付する國稅徵收手數料を增額して、稅額百分の三及納稅告知書一通に付二錢と爲すものなり。而して此等の各改正は營業稅及相續稅の改正が主として財源の都合上、大正四年四月一日より施行せられし外は、地租及取引所稅の改正は同年四月一日より實施せられたり。斯くて以上の改正實施の結果は營業稅に於て約八百十萬一千圓、相續稅に於て約百八十九萬九千圓、取引所稅に於て約八千四百圓、地租に於て約二百四十五萬五千圓の收入を減少し、國稅徵收手數料の增額に依り約二百三十六萬圓の歲出を增加するの計算となれり。

政府は右の租稅整理に引續き更に第三次の整理を行はんとするの意圖を有せしが、同年四月會々內閣更迭のことあり、新に成立せし大隈內閣は大いに民力休養の必要を高唱して、廢減稅の實行を其の重要政綱の一に揭げ、之に基き主として營業稅及地租の輕減を斷行せんとするの目的を以て、大正三年度に於て再び行政及財政の整理を斷行することと爲したり。然るに宛も同年七月歐洲大戰勃發し、翌八月に至り我國亦之に參加するに至りしを以て、此等行政及財政整理に依りて得たる財源も前年度剩餘金と共に、擧げて之を戰費に充當することとなり、隨て政府の聲明に係る重要政綱の一たる租稅輕減の計畫も遂に之を打切らるることとなれり。

## 第二款　關稅の改正

### 第一項　關稅定率法の改正

**第一**　明治三十九年の改正

既述の如く我國の關稅定率法及附屬輸入稅表は明治三十二年始めて實施せられ、爾後時勢の要求に應じて燐寸原料・礦物肥料・人造肥料・鐵鑛等を無稅とし、酒精・酒類・糖果類・生卵・石油等の稅率を引上げしに過ぎざりしが、明治三十七八年戰役に際して歲入の增加を圖る必要を生じ、前後二回に亙り非常特別稅を賦課せられたり。而して右增徵の方針は、輸入品中依て以て歲入を增加し得べきもの、及內國稅の增徵竝に新設に對して權衡上其の稅率を增加せざるべからざるものを選ぶと共に、內國生產業の發達を阻害せざらんことを期せしものなるが、而も其の結果は、增徵の爲に一般輸入品の稅率彼此權衡を得ざるものあるに至りしのみならず、協定稅率に依るものには增徵を行はざりし爲め、國定稅率は形式上不權衡のものとなるに至りしを以て、之を改正整理するの必要あり、加ふるに內國に於ける諸工業は日淸戰役後日進月步の勢を以て發達し、新に外國輸入品に代るべきものを製出し、國外に對しても亦大いに發展せんとするの域に達せるを以て、此等原料品に對しては其の稅率を輕減し又は之を免除若は拂戾し或は其の製品の稅率を昂むる等、時勢に應じて改訂するの必要あり。而して條約改正の時期も僅に數年の後に迫れるを以て、一般稅率に就ても此の機會に於て相當の措置を爲さざるを得ざるものあり。是を以て政府は關稅定率法の全部を改正することに決し、第二十二回



帝國議會の協贊を經て、明治三十九年三月法律第十九號を以て之を公布し、同年十月一日より施行したり。

本改正定率法の舊定率法に比し著しく異れる點は第三條(協定稅率の適用を受けざる地域の生產品に對し、必要ある時は勅令を以て地域及物品を指定し、協定稅率を下らざる範圍內に於て稅率を定むることを得るの條項)・第四條(本邦の船舶には生產品に對し他の國に比して不利益なる取扱を爲す國の生產品に對し、勅令を以て報復的の輸入稅を課することを得るの條項)・第五條(外國に於て輸出奬勵金を受くる物品には勅令を以て之と同額の附加稅を課することを得るの條項)及第九條(輸入原料品を用ひ命令を以て指定したる物品及肥料を製造し之を外國へ輸出したるとき、輸入稅の全部又は一部の拂戾を爲すことを得るの條項)の新設、竝に第七條中免稅物品の擴張なりとす。之れ內國に在りては諸事業の振興を圖り海外に對しては通商・航海・漁業・植民等の發展を期し、其他旅客の便利等を考慮に入れたるものにして、戰後の措置として極めて緊要と認めたるものなり。次に附屬輸入稅表の改正は今回の改正中實質的に最も重要なるものにして、各輸入品の稅率を整理すると同時に、又分類法に就ても從來のアルファベット順排列を改めて科學的分類に依り、且又舊稅表の有稅品・免稅品及禁制品三大類別を廢して人的關係に於て免稅となり、或は禁制品となるものは稅表より之を除き、其他の物品に就き先づ物質的に其の性質・用途等に鑑みて之を十九類に分ちたり。舊稅表及改正稅表に掲げたる品目の數を比較するに、前者は五百三十二、後者は五百三十八にして、大差なしと雖も、改正稅表に於ては更に各品目を細別して多數物品を掲記せるを以て、實質上舊稅表に比し遙に多數に上るものなり。又舊輸入稅表に在りては一般に稅率は從價を以て示し、例外として六箇月以上の輸入平均價格に基きて從量稅を算出し、勅令を以て之を定むることとせしが、改正稅表に於ては之と反對に

主として直に從量稅を以て之を示し、其の從價稅に依るものも別に勅令を以て夫々從量稅を定むることを得るものとせり（但し實際に於ては此の種の從價稅を從量稅に換算したる例なし）。稅率の輕重は各輸入品毎に其の利害得失を査察して之を定めたりと雖も、大體左の方針に依りしものにして、之を舊稅率に比するに、未完成品の稅率は變更なく、全製品奢侈品は倍加せられたり。但し各品目に就て仔細に觀察するときは、舊定率と變更なきもの、或は新に無稅となれるものも固より少からず。而して本定率法施行と共に關稅に對する非常特別稅は廢止せられたり。

| 區別 | 舊稅率 | 新稅率 |
|---|---|---|
| 未製品 | 無稅乃至五分 | 無稅乃至五分 |
| 原料用製品 | 一割 | 一割五分乃至二割 |
| 全製品 | 一割五分乃至二割 | 三割乃至四割 |
| 奢侈品 | 二割五分乃至三割五分 | 五割乃至六割 |

**第二**　明治四十三年の改正

我國の關稅收入に於て各種輸入有稅品に對する平均收稅額は、明治三十六年以降三十七年十月第一次非常特別稅の增徵前に在りては全輸入額の九分七厘に過ぎざりしが、第一次非常特別稅の增徵に依り一割餘に增加し、更に第二次非常特別稅の增徵に依りて一割三分五厘に上り、尋いで三十九年十月前記新定率法の實施後に於ては一割五分に增加したり。然りと雖も右新定率法中に若し協定稅率存在せずして、有稅品の全部に亙り其の改正稅率を課するものとせば、其の收稅額は二割三分に達すべき計算なり。而して其の斯くの如き開差のある所以は、蓋し輸入有稅品中の約四割は英・佛・獨等との協定に係り、其の稅率に依りて課せらるるものにして、就中鐵材・毛織物・綿布の如き重要輸入品が概ね協定稅率を課せられ、平均課稅率僅に七分內外に止まるが故に外ならず。今之を關稅實收入に就て見るに、明治四十年は四千六百九十餘萬圓、四十一年は四千四百八十餘萬圓なるも、假に協定稅率なしとして總て國定稅率を課するとせば、夫々二千三百萬圓、二千二百萬圓の增收を得べきものなり。斯くの如く協定稅率は甚だしく國庫の收入を阻害し來れるのみならず、關稅の作用を以て保護助長せらるべき內地諸產業も之が爲め其の發達を妨げられたること少からず。然るに右協定稅率の有效期間も明治四十四年七八月を以て終了することとなり、殊に日露戰役後の諸產業の興隆と相俟ちて、協定稅率の撤廢乃至改正は到底已むべからざるものあるを以て、政府は夙に關稅率大改正の調査を行ひ來りしが、遂に其の成案を得て之を第二十六回帝國議會に提出し、其の協贊を經て明治四十三年四月法律第五十四號を以て之を公布したり。之れ卽ち改正關稅定率法にして、外國との條約滿了の期日たる明治四十四年七月十七日より實施せられたり。

今右改正定率法を舊定率法と比較するに、法律の本文に於ては從價稅品の課稅價格算定方法を改め、又囚作の場合に於ける米及籾の輸入稅低減に關する規定を新設し、更に又免稅品及再輸出免稅品目を增加し、其他輸入製品を內國製造の船舶に備付け又は取付けて、輸入の日より二年以內に該船舶と共に輸出するものに對する輸入稅免除の規定を新設せし等の諸點の外は、從前の規定と敢て大差なきものにして、其の最も重要なるは附屬輸入稅表の改正なり。右新稅表の編成に就て採りたる方針は國庫の收入を計るを本旨と爲せしと雖も、既に內地に於て相當の發達を遂げたる生產工藝品と同種の物品を輸入する場合に課すべき關稅は、內地產品の輸出を阻害せざると同時に、生產業に打擊を及ぼさざる程度に止め、又苟くも保護を要する產業に就ては其の性質を討究し、本邦に適切の事業

にして將來發達の見込あるものに對しては、關稅の作用を以て之を保護助長せしむるの策を採りたり。蓋し關稅の保護は稍もすれば極端に走りて弊害を釀出することなきにあらざるを以て、特に此の點に就ては愼重の注意を拂ひ、保護の過重ならざらんことを期したり。又物品の類別に就ては從來の方針に依り物品本來の性質と其の用途とに依りて類別し、舊稅表の十九類中より砂糖類及酒類の二類を削除し、之を飮食物中に加へて十七類に纏め、品名の列序に就ては商取引の慣例に依り、或は學理に訴へ、或は歐米諸國の稅率を參酌して、從來の排列を改正し、且成るべく從量稅率を採用したるが故に、課稅の公平を期せんが爲め一層物品を細別し、舊稅表には品名を五百三十八號に分ち、之に對する稅率八百二十五箇を設けたるを、新稅表には品名を六百四十七號に分ち、之に對し千五百六十六箇の稅率を設けたり。今試に明治四十二年の輸入額に就て舊稅率と新稅率とを適用して從價及從量稅の適用を受くべき割合を示せば左の如し。

明治四十二年輸入額　一〇〇%

| | 舊稅率適用 | 新稅率適用 | 比較 |
|---|---|---|---|
| 從價稅品 | 一三% | 四% 減 | 九% |
| 從量稅品 | 四四% | 五二% 增 | 八% |
| 無稅品 | 四三% | 四四% 增 | 一% |

右に依れば新稅表に於ては從價稅品の數著しく減じ、之に反して從量稅品の數著しく增加し、無稅品も亦舊稅表に比して增加を告げたるを見るべし。

右改正稅率表實施後に於ける關稅收入に就ては、政府は稅率の增加其他に因る減收を差引き之を五千三百七十五萬千餘圓と見込み、其の有稅品輸入豫想額二億四千四百三十六萬餘圓に對する平均收稅率は約二割二分に達し、之を明治四十一年以降三箇年間に於ける平均一箇年の關稅實收額三千八百七十七萬餘圓に比し、約千五百萬圓の增收を得るものと豫定したり。而して之を實際に就て見れば、始めて新稅率の全年施行せられたる大正元年の關稅收入額は五千九百八十九萬餘圓にして、豫想に比し更に六百十三萬九千餘圓を增加したり。

## 第二項　關稅法の改正

我國の關稅法は明治三十二年三月の制定以來、明治四十年三月に於て些少の改正を受けし外は、何等の變更なくして明治四十四年迄行はれ來りしが、爾後內地商工業の發達及交通機關の整備は關稅法制定の當時に比し同日の談にあらず、殊に日露鐵道貨物聯絡輸送協約成立し、西比利亞敦賀南滿洲朝鮮の連絡成り、從來開港に限られたる我貿易圈は次第に擴大して、三府を始め大都市にては外國と直取引を開始する者漸次增加したるのみならず、他方明治四十四年に至り條約改訂關稅定率法の改正も行はれしを以て、茲に關稅法の改正は必要不可避となるに至り、明治四十四年三月之が大部に亙りて改定行はれ、同年七月一日より實施せられたり。而して改正の要點は、右貿易圈の擴大に對應して新に陸路運送の規定を設けしこと、從來外國貨物の藏置を認められたる稅關構內保稅倉庫稅關假置場等を包括して保稅地域の觀念を立て、開港間は勿論保稅地域間又は開港と保稅地域間には、海路のみならず陸路に依り外國貨物を輸送し得ることとし、苟も稅關の所在地に於ては開港たると否とを問はず、輸出手續を爲すことを得しめ、以て加工輸出仲繼貿易の便を圖りしこと、其他輸入稅の賦課方法、徵收權の時效貨物の收容及關稅賦課に關する異議訴願手續等に關するものなりとす。

# 第五節　國債の發行及整理

## 第一款　國債の發行

日露戰役前に於ける我國の公債は其の種類も甚しく多からず、其の債額も常に五億圓內外を算するに過ぎざりしが、日露戰役の勃發に伴ひ之に要する巨額の軍費は、大部分之を公債に仰ぎし結果、公債の額は急激なる增加を來し、戰後に至りて一躍二十有餘億圓に達したり。而も其後に於ても鐵道の國有、高利公債の借換整理等の實行に伴ひ、公債の種類及債額は年と共に增加するに至れり。今本期に於て發行せられたる公債に就て概說すれば左の如し。

**(一)　日露戰役軍事公債**

日露戰役軍費支辨の爲に起したる公債は、明治三十七年三月乃至三十八年五月に於て前後五回に亙り發行せられたる國庫債券（發行總額四億七千三百餘萬圓）、三十七年中發行せられたる第一回及第二回四分半利付英貨公債（發行總額二千二百萬磅）、三十八年中發行せられたる第一回及第二回四分半利付英貨公債（發行總額六千萬磅）、三十九年三月發行の臨時事件公債（發行總額一億九千九百餘萬圓）の各種あり、其の發行總額十四億七千三百餘萬圓に達せしが、此等各種の公債に就ては既に第一節中に於て之を記述せしを以て、茲には之を省略す。

**(二)　煙草專賣法國庫債券**

明治三十七年四月煙草專賣法を公布し、煙草の製造事業を政府に專屬せしむることと爲すや、政府は製造業者に對し、營業利益の賠償として一定の金額を交付すると共に、其の器具·機械·卷紙·葉煙草又は敷地·建物を徵收して之が代價を補償することと爲し、而して右營業賠償金は國庫債券を以て之を交付し、徵收物件補償金は本人の請求に依り國庫債券を以て之を支拂ふものと爲せしが、後明治四十年五月に至り煙草專賣法中を改正し、新に舊葉煙草賣買業者又は特殊煙草全國一手販賣業者に對しても、交付金を給與することと爲したり。煙草專賣法國庫債券は此等の規定に基き發行せらるるものにして、利率五分、發行の年より七箇年（四十年の改正規定に依る分は十箇年）以內に償還するものとし、明治三十七·八兩年及四十一年に於て合計千四百二十九萬二千五十圓を發行せり。

**(三)　鐵道買收公債**

本公債は鐵道國有の斷行に伴ひ私設鐵道の買收價格として、各鐵道に對し交付せられしものにして、明治四十一·四十二兩年に於て數次に分ちて交付したる總額は四億七千六百三十一萬八千八百圓に達せり。其の條件は利率五分、五箇年据置、据置期間滿了後五十箇年を以て償還せらるるものとす。

**(四)　高利國債の借換整理の爲に起されたる公債**

本公債は日露戰後に於ける政府の公債整理事業に伴ひ、高利公債·國庫債券整理公債·舊鐵道會社債務整理公債の七種に及び、其の總額十億八千四百四十九萬千八百圓に達せしが、其の發行の顚末に就ては次款に於て之を特說すべきを以て、茲には之を再びせず。

**(五)　朝鮮事業費國庫債券**

本公債は明治四十四年三月朝鮮事業公債法に基き、朝鮮に於ける鐵道の敷設·道路港灣の修築等に

要する資金調達及此等事業費支辨の爲の債務の整理の爲に發行せられしものなり。右公債法制定の當初に在りては金融市況長期公債の發行に便ならざりし爲め、政府は一時借入金又は短期公債の發行に依り右事業の遂行に當りしが、大正二年四月に至り此等借入金の返償及同年度朝鮮事業費に充當する爲め、本國庫債券(い號)三千萬圓を發行したり。其の條件は利率五分、發行價格百圓に付最低九十五圓とし、大正六年十二月迄に償還するものとす。尙ほ大正六年十二月の期日に至り之が借換及同年度事業費支辨に充つる爲め、更に本國庫債券(ろ號)四千五百萬圓を發行したり。

**(六)　帝國鐵道事業の爲に起されたる公債**

此の種の公債に屬するものには內國債に大日本帝國政府鐵道證券、外國債に第一回英貨鐵道證券及同債券、佛貨國庫債券、第二回英貨鐵道證券等あり。鐵道證券は明治四十二年帝國鐵道會計法第二條ノ二の規定に基き、帝國鐵道の建設及改良費に充當する爲に一年以內の期限を以て割引の方法に依り發行せられしものにして、明治四十五年三月、同四月及大正二年三月の三回に亙り、日步一錢五厘又は一錢七厘の割引步合を以て合計八千萬圓を發行したり。又外國債は何れも帝國鐵道會計法第三條の規定に基き、帝國鐵道特別會計に屬する短期負債償還整理の目的を以て發行せられしものにして、大正二年三月第一回英貨鐵道證券及英貨鐵道債券各百五十萬磅竝に同年四月佛貨國庫債券二億法を發行せり。前者は割引の方法に依り發行するものにして、期限一箇年、割引步合年五分五厘とし、中者は利率年五分、發行價格百磅に付九十九磅、償還期限二箇年とし、後者は利率年五分、發行價格百法に付九十八法、償還期限十箇年とす。尋いで大正三年二月及同四年二月同樣の目的を以て夫々第二回英貨鐵道證券二百五十萬磅及第三回英貨鐵道證券三百萬磅發行せられたり。何れも期限一箇年とし、割引步合は前者は年四分七厘五毛、後者は年五分七厘五毛とす。右第三回英貨鐵道證券發行の後は姑く外債發行のことなく、以て大正十三年震災善後公債の發行の時に及びしものなり。

**(七)　各種交付公債**

以上の外尙ほ本期に於て諸種の原因に基き各種の公債を發行して之を交付せしことあり。沖繩縣諸祿公債、救恤公債、製鹽地整理公債、恩賜公債、禁獵公債等卽ち之なり。沖繩縣諸祿公債とは沖繩縣に於ける華士族金祿、社寺祿及僧侶飯米の整理處分を行ふ目的を以て、明治四十三年沖繩縣諸祿處分法の規定に基き、此等有祿者に對して交付せしものにして、明治四十三年六月以降大正三年九月迄數次に亙りて總額百六十四萬二千百圓を給付したり。次に救恤公債とは明治四十二年四月法律第三十八號の規定に基き、露領亞細亞、淸國滿洲及韓國義州方面に在留せる帝國臣民にして日露戰役開始の際引揚の爲め損害を被りたる者に對し、救恤の爲に交付したるものにして、明治四十三年十一月以降大正五年二月迄に總額九十八萬三百圓を交付したり。又製鹽地整理公債とは明治四十三年四月法律第四十八號の規定に基き、小規模鹽田の整理の結果製鹽を禁止せられたる地方の製鹽業者に對し、補償の爲め交付せられしものにして、明治四十四年三月以降大正三年一月迄に總額二百四十三萬六千五百圓を交付したり。又恩賜公債とは明治四十三年八月韓國併合に伴ひ同月緊急勅令第三百二十七號に基き、朝鮮に臨時恩賜に充つる爲め發行交付せられしものにして、明治四十三年度乃至大正二年度に於て總額三千萬圓を交付したり。更に又禁獵公債とは明治四十四年十二月華盛頓に於ける國際會議に依りて成立したる海獸保護條約に基き、膃肭臍の獵獲を禁止するに當り、此等の獵業者其他船主等の損害を補償するの目的を以て、明治四十五年四月法律第二十二號の

規定に基き交付せられたるものにして、大正元年十二月より交付を開始し、給付決定總額九十二萬九千六百圓の內九十一萬六千五百五十圓は同年度內に於て交付を終了せしが、爾後受給者の請求に應じて隨時公債を交付し、昭和元年末現在に於ては尙ほ未交付額千六百圓を存したり。以上五種の各公債は何れも之を五分利付公債證書を以て交付するものとし、發行の年より五箇年据置き、其の翌年より向五十箇年以內に之を償還するものとせられたり。

（八）一時借入金

上述各種公債の外本期に於ても每年數回乃至數十回に亙りて、種々の目的の爲に借入を行ひしことあり、其の借入の目的は日露戰役臨時軍事費に供するものを最も主要なるものとし、臨時艦艇製造費專賣局及製鐵所据置運轉資本補足鐵道事業費治水事業費朝鮮事業費臺灣事業費樺太事業費等多種に上り、其の借入金額多きは二億七千餘萬圓、少きも千四百萬餘圓に達し、其の年度末現在高も多きは一億四千餘萬圓、少きも二千七百餘萬圓を存したり。

以上述べたる所の如くにして、我國債の額は日露戰役を劃期として本期に於て急激なる膨脹を告げ、戰前明治三十六年に於ては年末未償還現在額五億六千九十六萬餘圓に過ぎざりしもの、三十八年末に至りて一躍二十一億四百五十八萬餘圓に達し、爾後概して年々增加の傾向を辿り、本期の末年たる大正二年末に於ては二十六億千三百七十三萬餘圓の巨額に達したり。斯くて此等巨額の公債の聲價を維持し、之が整理償還の方法を講ずることは、戰後に於ける最も重要なる財政上の問題となりしものとす。以下款を改めて之を概說すべし。



## 第二款　國債の整理及償還

### 第一項　序　說

前述の如くにして日露戰役の結果我が國債は俄然其の債額を膨脹し、其の總額三十八年末に於て二十一億圓を超過せしが、此の中戰費に關する公債の額は三十九年度以前に於て既に十二億八千萬圓に達し、三十九年度に於ける公債支辨費を合するときは、三十九年度中に時局關係の公債は約十七億圓に上る計算となれり。而も此等時局關係公債の償還期限は概ね短期にして、其の利率も亦高かりしが故に、國庫の負擔甚だ輕からず。加之其の發行高急激に增大せし爲め、短期且高利なるに拘らず其の市價は次第に落調を示し、財政經濟上に及ぼす不利頗る大なるものあるに至れり。是を以て政府は國債の整理償還は戰後の財政整理上當面の急務なるを認めて孜々として之が畫策に努め、明治三十九年三月新に國債整理基金の制度を設け、尋いで時勢に適應すべき國債法規を制定し、更に又三十九、四十、四十一の三年に亙り相次いで六分利付內外債の借換償還を決行する等、鋭意國債の整理を怠らざりしが、如何せん急激に增加したる國債は市場に橫溢し、其の聲價は日に月に低落の趨勢を示せしのみならず、鐵道國有の結果私設鐵道買收の爲に更に約五億圓の發行を要するものありて、國債の額は一層膨脹すべき傾向ありしを以て、世上往々我財政經濟の前途を憂慮する者あるに至れり。茲に於てか明治四十一年七月內閣の更迭あるや、政府は更に廟議を遂げて財政整理の計畫を定め、未募集公債の打切を行ふと共に、鐵道買收公債其他必要已むを得ざる新規發行公債の交付に關し最善

の方法を講じ、以て努めて財政及經濟の調節を圖ると同時に、他面に在りては國債擔保價格の特定、國債所得稅の免除等國債聲價の維持增進に資すべき諸般の施設を爲したり。之が爲め一時七十圓臺に低落したる五分利付內國公債の市價は漸次回復して額面を拔くに至りしを以て、政府は明治四十三年始に至り、一般市場の金融緩慢を極めし機會を利用して四分利公債を起し、以て五分利付內國債の借換整理を斷行したり。斯くの如くにして國債借換及鐵道國有等の爲め、日露戰後に於ても債額は尙ほ年々概して多少增加の傾向を呈せしと雖も、其の平均利率に至りては年々低下の狀を示し、明治三十七年に於ては四分五厘四毛に低下したり。以下項を分ちて戰後に於ける國債の整理竝に償還の事蹟に就て概說すべし。

## 第二項　國債の整理

**第一**　第四·五回國庫債券の整理

日露戰役の爲め發行したる國債は巨額に上りしを以て、戰後財政整理の必要上一日も速に之が償還の基礎を確立して中外の信用を厚くすると同時に、此の巨額の負債を低利に借換へ、以て國庫の負擔を輕減せざるべからず。而して時局に際し募集したる公債及國庫債券は緊急の需要に迫られ發行したるものなるを以て、利率の過重、償還期の逼迫及擔保の存在等我に不利なる條件少からず、之を緩和若くは除却するは國債整理上最も急要のことに屬したり。是を以て大藏大臣は媾和談判將に結了せんとし歐米の人心齊しく我に嚮ふの時に乘じて低利の公債を募集し、以て戰時公債中最も不利益なるもの卽ち內に在りては第四·五回國庫債券、外に在りては第一·二回六分利付英貨公債を整理償還せんと欲し、在英特派財政委員に命じて英米獨佛の資本家に對し商議を開かしめたる結果、外債萬磅の交涉成立せしを以て、明治三十八年十一月勅令第二百四十一號を以て四分利付英貨公債五千發行發行の規定を公布し、同月二十八日其の一半二千五百萬磅を發行したり。其の發行條件は年利四分、發行價格百磅に付九十磅、据置期限十五年、据置期限後十箇年を以て償還するものとせり。本公債は倫敦に於て六百五十萬磅、米國及獨逸に於て各三百二十五萬磅を賣出せしが、前數回募集のものに比し低利且無擔保なりしに拘らず、其の應募成績極めて良好にして、英國に在りては二十八倍餘、獨逸に在りては五倍餘の申込あり、米佛に於ける申込額も亦殆ど之に讓らざる多額に達したり。斯くて本公債の募集に因り國庫に收入したる金額は二億千二百二十七萬五千二百六十五圓にして、政府は之を以て明治三十九年三月より八月迄に、第四回及第五回六分利付國庫債差額計一億九千九百七十二萬六千七百二十五圓の償還を實行したり。而して實收額と償還額との券合千二百五十四萬八千餘圓は、後述第一回國庫債券の償還財源の一部に供せられたり。斯くて此の借換の爲め年々國庫の負擔を輕減すべき額は凡そ百五十七萬六千餘圓となるの計算なりとす。

**第二**　六分利付英貨公債の整理

明治三十七年五月及十一月倫敦及紐育に於て募集したる六分利付英貨公債二千二百萬磅は、戰時公債中第四·五回國庫債券と共に最も高利なるものに屬し、而も關稅擔保の如き我に不利なる條件を以て成立したるものなれば、政府は戰後國債整理の一著手として速に之を低利に借換へんことを企圖し、第四·五回國庫債券の償還に充つるものと併せて四分利付英貨公債五千萬磅を外國市場に募集するの議を決し、明治三十八年勅令第二百四十一號を公布し、之に依り先づ國庫債券の償還に充つる

分二千五百萬磅を募集したることは、既に述べたる所の如し。故に該勅令第二條に於て、殘部の二千五百萬磅は六分利付英貨公債の引換又は償還に充用する爲め發行すること、及其の引換の方法と時期とは大藏大臣之を定むべきことを明示したり。而して當時シンヂケートとの契約には明治三十九年三月十五日以後に於て之が引換を爲すべき旨を豫定し置きたるが、爾後歐米に於ける金融狀況は募債に對し頗る不利にして、容易に右四分利付公債の殘額を募集するの時期を得ず、而も近き將來に於ても四分利付を以てしては到底發行の機會を捕捉し得べからざるの狀勢なりしを以て、政府は斷然四分利付公債發行の意思を捨て之を五分利付とすることに決定し、歐米資本家との間に商議を遂げたる結果其の成立を見しを以て、政府は明治四十年三月勅令第二十三號を公布し、六分利付英貨公債の整理償還の爲め五分利付英貨公債を發行することと定むると共に、曩の勅令第二百四十一號中殘額發行に關する規定を廢止したり。本公債の發行條件は年利五分、發行價格百磅に付九十九磅十志、据置期限十五年、据置期限後二十五年を以て償還するものとせり。斯くて本公債は同年三月八日倫敦及巴里に於て千百五十萬磅宛を發行したり。而して本公債の應募には六分利付英貨公債證書を以て代用拂込を許されしが、其の實際代用拂込を受けたる六分利付公債の額面は第一・二兩回分合計六百九十二萬二百磅なりしを以て、本公債發行に因る國庫の實收金額は一億四千四百四十八萬八千百八十一圓となれり。政府は之を以て同年九月以後に於て第一回及第二回六分利付英貨公債の殘額合計千五百七萬八千三百磅、此の換算高一億四千七百二十萬九千四百四十二圓の償還を行ひたり（外に燒損證券に對する代證券交付に代へ買入銷却を爲せしもの千五百磅あり）。右現金支拂高を本公債の實收額に比すれば、二百七十二萬千餘圓の超過を見しが、此の超過額は國債整理基金特別會計に於ける他の收入金を以て支辨せられたり。斯くて此の借換の結果年々國庫負擔の減少高は約千百八十三萬餘圓となるの計算なりとす。

**第三**　第一回國庫債券の整理

第一回國庫債券は日露開戰に際し軍備補充の經費を支辨する爲め起債したるものに係り、其の償還期の如き僅々五箇年の短期にして、明治四十一年十二月末日を以て其の滿了を告ぐるものなるが故に、政府は六分利付內外債を整理したる後は主力を本國庫債券の整理に傾注し、鋭意畫策に努めたり。然るに本國庫債券の起債總額は九千六百九十七萬七千五百七十五圓にして、明治四十一年度國債整理基金中之が償還資金に充當し得べきものは前年度繰越金を合せて約七千萬圓に過ぎざるを以て、玆に一部の借換を斷行せざるべからず。而して償還滿期に臨み市場に向て一時に巨額の資金を放散するは市場金融に激變を及ぼし、經濟界を紊亂するの因を爲すの惧あるに由り、大藏大臣は成るべく圓滑に此の間の整理を了せんことを圖り、借換償還を爲すの外、償還滿期前に於て時機を考量し適度に分割して割引償還するの途を開き、資金の需要急なる者に向ては現金を以て償還し、又其の借換償還は比較的資金の需要急ならざる者の希望に從ひ引換の方法に依りて之を爲し、兩々相俟て國庫債券を整理すると同時に財界の沈衰を振興するの策を立て、明治四十一年三月借換償還竝に割引償還に關する規定を公布したり。卽ち借換償還は國庫債券整理公債を發行し、第一回國庫債券と引換に交付するものにして、其の引換は額面又は登錄金額百圓に付國庫債券は百五圓、整理公債は九十圓の割合とし、其の發行條件は利率年五分、償還期限明治四十六年十二月一日とせり。斯くて引換申込期限たる同年五月三十日迄に引換の申込ありたる國庫債券額面總額は二千七百四萬三千九百

七十五圓に達し、之に對し整理公債三千百萬千百五十圓を發行したり。又割引償還は第一次より第四次に亙りて行はれ、其の償還總額は二千三百四十七萬五千五百二十五圓に達したり。斯くて豫定の償還期日たる四十一年十二月二十五日に於て償還すべき額は、四千六百四十五萬八千七十五圓となりしが、政府は市場金融の調節を圖る目的上、同年十月抽籤に依り二千四萬五千七百五十圓を償還し、其の殘額二千六百四十一萬二千三百二十五圓は之を同年十二月二十五日償還し、玆に第一回國庫債券全部の整理を終了したり。

**第四**　舊鐵道會社債務の整理

鐵道國有斷行の結果として政府に承繼したる各鐵道會社の社債其他の債務は、其の規約區々にして取扱上頗る錯綜を極むるのみならず、利率概ね六分以上の高利なるを以て、政府は其の承繼後努めて之が整理償還を圖ることと爲し、各債務に關する契約の條項に從ひ滿期日に於て之を償還するは勿論、期日前と雖も契約條項に反せず又は債權者の同意ある限りは、成るべく速に整理償還するの方針を採り、著々之が實行に至らざりし結果、承繼債務總額四千四百八十四萬三千百三十六圓の中、明治三十九年十月以降四十三年十一月迄の間に於て、合計三千八十七萬四千九百三十六圓の償還を了したり。而して右の償還資金に就ては、一般會計又は帝國鐵道會計よりの繰入金を以てせしものなきにあらずと雖も、其の大部分は舊鐵道會社債務整理公債を發行して之に充用せしものにして、本公債は年利五分、据置期間五年、据置期間後五十年を以て償還するものとし、明治三十九年十二月乃至四十二年十二月迄の間に於て、前後十回に亙り合計二千七百六十八萬三千八百五十圓を發行したり。尚ほ明治四十三年末に於ける殘存社債額千三百九十六萬八千二百圓は、何れも定期支拂の約ある爲め期限到來前は之を償還するに由なきものにして、此の中舊總武鐵道會社七分利付社債三十萬圓は大正二年十一月、舊北海道炭礦鐵道會社五分利付英貨社債九百七十六萬三千圓は大正十五年三月、何れも期限到來と共に償還せられしものとす。



**第五**　五分利付内國債の整理

**(一)　緒　言**

以上の如くにして政府は日露戰後に於て續々高利國債の整理償還に努めし結果、六分利以上の國債は明治四十二年以前に於て殆ど償還し盡され、僅に支拂時期の確定せる舊鐵道會社承繼の七分利付社債四十萬圓を殘すのみとなりしが、而も國債の總額は明治四十三年首に於て合計二十五億八千五百餘萬圓の巨額を算し、之に伴ふ毎年度利子の所要額亦約一億二千二百餘萬圓に達したり。而して此等巨額の公債中、前記七分利付の分を除きて最も利率の高きものは五分利付にして、其の額は總額の約六割三分餘を占めしが、日露戰後我國が國際上に占むる地位、信用に顧み平均五分の國債利率は決して滿足すべからざるのみならず、之が低利借換を斷行して國民の負擔を輕減するは、戰後の財政整理上最も重要且緊急の事業に屬したり。卽ち此等五分利付國債中、据置期限經過の分に限るも之を四分利付に借換ふるときは年々國庫の支出を減ずべき額蓋し少小ならざるのみならず、借換の事業成功し、國債利率の一段低下するに於ては、自ら地方債其他の債券利率の標準となり、一般金利亦之に隨伴して低下すべく、從て民間資金の融通圓滑となり、各種事業の利潤を增進し、漸次國内產業の發展を來すべし。時恰も我國財政の基礎は漸く强固となり、國債政策の確立と一般金融の緩慢と相

俟ちて、我國債市價は逐日昂騰を呈しつつあるの際なりしかば、政府は此の好機を逸せず、玆に据置期限を經過したる五分利付內國債の借換整理を斷行せんと企てたり。而して其の整理し得べき五分利付內國債は約五億九千五百萬圓の多額に上りしが、此の內には往年裏書を爲して外國に賣出したるもの九千三百萬圓(軍事公債四千三百萬圓、五分利公債五千萬圓)あり、又裏書なくして外國に輸出せられたりと認むべきもの六千七百萬圓あり、此等海外に流通する國債の償還財源は之を外國市場に求め、尙ほ其の外資の一部を以て國內流通の國債償還資金に充つることは、正貨の維持上及將來借換の便宜上最も得策なりと認めたり。斯くして政府は明治四十三年中に於て、內に在りては第一、第二回四分利公債を、外に在りては四分利付佛貨公債及同英貨公債を募集し、以て著々五分利內國債の整理を實行し、其の額約五億圓に達したり。以下之が顚末を概說すべし。

(二)　第一回及第二回四分利公債の發行

五分利付內國債借換事業の先驅として發行せられしは四分利付內國債にして、第一回は明治四十三年二月十九日、第二回は同年四月五日之を一般より募集したり。其の發行額は兩回共各一億圓にして、其の條件は兩回共利率年四分、發行價格額面百圓に付九十五圓、据置期限十年、償還期限は据置期限後五十年とし、應募は何れも五分利付國債證券を以て拂込現金に代用することを許せり。本公債募集の成績は、其の申込額第一回は一億八千餘萬圓、第二回は一億五千餘萬圓に達し、何れも募集豫定額を遙に超過するの好成績を收め、其の實收額第一回は九千五百萬七千六百十八圓、第二回は九千五百萬二千百十二圓に達したり。

(三)　四分利付佛貨公債及同英貨公債の發行

四分利付內國公債と相竝びて政府は英佛兩國に於て四分利付外國公債を發行することと爲し、財務官をして巴里及倫敦に於て商議を重ねしめし結果、四分利付佛貨公債四億五千萬法(換算額一億七千四百十五萬圓)は明治四十三年四月三十日、四分利付英貨公債一千百萬磅(換算額一億七百三十九萬三千圓)は五月六日、何れも其の發行規定を公布せられたり。卽ち之に依れば前者は發行價格額面百法に付九十五法五十三、据置期限十年、償還期限据置後五十年にして、後者は發行價格額面百磅に付九十五磅、据置期限及償還期限は前者と同樣とし、裏書付公債を以て拂込金に充用することを許したり。斯くて右公債發行の結果佛貨公債に就ては實收金一億五千九百三十四萬七千二百五十圓、英貨公債に就ては九千七百四十七萬五千圓を得たり。

(四)　第一回四分利公債の特別發行

前述の如く四分利付內國公債に就ては借換の便宜を圖る爲め兩回共五分利付國債の代用拂込を許せしが、其の成績甚だ良好なりしを以て、政府は更に一步を進め、五分利付國債の償還に際し債權者の希望に從ひ、其の償還元金の代りとして四分利公債を交付することとせば、償還資金に幾分の餘裕を生じ、一層借換事業の進捗を來すべきは勿論、他方資金需要の急ならざる債權者に利便を與へ、延て經濟界に好影響を與ふる所尠からざるべきを認め、明治四十三年五月省令第二十三號を公布し、五分利付國債償還の場合に於て債權者の希望あるときは、償還元金の代りとして額面百圓に付九十五圓の割合を以て第一回四分利公債を交付することと定めたり。右規定の公布あるや、之に應じ四分利公債の交付を申込む者頗る多く、其の發行總額は明治四十三年度乃至大正元年度に於て合計七千六百二十二萬千四百圓、其の實收額七千二百四十一萬三百三十圓に達したり。

**(五)　五分利付國債の償還**

以上の如くにして政府は明治四十三年に至り內外相踵ぎて四分利付公債を募集し、其の額通じて四億八千百五十四萬千六百圓に及び、其の實收額の總計は四億四千六百八十三萬千九百八十一圓に達したり。斯くて其の募集金の實收を得るに從ひ、國債整理基金特別會計に於ける明治四十二年度使用殘金中、元金の償還に充つべき金額二千百七十四萬八千四百九十五圓及一般會計繰入金六千八十萬圓と合せ、合計五億二千九百三十八萬四百七十六圓を以て、償還資金と爲し、同年四月乃至九月に亙り既に据置期限を經過し又は其の定めなき五分利付國債、卽ち海軍公債、整理公債、軍事公債、臺灣事業公債、明治三十八年以前發行の五分利公債、第二回發行國庫債券及煙草專賣法國庫債券の全部を償還せしが、其の償還額合計三億二千六百三十三萬四千九百六十五圓に達したり。而して右の外第一回及第二回四分利公債及四分利付英貨公債の應募拂込金代用納付に依り買入銷却したる額一億九千六百六十七萬二千七百二十圓及明治四十三年度中通常の買入銷却を爲したる五分利付國債六千二百七十五圓ありしを以て、此等を通計すれば償還の總額は五億二千三百一萬三千九百六十圓に達したり。斯くて此の五分利國債の借換整理の結果、年々三百六十四萬七千餘圓の利子支拂高を減少し得ることとなれり。之れ卽ち借換に因る直接の效果なりと雖も、此の外約五億圓の國債に就ては當分借換の必要なく、又近き將來に於て償還期限の到來するものなきに至り、財政上の負擔大いに輕減したること、竝に國債利率の低減は延て一般金利の低下の誘因となり、各種事業に對して低利の資金を利用するを得しむるに至ること等は、借換に因る間接の效果として最も重要なるものなりと云ふべし。

## 第三項　國債の償還

國債の償還に就ては明治十一年八月始めて償還方案を畫し、尋いで翌十二年六月之に多少の更正を加へ、十一年度首國債未償還額二億五千有餘萬圓と紙幣の流通高一億二千有餘萬圓との合計三億七千有餘萬圓に對し、每年度金二千萬圓若くは二千百萬圓宛を通常歲入より支出し、明治三十八年度に至り全部完濟の計畫とし、爾後中山道鐵道公債、海軍公債、軍事公債、臺灣事業公債等の起債に因り多少の變更を加へしと雖も、大體に於ては明治十一年の計畫を繼承し、每年度通常歲入より支出すべき償還資金の定額を金二千萬圓とし、之に軍事公債、事業公債等に要する償還又は利子の金額を加へ、以て歲計を料理し來りしが、明治三十七八年戰役の結果國債の額急激なる膨脹を來すに及び、政府は此等國債額の膨脹に對して減債基金を備へて償還の資源を涵養し、以て債務辨濟の保障を確實ならしむるは、卽ち國債に對する中外の信用を厚くする所以にして、實に戰後財政の一大急務なるを認め、明治三十九年三月法律第六號を以て國債整理基金特別會計法を公布したり。今同法に依り國債整理基金の制度を示せば左の如し。

一、國債整理基金を置き特別の會計を立て、其の基金は之を國債の償還發行に關する費途に使用するものとす。

二、國債整理基金に充つべき資金は每年度一般會計より繰入るるものとす。但し其の資金中臨時事件に因り發行の國債に關する分は年額一億千萬圓を下ることを得ず。

三、國債借換に因る募集金其他の收入金は直接に國債整理基金特別會計の歲入に編入するものとす。

四、國債整理基金は金銀地金及有價證券を以て之を保有し、其他有利且確實なる方法を以て之を運用すること

とを得。而して其の運用より生ずる損益は本會計の所屬とす。

五、政府は計算上利益ありと認むる場合に於て國債借換の爲め低利の國債を募集することを得。

六、政府に於て計算上利益ありと認むるときは額面以上にても買入銷却を爲すことを得。

七、國債整理基金毎年度の使用殘金及豫算に於ける支出殘額は遞次繰越使用するものとす。

右に依れば臨時事件費支辨の爲に起したる國債の償還及利子支拂に充つる爲め、毎年度少くとも一億千萬圓を一般會計より基金に繰入るべきものなるが、軍事公債以外の公債に關しては、別に繰入額を定むることなく、其の額は毎年度の豫算の決定に委ねたり。而して右軍事公債の償還に關する繰入額最下限一億千萬圓は、日露戰役關係の國債額を約十六億七千餘萬圓と見積り（煙草專賣法國庫債券及臨時事件公債をも含む）其の平均年利を五分とし、三十箇年賦元利濟崩の方法に依り之を算出して、其の大數を採りたるものなり。

國債整理基金の設置に伴ひ、新に將來の償還方案を立つるの必要を生ぜしを以て、政府は明治三十九年十一月豫算の參考として、同年度以降の償還方案を作製せしが、此の方案に於ては、舊來の公債の分と、臨時事件に關する公債の分とに分ち、前者は從前の定額二千萬圓を基礎とし、日清戰役に關する軍事公債の元利金及手數料竝に事業北海道鐵道森高整理の三公債の利子及手數料に限り右定額外の支辨とし、就中軍事公債は二十二箇年賦元利濟崩の計算に依り、又臺灣事業公債の償還計畫は主として臺灣總督府の取調に基き多少斟酌を加へ、明治五十七年度に於て償還完了の計算と爲す等、概して從前の計畫を繼承し、卽ち全體の償還完了年度を明治七十五年度、元利金及其の手數料の支出高を通計十三億二千二百五十八萬餘圓と算定したり。而して後者に就ては、法定の繰入額最下限一億千萬圓を標準として、償還完了年度を明治七十二年度、元利金及手數料支出高を通計四十六億千九百五十二萬圓と算定したり。

國債整理基金は斯くして明治三十九年度より設置せられ、一般會計より年々一億數千萬圓に上る整理資金の繰入を受けしが、而も當時に於ける國債額は、日露戰役に關聯せる分と戰前發行の分とを併せて總額二十二億餘圓に上り、之に要する利子支拂額のみにても毎年一億圓以上に達するの狀況なりしを以て、毎年度一般會計より繰入れらるる整理資金の大半は右の利子支拂に充當せられ、國債元金の償還に充てられし分は、三十九年度に於て二千七百十萬八千餘圓、四十年度に於て千七百八十八萬餘圓、四十一年度に於て三千七百二十九萬六千餘圓に過ぎざりしなり。然るに他方既述の如く戰後國債の激增は其の市價に影響し、財政及經濟上看過すべからざる情勢を生ぜしを以て、明治四十一年七月西園寺內閣の後を承けたる桂內閣は、國家の大計に鑑み財政の基礎を確立するが爲め完全なる國債整理の實を擧げんとし、同年八月二十八日財政計畫の新方針を決定し、其の中國債整理に關しては從來公債を財源とせし費途は普通財源の支辨に移すと共に、四十二年度以降毎年度の公債償還高は五千萬圓を最少限度とすることと爲したり。斯くて政府は右の方針に基き明治四十二年度豫算の編成に當りて、國債の償還計畫を左の如く決定したり。

（一）毎年度元金の償還として五千萬圓を繰入るるものとす。

（二）前項の外次年度以後に於ては遞次前年度の償還に因りて利子の支拂を減少したる高を元金の償還として繰入るるものとす。

（三）臺灣事業公債に關する償還計畫は前二項以外とし、既定の計畫に依るものとす。

（四）將來新に起債を要する場合に至れば、其際之に對する償還計畫を立つるものとす。

右の國債償還計畫に基き算定せられたる國債償還方案に依れば、明治四十二年度首概定未償還額

二十二億三千三百二十七萬二千八百二十二圓二十錢と、將來起債見込額合計四億五千八百五十萬二千九百二十五圓とに對し、同年度より明治六十八年度迄、二十七箇年間を以て元利の皆濟を告ぐる計算にして、其の元利金手數料其他雜費の支出見込額を總計すれば、通計四十九億三千六百六十七萬七千五百九十三圓三十七錢八厘に達せり。

斯くて新國債償還方針は明治四十二年度より實行せらるることとなりしを以て、此の方針の下に明治四十二年度國債整理基金歲出豫算中、元金償還額を五千八十萬圓（內八十萬圓は臺灣事業公債の分）と定め、翌四十三年度に至りては、五千萬圓に對する利子の相當額二百五十萬圓と、別に增加償還の額七百五十萬圓とを見込み、且臺灣事業公債の分八十萬圓とを併せて該償還豫算を六千八十萬圓と定めたり。翌四十四年度に於ては、財政上の都合に因り利子の不用額を加算せず、且臺灣事業公債の分をも併算して、之を五千萬圓と定めしが、爾後此の最少限度額五千萬圓は殆ど事實上の定額となり、大正三年度に至る迄毎年度此の例に依り償還を實行したり。

以上の如くにして明治三十九年以來國債整理基金設置せられ、毎年度一般會計其他よりの繰入金を以て年々公債の償還を行ふと共に、更に前項に於て述べたるが如き借換に依る國債の償還も屢〻行はれ、此等繰入金と借換資金と兩々相俟て戰後國債の償還高は巨額に上り、明治三十九年一月以來大正二年末迄の償還額を通計すれば、實に十四億二千八百四十一萬千五百四十九圓餘に達したり。今本期に於ける國債の發行高及償還高竝に年末未償還現在高を掲ぐれば左の如し。

| 年次 | 起債額 | 償還額 | 年末未償還額 |
|---|---|---|---|
| 明治三七年 | 四二一、四〇一、五一〇円 | 二一九、四五四、五〇〇円 | 九八二、一四四、五七六、五〇〇円 |
| 同三八 | 一、一二二、六六一、八〇〇 | 二一九、四五四、五〇〇 | 一、一〇四、五八六、九二二、〇〇〇 |
| 同三九 | 三二九、三四七、八五〇 | 二一七、一六九、二一九、五〇〇 | 二、二一六、七六五、五五二、五〇〇 |
| 同四〇 | 二七四、一四二、六三〇 | 二二五、〇〇九、八三〇、八〇〇 | 二、二六五、八九八、三五一、七〇〇 |
| 同四一 | 九〇、二〇八、四〇〇 | 一一九、五九九、二七九、五〇〇 | 二、二三六、五〇七、四七二、二〇〇 |
| 同四二 | 四三ヲ、六一〇、七五〇 | 六〇、五六七、二九八、〇四〇 | 二、六〇七、五五〇、九二四、一六〇 |
| 同四三 | 五八八、三一二、九七五 | 五二三、三三九、一三一、三二〇 | 二、六七二、五二四、七六七、八四〇 |
| 同四四 | 五、四〇四、五〇〇 | 九九、二三九、一九五、〇二〇 | 二、五七八、六九〇、〇七二、八二〇 |
| 大正元 | 五六、〇九一、三〇〇 | 三三、二九四、四七一、七六〇 | 二、六〇一、四八六、九〇一、〇六〇 |
| 同二 | 一六二、四四四、二〇〇 | 一五〇、一九三、一二三、八四〇 | 二、六一三、七三七、九七七、二二〇 |

## 第六節　韓國併合と財政

### 第一款　韓國併合と朝鮮總督府特別會計の設置

我國と韓國との關係は日露戰役以後益〻密接を加へ、軍事外交財政及內政等に於ても漸次一體となるの傾向を有したるが、遂に其の機熟し、明治四十三年八月二十九日に至り、永く東洋に於ける禍亂の淵源を杜絕し兩國民の福利を增進するの目的を以て韓國併合の實行を見るに至れり。而して併合に伴ふ財政上の處置に關しては事固より急速且機密を要し、事前に於て之が準備を完了するの餘裕なかりしを以て、憲法第七十條に依る緊急の處分として、舊韓國政府の豫算を當分の內襲用することと爲し、又憲法第八條に依る緊急命令を以て、右襲用豫算に關する會計の經理及舊韓國政府に屬した

る財產の管理に關しては從前の例に依るものと定めたり。然れども此等財政上の緊急處分は固より一時臨機の處置たるに止まり、其の既に併合を實行したる以上は、一日も速に新領土に於ける特別の狀態に鑑み、其の事情に適合すべき制度を設け、以て民衆をして早く其の堵に安んぜしむるの處置に出づるを要するは言を俟たざる所なるを以て、併合後一箇月なる明治四十三年九月三十日に至り朝鮮統治の機關として朝鮮總督府以下の諸官制を設け、更に同日會計法を一般に朝鮮に施行する旨を定むると同時に、別に勅令（緊急）第四百六號を以て朝鮮總督府特別會計に關する件を公布し、何れも之を同年十月一日より施行したり。卽ち右勅令第四百六號に依れば朝鮮總督府の會計は特別として其の歲入を以て歲出に充てしめ、其の足らざる所は一般會計より之を補充すべき旨を定め、以て新領土に對する經費支辨の途を明にすると共に、之をして漸次財政上の獨立を期せしむるの基礎を定めたり。尙ほ之に伴ひ合併當時に於て一時襲用したる豫算は同年九月末日限り之を終結せしむることと爲したり。

右の如く朝鮮總督府特別會計の設置に伴ひ、新に同特別會計の經費を支出するの途を講ぜざるべからざるを以て、玆に政府は臨機の處置として一般會計に屬する國庫剩餘金中二百萬圓を支出して朝鮮總督府經費補充金に充て、右補充金竝に租稅等朝鮮總督府の歲入を財源として、帝國議會の協贊を經て正式の豫算を設くる迄の間卽ち明治四十三年十月より四十四年一月に至る四箇月間の經費を支出することと爲し、尋いで帝國議會の開會に及びて、明治四十三年度總豫算追加を以て一般會計より八十八萬五千圓を支出して補充金に充當し、總督府の歲入と合して明治四十四年二月及三月に於ける同總督府の經費に充つることと爲したり。

## 第二款　朝鮮に於ける諸經營

以上の如くにして朝鮮總督府特別會計は明治四十三年十月を以て設置せられしと雖も、同年度に於ける同總督府歲計は其の期間僅に半歲に過ぎざるのみならず、其の大部分は責任支出の時期に屬し、單に議會の開會を俟つの間緊急缺くべからざる經費を維持するに止まり、進んで各般の計畫を立つるに及ばざりしが、翌明治四十四年度豫算の編成に當り、同年度に於ける一般の財政計畫と共に、將來に亙る朝鮮に於ける經營の方針を決定し、以て著々之が實行を期するの策を立てたり。抑朝鮮に於ける施設は其の併合の本旨に基き、富源の開發竝に福利の增進に努め、以て新附の人民をして永く帝國政府の恩澤に浴せしむるを以て主眼と爲すものにして、之が爲め朝鮮總督府特別會計の設置に當りても、其の歲入の足らざる所は一般會計より之を補充し、以て施設上必要の經費に充てしむることと定めたり。而して明治四十四年度に於て計畫立案し、同年度以降に於て施設せんとする諸事業は鐵道の建設改良、海陸連絡の設備、道路の修築、各種產業の補助及土地調査等の諸事業にして、或は從來の規模を擴張し、或は新に計畫を立つるものなりと雖も、何れも前述の精神に基かざるはなし。今此等事業計畫の大要を述ぶれば左の如し。

一、鐵道に關しては既に明治四十年度に韓國鐵道特別會計を設置し、同年度以降明治五十三年度に至る繼續事業として、總額一億六千四百六十九萬餘圓を以て韓國鐵道の建設及改良に著手せしが、本年度に至り新に朝鮮鐵道特別會計を設置し、從來の計畫の外京釜線に就て建設及改良費合計百二十九萬餘圓を計上すると共に、明治五十三年度に完成すべき豫定の計畫を改めて四十

八年度に於て之が完成を期する爲め、既定年度割の改定を行ひたり。

二、海陸連絡設備に關しては從來韓國政府に於て施工する所ありしも、未だ充分ならざるを以て本年度以降明治四十九年度に至る繼續事業として新に總額八百二十七萬餘圓を以て、釜山・仁川・鎭南浦及平壤各稅關の工事を起すこととせり。

三、道路の修築に就ては數年來韓國政府に於て總額三百九十五萬餘圓を以て工事を施行し來りしも、前年度に於て其の最終年度に達せしを以て、新に本年度以降明治四十八年度に至る繼續費として總額一千萬圓の道路修築費を計上、之に著手したり。

四、各種の補助費に關しては從來行はれたるものを整理し、更に其の範圍を擴張し、以て教育・產業・交通・衞生等に關する事業を奬勵保護するの計畫を立てたり。其の本年度に要する費額は教育補助四十一萬餘圓、地方金融組合補助五十二萬餘圓、其他地方土木費・產業補助等總計百八十七萬餘圓に達せり。

五、臨時土地調査の事業に關しては地籍を明にし課稅の基礎を確立する等の爲め數年を期して土地の調査を施行するの計畫を定め、舊韓國政府に於て前年度より之に著手したるが、併合と共に能ふ限り事業の速成を期することと爲し、明治四十九年度迄に之を完成するの計畫の下に其の豫算總額を千五百九十八萬餘圓と定めて、之に著手せり。

上述の諸事業中鐵道の建設改良・海關工事及道路修築に要する經費は、全部朝鮮事業公債を以て之を支辨し、其の元利金の償還は將來に於ける朝鮮總督府歲入を以て之を支辨するものなりと雖も、此の外每年度一般會計より經費の補充を行ひ、以て總督府歲計の均衡を圖る必要あり、其の金額明治四十四年度及大正元年度は各千二百三十五萬圓、大正二年度一千萬圓に達し、爾後も尙ほ年々巨額の補充金の繰入を見たり。

### 第三款　朝鮮銀行の設立

舊韓國時代に在りては完全なる金融機關と目すべき組織殆どなく、僅に第一銀行始め二三の我國銀行が日韓貿易機關として存在せしに過ぎざりしが、明治三十七年我國財政顧問の同國政府に聘傭せらるるや、右第一銀行に對して同國の中央銀行たるの業務を行はしむることと爲し、明治三十八年一月韓國政府は同行に對し貨幣整理事務及國庫金取扱事務を委託すると共に、同行發行の銀行券を經濟界の發達は同國中央銀行の成立を必要とするに至りしを以て、明治四十二年七月新に韓國銀行設立せられ、第一銀行の中央銀行業務の一切を繼承して同年十一月其の營業を開始したり。爾後同行は銀行券の發行及國庫金事務の取扱と共に、一般銀行業務の取扱を行ひ、漸次行勢の發展を見るに至りしが、明治四十三年八月韓國併合の實現せらるるや、政府は翌四十四年三月新に朝鮮銀行法を制定公布し、同年八月十五日より之を施行したり。此の結果韓國銀行は之を朝鮮銀行と改稱し、舊韓國銀行券及第一銀行券は何れも朝鮮銀行に於て發行したるものと見做さるることとなれり。斯くて朝鮮銀行は爾後朝鮮に於ける中央銀行として同地方金融の統轄に當りしのみならず、其後同行の營業は遠く滿蒙西比利亞地方に迄擴張せられ、更に又從來橫濱正金銀行が滿洲に於て取扱ひたる金券發行業務及國庫金取扱事業の如きも、大正六年以降同行の取扱に屬せしめらるる等、益・其の業務の擴

張發展を見るに至りしものとす。

## 第七節　歳計の概觀

本期に包含せしむべき歳計の年度は、日露戰役開始の年卽ち明治三十七年度より、世界大戰勃發の前年卽ち大正二年度に至る前後十箇年間を指すものにして、今此等各年度歳計の概要を略說すれば左の如し。

### (一)　明治三十七年度歳計

明治三十七年度豫算の編成に當りては、政府は旣述の如き地租增徵繼續計畫の拋棄に因る歳入缺陷補塡の一方法として、行政及財政の整理を實行することと爲し、卽ち各省定員の減少及局課の廢合を始め府縣費、陸海軍軍事費其他に於て整理を加ふると共に、鐵道建設及改良費、砲臺建築費、北海道事業費其他各種旣定經費の節約繰延を行ひしが、此等行政が財政整理を以て尙ほ歳入缺陷を補塡するに足らざる分に就ては、新に製造煙草の專賣を行ひ、其他公債及一時借入金に依ることと爲したり。斯くて本年度豫算案に計上せし所は、歳入二億五千六百七十萬六千餘圓、歳出二億五千六百六十四萬餘圓にして、前年度に比し歳入に於て三千七十六萬三千餘圓、歳出に於て三千七百六十三萬二千餘圓を減少したり。然るに右豫算案を提出する豫定なりし第十九回帝國議會は、其の開會の劈頭に於て解散を命ぜられしを以て、右豫算案は遂に成立せず、三十七年度に於ては前年度の豫算を施行せられたり。依て政府は右施行豫算の範圍內に於て實行すべき標準豫算を編成せしが、其の計數は歳入二億二千九百八十五萬五千餘圓、歳出二億二千三百十八萬千餘圓にして、施行豫算に比して歳入は五千



七百六十一萬四千餘圓、歳出は五千七百四十九萬三千餘圓を減少したり。然るに明治三十七年二月日露開戰に至りしを以て、政府は戰時財政計畫を定むるの必要を認め、先づ明治三十七年度豫算に於て經費の節約及事業の繰延を行ふことと爲し、標準豫算額に於て四千五百四十九萬七千餘圓、前年度繰越額に於て五百四十二萬三千餘圓、合計五千九十二萬千餘圓の節約繰延を實行すると同時に、他方同年三月召集せられたる第二十回帝國議會に臨時軍事費豫算案と共に本年度追加豫算案を提出して其の協贊を經たり。右追加豫算は臨時事件費の支辨に關連するものにして、卽ち臨時事件費財源の一部に充つべき增稅收入は、徵收の便宜上一旦一般會計歳入に編入したる後、之を臨時軍事費特別會計に繰入ることと爲せし關係上、右增稅收入六千二百二十萬千餘圓を歳入とし、臨時軍事費特別會計繰入七千萬圓、臨時事件費豫備費四千萬圓、合計一億一千萬圓を歳出として計上せしものなり。而して此の差引歳入不足額は歳計剩餘金を以て補塡するものとす。尋いで翌第二十一回帝國議會に當り、政府は必要已むを得ざる各般の經費に充つる爲め更に本年度追加豫算案を提出して、其の協贊を經たり。其の歳入百四十四萬三千餘圓、歳出八百九十五萬三千餘圓にして、差引歳入不足額は前年度剩餘金を以て之を支辨するものとせり。斯くて右追加豫算二件を前記施行豫算額に加算すれば、本年度豫算の總額は歳入三億五千百十一萬五千餘圓、歳出三億九千九百六十二萬八千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入三億二千七百四十六萬六千餘圓、歳出二億七千七百五萬五千餘圓にして、歳入歳出差引五千四十一萬千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌三十八年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は二千三百六十四萬八千餘圓、歳出は一

億二千二百五十七萬二千餘圓を夫々減少せり。之れ卽ち歳入に在りては、官業及官有財産收入・經常部雜收入・臺灣事業公債償却金繰入・前年度剩餘金繰入・公債募集金・紙幣交換基金殘額繰入・營業滿期國立銀行紙幣交換基金殘額繰入等に於て、合計三千三百四十三萬四千餘圓を增加せりと雖も、租稅・印紙收入・預金利子繰入・教育基金繰入・官有物拂下代・四分利付淸國債券賣却代・臨時部雜收入・地方分擔納付金・償金繰入・森林資金繰入・一時借入金・獻納金等に於て、合計五千七百八萬三千餘圓を減少せし爲め、差引前記の減少を見しものにして、歳出に在りては豫算決定後に於て前年度豫算定額を本年度に繰越せしものあるが爲め二千六百四十六萬九千餘圓、國庫豫備金外に豫算超過及豫算外支出を爲したるが爲め千百二十五萬千餘圓、合計三千七百七十二萬千餘圓を增加せしと雖も、他方各種事業費等にして年度內に支出を終らずして翌年度に繰越したる金額三千三百五十三萬九千餘圓ありしと、軍事費・憲兵費・屯田兵費・特設部隊費・臺灣經費補充金・淸國事件費償却金・淸國事件第二豫備金・製鐵所作業資金繰替・臨時軍事費特別會計繰入・臨時事件豫備費・製鐵所創立費及据置運轉資本補塡・補助費等に於て支出の減少せし外、臨時事件に關し財政上の必要に基き特に經費の節約に努めしと、前年度豫算施行の結果等に依り支出の減ぜし金額は合計一億二千六百七十五萬四千餘圓に達せしを以て、差引結局前記の如き減少を見しものとす。

尙ほ明治三十七八年日露戰役の臨時軍事費の收支は、時局の發生より終局迄を一會計年度とする臨時軍事費特別會計を以て經理せられ、右特別會計は明治四十年三月末日を以て終結せしが、之が豫算及決算に就ては既に第一節に於て詳說せしを以て、玆には之を再說せず。

### (二)　明治三十八年度歳計

明治三十八年度豫算は時局に鑑み充分の節約を爲し、之に依りて生ずる歳計剩餘を以て臨時事件費財源の一部に充用するの趣旨を以て編成せられたり。卽ち非常特別稅及煙草專賣に依る增收と右節約方針に依る既定經費の節減とに因り約九千二百八十一萬圓の歳入剩餘を生ぜしめ、之に陸海軍經常軍事費中其の費途の臨事軍事費支辨に移るが爲め剩餘として殘るべき分三千六十四萬餘圓とを加へ、合計一億二千三百四十五萬圓は本年度歳計剩餘となるべき見込なりしを以て、此の中一億二千三百三十萬圓を以て臨時事件費財源の一部に充用することと爲したり。第二十一回帝國議會は右豫算案に對して多少の修正を加へて之を可決せしを以て、本年度豫算額は歳入三億四百三十三萬三千餘圓、歳出二億千五十二萬四千餘圓となり、差引九千三百八十萬九千餘圓の歳入超過を示したり。之に前記陸海軍經常軍事費の剩餘見込額三千百十五萬圓(五十萬三千餘圓を追加)を加ふれば、歳入超過額は一億二千四百九十五萬圓となる。之れ卽ち戰役に關する臨時事件費財源の一部を成すものなり。尙ほ本年度追加豫算として第二十一・二十二回議會を通過せしもの各二件あり、共に其の一は臨時事件費豫算に關するものにして、他は通常歳計に關するものなり。其の合計歳入一億二千九百三十七萬四千餘圓、歳出二億五千四百三十六萬二千餘圓なるを以て、之を本豫算額に加算するときは本年度の豫算總額は歳入四億三千三百七十萬八千餘圓、歳出四億六千四百八十八萬六千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入五億三千五百二十五萬六千餘圓、歳出四億二千七十四萬千餘圓にして、歳入歳出差引一億千四百五十一萬五千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金の內五千七百三十五萬四千餘圓は之を明治三十九年度國債整理基金特別會計に、五千七百十六萬餘圓は之を三十九年度の歳

入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は一億百五十四萬七千餘圓を增加し、歳出は四千四百十四萬五千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては、租稅·印紙收入·官業及官有財產收入·雜收入·經常部雜收入·官有物拂下代·償金繰入·森林資金繰入·前年度繰入金·公債募集金·臨時事件費資金繰入等に於て、合計一億四百七十五萬三千餘圓を增加せりと雖も、預金利子繰入·一時借入金に於て合計三百二十萬五千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め三千三百五十三萬九千餘圓、國庫豫備金外に主として臨時事件費の爲に臨時支出を爲したるものありし爲め四千二十五萬四千餘圓、合計七千三百七十九萬四千餘圓を增加せりと雖も、他方時局に鑑み既定經費の節約及繰延を行ひし等の結果、豫算定額を翌年度に繰越したる金額五千八百六十九萬千餘圓ありしと、國債費·恩賞諸祿及勳章年金·陸海軍軍事費及憲兵費·逓信費·臨時事件費·補助費·清國事件第二豫備金·臨時事件豫備費等に於て合計五千九百二十四萬八千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見たるものとす。

### (三)　明治三十九年度歳計

明治三十九年度豫算の編成に當りては、通常の經費に屬するものは極めて節約の方針を採りしと雖も、平和既に克復せられしを以て、戰時中一部繰延若くは停止したる事業にして、產業の發達に關し戰後一時も差措くべからざるものは之が經營を進むるものとして、計畫を立てたり。其の主なるものは横濱·神戸に於ける海陸聯絡工事及稅關設備·鐵道の建設改良·電話の架設·製鐵所の擴張等にして時局に關係なく通常の歳計に於て約二億三千五百三十五萬餘圓を計上せり。次に本年度豫算中時局の關係より必要を生じたる費途は二億五千七百五十四萬餘圓にして、此の中公債の元利·恩給年金等經常的の歳出一億七千二百六十五萬餘圓に對しては、非常特別稅約一億六千萬圓を繼續するの外通常豫算の殘餘を以て之に充て、又陸海軍復舊費其他戰後の殘務に伴ふ經費等臨時的の歳出八千四百八十八萬餘圓に對しては、陸海軍不用物品の拂下代等の臨時收入を以て之に充て、殘額六千八百萬圓は公債に依るものとせり。斯くて本年度豫算案は歳入歳出共に四億九千二百八十九萬八千餘圓にして、歳入歳出共前年度豫算に比して多額の增加を來せり。第二十二回帝國議會は之に對し歳入は公債募集金に於て、歳出は臨時事件豫備費の陸海軍費に於て、各五百萬圓を削減し、歳入歳出各四億八千七百八十九萬八千餘圓と修正可決したり。尙ほ復本年度追加豫算として第二十二·二十三兩議會を通過せしもの各三件あり、其の計數合計歳入歳出各千七百六萬三千餘圓なるを以て、之を本豫算額に加算するときは本年度豫算の總額は、歳入歳出各五億四百九十六萬二千餘圓となるの計算なり。

次に本年度の決算額を見るに、歳入五億三千四十四萬七千餘圓、歳出四億六千四百二十七萬五千餘圓にして、歳入歳出差引六千六百十七萬二千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金の內十九萬六千餘圓は之を明治四十年度各帝國大學特別會計に、六千五百九十七萬五千餘圓は之を四十年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額と對比すれば、歳入は二千五百四十八萬五千餘圓を增加し、歳出は四千六十八萬六千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅·印紙收入·官業及官有財產收入·雜收入·地方分擔納付金·前年度繰入金等に於て、合計一億二百二十萬八千餘圓を增加せりと雖も、預金利子繰入·官有物拂下代·公債募集金·森林資金繰入等に於て、合計七千六百七十二萬三千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め三千十四萬四千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありし爲め九百四十七萬四千餘

圓、合計三千九百六十一萬九千餘圓を增加せりと雖も、他方豫算定額を翌年度に繰越したる金額三千四百十六萬千餘圓ありしと、預金利子及手數料・恩賞諸祿・陸海軍軍事費及憲兵費・遞信費・臨時事件費・補助費・鐵道建設及改良費・淸國事件第二豫備金・臨時事件豫備費等に於て、合計四千六百十四萬五千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

(四)　明治四十年度歲計

明治四十年度豫算の編成に當りては、政府は戰後財政經濟の狀況に鑑み、重きを國力の培養に置き努めて歲計の膨脹を抑制するの必要を認め、卽ち新に增稅を爲さざるは勿論、鐵道の建設改良・電話の擴張・製鐵所の創立等重要なる生產事業の財源に充つべきものの外、公債の募集は一切之を爲さざることとし、且一般經費を努めて節約するの方針を採りしと雖も、他方に於ては戰時中一般の歲計を節約し事業を緊縮せしものの中、今後漸次之を緩和復活して事業の進捗を圖るの必要を認むるものに就き相當の計畫を定め、其他河川港灣の改良・農商工業の奬勵・教育事業の擴張・交通機關の增設・軍備の充實等に關する計畫を立てしを以て、其の豫算額は前年度に比して更に膨脹を來し、歲入歲出各六億七百三十九萬三千餘圓となれり。右豫算案は第二十三回帝國議會に提出せられしが、議會は之に對し北海道森林經營費竝に釧路及留萌築港費に修正を加へ、歲入に於て四十五萬五千餘圓、歲出に於て四十六萬九千餘圓を削減せし結果、豫算額は歲入六億六百九十二萬七千餘圓、歲出六億六百九十二萬三千餘圓となれり。尙ほ本年度追加豫算として第二十三・二十四兩議會の協贊を經しもの合計五件あり、其の合計歲入歲出各二千八百九十六萬六千餘圓なるを以て、之を本豫算額に加算するときは、本年度豫算の總額は歲入六億三千五百九十萬四千餘圓、歲出六億三千五百八十八萬九千餘圓となるの計



算なり。

次に本年度決算額を見るに、歲入八億五千七百八萬三千餘圓、歲出六億二百四十萬餘圓にして、歲入歲出差引二億五千四百六十八萬二千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌四十一年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は二億二千百十七萬九千餘圓を增加し、歲出は三千三百四十八萬八千餘圓を減少せり。之れ卽ち歲入に在りては、租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・雜收入・前年度繰入金等に於て合計九千三百三十四萬八千餘圓の豫算超過又は豫算外の收入ありし外、臨時軍事費特別會計剩餘金繰入一億千二百七十三萬九千餘圓、俘虜給養費償還金收入四千七百四十五萬二千餘圓の受入ありしを以て、預金利子繰入・公債募集金・一時借入金等に於て合計三千三百四十六萬二千餘圓を減少せしに拘らず、差引前記の如き巨額の增加を見しものにして、歲出に在りては、前年度豫算定額の繰越ありし爲め三千三百九十六萬四千餘圓、臨時軍事費特別會計の豫算殘額を移換する爲め一億三千七百二十四萬三千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め六百九十七萬六千餘圓、合計一億七千八百十八萬四千餘圓を翌年度に繰越したる金額八千八萬二千餘圓、臨時軍事費豫算定額を翌年度に繰越したる金額一億百十四萬三千餘圓ありしと、預金利子及手數料・恩賞諸祿・陸海軍軍事費及憲兵費・鹽專賣費・諸拂戻及缺損補塡金・臨時事件行賞諸費・戰後整理費・補助費・臨時軍事費等に於て、合計三千四十四萬六千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の減少を見しものとす。

(五)　明治四十一年度歲計

明治四十一年度豫算の編成に當りては、平和克復後既に二箇年を經過し、臨時軍事費特別會計の出

納亦完結を告げ、當に戰後財政の整理に著手すべき秋に際會せしが、政府は戰後財政の事たる先づ將來に亙りて歲入歲出の均衡を保ち、以て財政の基礎を鞏固ならしむるを以て急務なりと認め、豫算の編成上此の點に最も重きを置き一面に於て經常歲入の增加を計畫すると共に、他面に於て成るべく經費の節約に努め、且既定經費の年割額を改定し、以て收支の適合を維持するの方針を採りたり。卽ち政府の算定に依れば本年度の收支の關係は既定の歲入五億三千二百四十萬餘圓に對し既定の歲出六億三千百三十三萬餘圓にして、差引九千八百九十二萬餘圓の歲入不足を生ずるの計算なりしを以て、政府は右の補塡を圖る爲め酒稅・砂糖消費稅の增徵及び石油消費稅の新設、竝に煙草定價の引上を行ふことに依り千百三十二萬餘圓、前年度剩餘金繰入七千五百八十三萬餘圓、既定繼續費の繰延千百七十七萬餘圓を以て之に充つるの計畫を立てたり。斯くて右方針に依り編成したる本年度豫算案は歲入六億千百四萬三千餘圓、歲出六億千五百九十五萬八千餘圓にして、差引四百九十一萬五千餘圓の歲入不足は、同年度追加豫算案に於ける增新稅に因る歲入超過を以て補塡するものとせり。右豫算案は第二十四回帝國議會に提出せられしが、議會は提出原案の儘之を可決したり。尋いで本年度追加豫算として第二十四・二十五兩議會に於て可決せられしもの合計五件あり、其の合計歲入千五百七十四萬五千餘圓、歲出千八十三萬餘圓なるを以て、之を本豫算額に加算すれば本年度豫算の總額は歲入歲出共六億二千六百七十八萬八千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度決算額を見るに、歲入七億九千四百九十三萬七千餘圓、歲出六億三千六百三十六萬千餘圓にして、歲入歲出差引一億五千八百五十七萬六千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌四十二年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は一億六千八百十四萬八千餘圓、歲出は九百五十七萬二千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・雜收入・前年度繰入金等に於て、合計二億千九萬九千餘圓を增加せしを以て、他方預金利子繰入・日本大博覽會開設納付金・公債募集金等に於て合計四千百九十五萬餘圓を減少せしに拘らず、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したる爲め一億八千百二十二萬六千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め五百三十六萬六千餘圓、合計一億八千六百五十九萬三千餘圓を增加せしと雖も、他方普通の豫算定額を翌年度に繰越したる金額七千七百二萬三千餘圓、臨時軍事費定額を翌年度に繰越したる金額七千三百四十九萬六千餘圓ありしと、北海道廳及府縣經費・預金利子及手數料・恩賞諸祿諸拂戻及缺損補塡金・陸海軍軍事費及憲兵費・森林費・日本大博覽會費・補助費・臨時軍事費・清國事件第二豫備金等に於て、合計二千六百四十九萬九千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き增加を見しものとす。

**（六）明治四十二年度歲計**

明治四十一年夏西園寺內閣に代りて桂內閣成立せしが、同內閣は大いに從來の方針を改め、專ら戰後財政整理の實行に努むることと爲し、先づ歲計を確實にして急激に增加せる公債の整理を圖るを以て第一の急務とせり。斯くて明治四十二年度豫算の編成に當りては、歲出に應ずるに確定の歲入を以てし、當分の內極めて特殊の場合を除くの外新規公債の發行を見合すと共に、更に進んで公債の信用を厚くする爲め公債償還額を增加して、每年少くとも五千萬圓を償還するの方針を定め、又他方に於ては努めて各般の經費の節約を圖り、且既定繼續事業の年限を延長し、其の年割額を改定することとし、更に鐵道の經營に就ては之を全然獨立自營のものとし、以て一般會計との關涉を避くること

とせり。卽ち本年度に於ける經費の節約額は經常部に於て三百六十五萬餘圓、臨時部に於て百六十萬餘圓、合計五百二十五萬餘圓にして、事業繰延額は前年度に於て實行せし以外に、一般特別兩會計に於て一億六千八百十八萬餘圓に達せり。斯くて政府の第二十五回帝國議會に提出せる本年度豫算案は、歲入歲出各五億千六百二十萬餘圓にして、前年度豫算（鐵道に關する歲入歲出を控除せしもの）に比して歲入は六千六百五十四萬餘圓、歲出は三千八百四十萬餘圓を夫々減少したり。之に對し議會は歲入に於て三百二十四萬六千餘圓、歲出に於て三百二十五萬四千餘圓を削除して、歲入五億千二百九十五萬四千餘圓、歲出五億千二百九十四萬六千餘圓と修正可決したり。尙ほ本年度追加豫算として第二十五・二十六兩議會に於て成立せしもの合計六件あり、其の計數合計歲入歲出各七百五十三萬三千餘圓なるを以て、之を本豫算額に加算すれば、本年度豫算の總額は歲入五億二千四十七萬九千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度決算額を見るに、歲入六億七千七百五十四萬六千餘圓、歲出五億三千二百八十九萬三千餘圓にして、歲入歲出差引一億四千四百六十五萬二千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌四十三年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は一億五千七百五萬八千餘圓、歲出は千二百四十一萬三千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅·印紙收入·官業及官有財產收入·預金利子繰入·臨時部雜收入·公債募集金·前年度繰入金·一時借入金等に於て、合計一億五千八百四十五萬七千餘圓を增加せりと雖も、臺灣事業公債及借入金償却繰入·官有物拂下代·森林資金繰入等に於て合計百三十九萬九千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億五千五十二萬餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありし爲め三百二十六萬餘圓、合計一億五千三百七十八萬千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越したる金額六千四百十九萬五千餘圓、臨時軍事費定額を翌年度に繰越したる金額五千七百九十九萬七千餘圓ありしと、北海道廳及府縣費·北海道拓殖費·預金利子及手數料·臨時事件及韓國事件行賞諸費·陸海軍軍事費及憲兵費·海軍受託造修費·國有林野經營費及北海道森林整理費·恩賞諸祿補助費等に於て、合計千九百十七萬四千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き增加を見しものとす。

（七）明治四十三年度歲計

明治四十三年度豫算の編成に當りては前年度に於て決定せる方針に基き、更に進んで愈適實に之を實行し、以て財政整理事業の完成を圖らんことを期したり。卽ち國民負擔の衡平を圖る爲め稅制の整理を實行し、又行政整理を行ふと共に多年の宿題たりし官吏增俸·下士卒增給を爲し、併せて國運の發展上必要已むべからざる各般の施設を爲し、國庫剩餘金の一部を以て既定の公債償還金の外臨時に七百五十萬圓を償還資金に充つることとせり。右計畫に於て稅制整理に因る歲入減約一千萬圓にして、又文武官吏等に對し約三割の增俸增給を行ふことに因り、一般·特別兩會計を通じ約千五百萬圓の歲出を增加するも、內六百萬圓は行政整理に因り生ずる歲出減少額を以て充當するものとせり。斯くて政府の第二十六回帝國議會に提出せる本年度豫算案は、歲入五億三千八百四十七萬千餘圓、歲出五億三千三百九十九萬五千餘圓なりしが、議會は稅制改正案に關し、地租の輕減を行ふと共に市街地通行稅廢止を復活し、又官吏及下士卒の增俸增給に關し、政府案の三割增を二割五分增に改むる等の修正を行ひし結果、豫算案は歲入に於て八百三萬餘圓、歲出に於て三百五十五萬餘圓を減少し

て、歳入歳出各五億三千四十三萬九千餘圓に確立したり。右の外本年度追加豫算として第二十六・二十七兩議會の協贊を經しもの合計八件あり、其の合計額歳入歳出各千七百八十一萬餘圓なるを以て之を本豫算に加算すれば本年度豫算の總額は、歳入歳出各五億四千八百二十五萬餘圓となるの計算なり。

次に本年度決算額を見るに、歳入六億七千二百八十七萬三千餘圓、歳出五億六千九百十五萬四千餘圓にして、歳入歳出差引一億三百七十一萬九千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌四十四年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は一億二千四百六十二萬三千餘圓、歳出は二千九十萬三千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歳入に在りては印紙收入・官業及官有財産收入・雜收入・預金利子繰入・官有物拂下代・前年度繰入金等に於て、合計一億二千八百十五萬九千餘圓を增加せりと雖も、租稅・公債募集金等に於て合計三百五十三萬六千餘圓を減少せしを以て、差引前記の如き增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め一億二千二百十九萬三千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありし爲め千百七十一萬餘圓、合計一億三千三百九十萬三千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越したる金額四千五百九十萬三千餘圓ありしと、統監府及其の所屬官署の經費にして、明治四十三年九月末日迄に支出を終らずして、同年度朝鮮總督府特別會計に移用したる金額四千四百餘圓ありしと、統監府及其の所屬官署經費・國債費・運用費・陸海軍軍事費及憲兵費・森林費及國有林野經營費・恩給及年金・補助費・臨時軍事費等に於て合計千四百六十四萬四千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き增加を見しものとす。



### (八)　明治四十四年度歳計

明治四十四年度豫算の編成に當りては、明治四十二年度以來の方針を繼承し、財政の基礎を鞏固にし且公債に關する既定方策の維持に努めしと雖も、他面內外の情勢に鑑み世運の進歩國力の發展に伴ふべき必要の施設を實行することと爲し、卽ち海軍軍備補充計畫を改定して既定繼續費を增額し新に治水の根本策を定めて、本年度以降十八年間の繼續事業として其の經費を計上し、鐵道の改良及普及を圖る爲め既定計畫を改定して建設及改良費に增額を爲し、韓國併合に伴ひ朝鮮開發に必要なる施設を計畫し、其他製鐵所の擴張竝種の統一等產業の發達に資すべき計畫を定めたり。右方針に基き編成せられたる本年度豫算額は歳入歳出各五億五千二百三萬二千餘圓にして、前年度豫算に比し千七百七十二萬八千餘圓を增加したり。右は第二十七回帝國議會に提出せられしが、議會は之に對し歳出に於て三十二萬四千餘圓の削減を加へしを以て、歳出額は五億五千百七十萬七千餘圓となりたり。尙ほ本年度追加豫算として第二十七・二十八議會の協贊を經しもの合計八件あり、其の合計歳入二千百九十六萬四千餘圓、歳出二千二百二十八萬九千餘圓に上りしを以て、之を本豫算額に加算すれば、本年度豫算の總額は歳入歳出各五億七千三百九十九萬六千餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歳入六億五千七百十九萬二千餘圓、歳出五億八千五百三十七萬四千餘圓にして、歳入歳出差引七千百八十一萬七千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌四十五年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は八千三百十九萬五千餘圓、歳出は千百三十七萬七千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅・印紙收入・官業及官有財産收入・臨時部雜收入・前年度繰入金・淸國事件費資金受入等に於て、合計九千百四十六萬千餘圓を增加

りと雖も、臺灣特別會計より繰入・朝鮮特別會計より繰入・公債募集金・森林資金繰入・治水費資金繰入等に於て、合計八百二十六萬六千餘圓を減少せしを以て、差引前記の如き增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め九千八百三十三萬九千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲したるものありし爲め三百七十三萬八千餘圓、合計一億二百七萬七千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越したる金額四千三百七萬三千餘圓ありしと、陸海軍軍事費及憲兵費・森林費及林野經營費・製鐵所據置運轉資本補塡・日本大博覽會費・補助金等に於て、合計八百四十萬三千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の增加を見しものとす。

（九）大正元年度歲計

明治四十五年度豫算の編成に當りては、歲入は其の增加の見込薄弱なるに反し、歲出は既定繼續費年割額の增加竝に既定計畫事業の進捗に伴ふ經費の增加等少からざる狀況に鑑み、努めて歲計の膨脹を抑制するの方針を採り、普通歲入及前年度剩餘金額の範圍內に於て相當の計畫を立てたり。右方針に依り編成せられたる本年度豫算案は歲入歲出各五億七千二百八十九萬千餘圓にして、右は第二十八回帝國議會に提出せられ、原案の儘可決せられたり。更に本年度追加豫算として第二十八議會の協贊を經しもの合計三件、合計歲入歲出各三百八萬五千餘圓、第二十九回臨時議會の協贊を經しもの明治天皇大喪費關係豫算歲入歲出各百五十四萬五千餘圓、第三十議會の協贊を經しもの合計二件、合計歲入歲出各四百五十一萬七千餘圓ありしを以て、之を本豫算額に加算すれば、明治四十五・大正元年度豫算の總額は、歲入歲出各五億八千二百四萬餘圓となるの計算なりとす。

次に本年度の決算額を見るに、歲入六億八千七百三十九萬二千餘圓、歲出五億九千三百五十九萬六千餘圓にして、歲入歲出差引九千三百七十九萬六千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌大正二年度の歲入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歲入は一億五百三十五萬二千餘圓、歲出は千百五十五萬六千餘圓を夫々增加せり。之れ卽ち歲入に在りては租稅・印紙收入・官業及官有財產收入・臨時部雜收入・公債募集金・治水費資金繰入・前年度繰入金等に於て、合計一億八百三十萬二千餘圓を增加せりと雖も、預金特別會計より繰入・朝鮮總督府特別會計より繰入・臺灣總督府特別會計より繰入・官有物拂下代・森林資金繰入・淸國事件費資金受入等に於て、合計二百九十五萬餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歲出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め八千二百二十九萬五千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め七百四十七萬千餘圓、合計八千九百七十六萬七千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越せし金額三千三十萬九千餘圓、臨時軍事費定額を翌年度に繰越せし金額四千十一萬八千餘圓ありしと、預金利子及手數料・大喪費・陸海軍軍事費及憲兵費・朝鮮派遣部隊費・補助費等に於て、合計七百七十八萬三千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の增加を見たるものとす。

（一〇）大正二年度歲計

大正二年度豫算の提出直前に於て內閣の更迭行はれ、西園寺內閣に代りて桂內閣成立せし爲め、新內閣は大正二年度豫算の編成に當り細目に亙りて新なる計畫を立つるの時日を存せざりしを以て大體に於て前年度豫算を踏襲するの方針を採りしが、政府は當時の國情に鑑み歲計の整理を行ふこと、との急務なるを認め、其の執行上更に進んで政費の節減及事業の繰延を實行することと爲したり。

本年度豫算案は第三十回帝國議會に提出せられしが、同議會開會中桂内閣辭職し山本内閣之に代りて成立し、右豫算案を一旦撤回したる上全く同一案を再び議會に提出し、議會は之に對し原案の通り可決したり。卽ち本年度豫算は歳入歳出各五億八千四百九十二萬四千餘圓にして、更に追加豫算として同一議會を通過せるもの一件、歳入歳出各百八十八萬三千餘圓、第三十一議會を通過せるもの一件、歳入歳出各七百六十萬九千餘圓あるを以て、之を合計すれば本年度豫算の總額は歳入歳出各五億九千四百四十一萬六千餘圓となるの計算なり。但し政府は本年度豫算の施行後幾もなくして行政及財政の整理を斷行したる結果、之に伴ひ本年度の實行豫算を編成し、歳入に於て五百六十八萬五千餘圓を增加し、歳出に於て三千三百四十一萬二千餘圓を減少したり。

次に本年度の決算額を見るに、歳入七億二千百九十七萬五千餘圓、歳出五億七千三百六十三萬三千餘圓にして、歳入歳出差引一億四千八百三十四萬千餘圓の剩餘を生じ、右剩餘金は之を翌大正三年度の歳入に繰入れたり。而して右決算額を其の豫算額に對比すれば、歳入は一億二千七百五十五萬八千餘圓を增加し、歳出は二千七十八萬二千餘圓を減少せり。之れ卽ち歳入に在りては租稅印紙收入・官業及官有財産收入・官有物拂下代・臨時部雜收入・前年度繰入金等に於て、合計一億三千六百七十萬五千餘圓を增加せりと雖も、預金特別會計より繰入・公債募集金・森林資金繰入・治水費資金繰入等に於て合計九百十四萬六千餘圓を減少せしを以て、差引前記の增加を見しものにして、歳出に在りては前年度豫算殘額を本年度に繰越したるが爲め七千四十二萬七千餘圓、國庫豫備金外に臨時支出を爲せしものありし爲め六百七十三萬餘圓、合計七千七百十五萬八千餘圓を增加せりと雖も、他方普通豫算の定額を翌年度に繰越せし金額三千四百六十六萬六千餘圓、臨時軍事費定額を翌年度に繰越せし金額三千七百九十一萬千餘圓、臨時軍事費・海軍軍事費及憲兵費・整備費・朝鮮派遣部隊費・臨時軍事費・裁判所及監獄費・森林費及國有林野經營費・遞信費・補助費等に於て、合計二千五百三十六萬三千餘圓の豫算不用額を生ぜしを以て、差引前記の如き減少を見しものにして、之れ主として本年度豫算施行中に於て行政整理を行ひ、經費の節減及繰延を行ひしに基くものなりとす。

以上之を要するに本期に於ける歳計は、日露戰役なる未曾有の大事件を經て飛躍的の膨脹を遂げしものにして、今戰前・戰時及戰後の歳計額を比較するに、明治三十六年度に於ては歳入二億六千餘萬圓、歳出二億四千九百餘萬圓なりしに對し、三十八年度に於ては歳入五億三千五百餘萬圓、歳出四億二千餘萬圓にして、歳入は二十割餘、歳出は十七割餘を增加し、又三十九年度に於ては歳入五億九千餘萬圓、歳出四億六千四百餘萬圓にして、三十六年度に比し歳入は十三割弱、歳出は九割弱の增加を示し、更に四十年度に至りては歳入八億五千七百餘萬圓、歳出六億二百餘萬圓にして、三十六年度に比し歳入は實に三十三割弱、歳出は二十四割强の增加を示したり。固より日露戰役に要したる軍事費の收支は之を特別會計に依りて整理せられしと雖も、既述の如く增稅等の收入は經理の都合上一般會計を通じて右特別會計に繰入れられしのみならず、一般會計に於ても間接に戰役に關係せる經費の支出尠からず、而も戰役終結後に於ても戰時中急激に增加したる國債の利拂の爲に國債費の激增するの外、國運の伸張に伴ふ諸般の施設竝に軍備の復舊整備等に關する經營の爲め巨額の經費を必要としたるに加へ、歳計膨脹の勢を助長し、此の勢は明治四十一年度に至りて其の頂點に達したり。然るに爾後

政府は極力財政の整理緊縮に努めし爲め、四十二年度以降歳計歳出額は前年度に比し一億餘圓を減少したり。其後財政の整理稍〻成るに當り四十四年度に於て朝鮮の開發、海軍軍備の充實、治水計畫の樹立等、多少積極的方針を採用せしと雖も、根本に於ては尚ほ從前の緊縮方針を維持せし爲め、歳計は過度の膨脹を來すことなくして本期を經過したり。今每年度歳入歳出決算額に就き歳計の內容の變遷を掲ぐれば左の如し。

自明治三十七年度
至大正二年度　**歳入歳出決算額種類別表**

| 種類別 | | 明治三十七年度 | 同三十八年度 | 同三十九年度 | 同四十年度 | 同四十一年度 | 同四十二年度 | 同四十三年度 | 同四十四年度 | 明治四十五年度大正元年度 | 大正二年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳入 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 經常部 | 租稅及印紙收入 | 二一、三九九、〇〇一 | 二六、五四二、九七 | 三一、七二九、三〇五 | 三四一、一三九、四〇八 | 三五四、一四八、二七二 | 三五四、一三三、一三五 | 三四四、五二四、〇三〇 | 三五八、四五一、〇六四 | 三八九、九〇四、一八〇 | 四〇〇、三一〇、六九八 |
| | 官業及官有財産收入 | 七六、四〇一、一六五 | 九九、八七五、一六〇 | 一二八、〇四〇、二一 | 一四一、七二一、〇〇一 | 一五一、六五八、六八九 | 一六六、二一六、五二二 | 一七八、七六七、六九九 | 一八三、二五二、三八四 | 一九四、二一四、〇六七 | 二〇一、〇五九、六七四 |
| | 其他收入 | 二一、一五二、一五五二 | 二三、八八三、六五四 | 九、〇六八、五二五 | 九、三七六、六二七 | 一三、七五五、〇二四 | 一三、八七二、一五五 | 一八、〇五八、五九八 | 一八、六二一、三〇四 | 一三、八七二、一五五 | 一三、八七二、一五五 |
| | 計 | 二九九、一四二、二二八 | 三九八、三〇一、七四二 | 四四九、八八八、二五二 | 四四四、八八八、二五二 | 四九二、二六七、〇五六 | 四八三、二四二、一六九 | 四九一、三三一、三七 | 五〇八、五五八、六八四 | 五七五、四二八、〇四七 | 六〇七、四五七、二七八 |
| 臨時部 | 公債金 | 六、五八七、〇五二 | 七三、九三五、一七〇 | 一五五、四六八、二五九 | 二四八、〇二四、八二〇 | 二〇一、二四七、七九五 | 一五八、五六八、一六七 | 二、八三八、八七〇 | 一一、二〇〇、七三〇 | 一八、三七一、一四三 | 二三、八四四、九一一 |
| | 臨時軍事費特別會計剩餘金繰入 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 前年度剩餘金繰入 | 一〇、六二四、六二六 | 五〇、四一二、五三 | 五七、一六〇、五八五 | 八二、二四七、七一七 | 八八、三七九、七一七 | 一四四、六五二、六四三 | 一〇二、二四七、七五五 | 三六、一八五、〇一二 | 七一、八七六、六〇七 | 九三、七六六、〇三五 |
| | 其他收入 | 二、一三三、九五四 | 一三、六八〇、七二七 | 三四、八六〇、七七九 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、一三九、四〇八 | 三四、一三七、七〇三 | 三四、〇五二、九三七 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 |
| | 計 | 一二、一一三、一二九 | 一三、六八三、三七 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 |
| 總計 | | 二一、三四、二九五、八一六 | 二八、三四、九九五、一七八 | 三七、七二九、三〇五 | 三四一、一三九、四〇八 | 三五四、一三九、四〇八 | 三五四、一三三、一三五 | 三四四、五二四、〇三〇 | 三五八、四五一、〇六四 | 三八九、九〇四、一八〇 | 四〇〇、三一〇、六九八 |

（備考）歳出中「軍事費」は臨海軍兩省經費を合計せしものにして「行政費」は「軍事費」及「國債費」以外の總ての歳出を合計せるものとす。

| 歳出 | | 明治三十七年度 | 同三十八年度 | 同三十九年度 | 同四十年度 | 同四十一年度 | 同四十二年度 | 同四十三年度 | 同四十四年度 | 明治四十五年度大正元年度 | 大正二年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 經常部 | 行政費 | 七八、一一六、九四六 | 一七、二九、一八七 | 八六、二三、九一 | 一三、三、八七九 | 一三、八、七三、九一 | 一三五、二六八、四〇八 | 一三五、六、八二、一四六 | 一三六、二六八、四〇八 | 一四四、四九一、六五九 | 一四八、三四、七〇三 |
| | 軍事費 | 一七、二九、一八七 | 二〇、八六七、九三一 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 | 一四、二九、六二〇 |
| | 國債費 | 三一、六四七、六五六 | 三一、七〇一、二五四 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 |
| | 計 | 二九、八六二、九五三、七九九 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 |
| 臨時部 | 行政費 | 一三四、四九、八二六 | 二五〇、三五六、一五二 | 一三三、九五四、一七五 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 |
| | 軍事費 | 二三五、〇三五、八六八 | 六〇、三五六、一五二 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 |
| | 國債費 | 二一三、九五四、一四七 | 六〇、三五六、一五二 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 |
| | 計 | 一三三、九五四、一四七 | 六〇、三五六、一五二 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 |
| 總計 | 行政費 | 一三五、二六八、四〇八 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 | 一四四、四九一、六五九 |
| | 軍事費 | 二〇三、四三〇、一〇八 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 | 八六、六五八、一七六 |
| | 國債費 | 三三、九、四八、一六九三 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 | 三一、七四一、二四〇 |
| | 計 | 二七、〇五五、六八三 | 二九八、三四、九九五、一七八 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 | 三四、〇四二、九五〇 |

# 第五章　世界大戰及其以後の財政

## 第一節　大正三年臨時事件の財政的處理

### 第一款　總　說

大正三年七月歐洲戰爭勃發するや、我國は時局の極東に波及する場合を慮りて、之に應ずる爲め海陸兩軍の整備に努め、以て萬一に備ふる所ありしが、翌八月に至り極東の平和保持の爲め同盟の誼に依り、遂に獨逸國に對し宣戰を布告せられしを以て、我國は直に兵を極東に於ける獨逸國の根據地たる青島に派して之を攻略せしめ、同年十一月遂に之を占領したり。而して此の間我海軍は陸軍と協力して青島攻略に從ふと共に、他方遠く印度洋太平洋及南洋等の諸方面に出動して、獨逸國艦隊の驅逐に當り、大正三年中に殆ど之を擊滅したり。斯くて帝國宣戰の直接の目的は、開戰後數箇月にして全く達成せられしと雖も、他方歐洲方面に於ける戰局は月と共に激烈を加へ、聯合與國の輸送船舶にして、獨逸國の潛水艦等の爲め至る所に於て擊沈せらるるもの甚だ多數に上りしを以て、我國は之が警備の爲め大正六年以降多數の艦船を支那海印度洋地中海其他の方面に派遣し、以て海上の保安に任ぜしめたり。然るに他方に於て大正六年春露國に革命起りて帝政を覆し、爾後幾多の變遷を經て遂に勞農政府成立するに及びて、同國は獨逸國と單獨講和を爲すに至り、聯合國は同國と國交を斷絶



することとなりしが、其の結果從來露國軍隊の下に在りて獨逸國との交戰に當りしチエツコ・スロヴアキア軍は、露國軍を離れ、西比利亞を經て歐洲西部戰場に轉戰せんことを圖りしも、西比利亞地方に於て勞農露國軍及獨墺俘虜軍の爲に阻止せられしを以て、我國は之が救援を圖るが爲め大正七年八月に至り、英米佛等の諸國と共に兵を同地方に派遣したり。大正九年の初頭に至りて右の目的は略ぼ之を達することを得しを以て、我國を除く他の諸國は同年二三月頃に於て、夫々相前後して同地方より撤兵するに至りしが、當時極東西比利亞の政情は尙ほ未だ安定せず、其の形勢は鮮滿地方に重大なる影響を及ぼす虞ありしのみならず、西比利亞地方の秩序紊亂の爲め同地方に於ける多數の我國居留民は、其の生命財產の安固を期する能はざるの實情に在りしを以て、我國のみは遽に撤兵を決行すること能はず、依然として駐兵を繼續したり。尋いで大正九年四月露領ニコライエフスクに於て、多數の我官民の露國匪賊の爲に虐殺せらるるの事件發生するや、我國は後日露國政府をして之が賠償を履行せしむる爲の保障として、薩哈嗹州の軍事占領を行ふことと爲し、更に同地方に兵を派遣駐屯せしめたり。然るに西比利亞地方の秩序は、其後勞農政府の手に依り漸次回復せらるるに至りしを以て、同地方に於ける駐兵は大正九年十二月以後漸次之を減少せしむることと爲し、同十一年十月に至り其の全部の撤收を完了したり。又薩哈嗹州地方に於ても、大正十一年十月以後は其の駐兵地域を縮小することと爲し、漸次之を內地に歸還せしめしが、大正十四年五月に至りて其の全部を撤收したり。斯くの如くにして大正三年八月對獨宣戰より此の時に至る迄、海陸兵を動かすこと實に十餘年の長きに亙り、其の範圍も單に膠洲灣のみに止まらず、廣く太平洋印度洋地中海西比利亞薩哈嗹州等の各方面に及べり。

政府は最初大正三年八月對獨宣戰に當り、之が軍費を經理するが爲め從前の例に倣ひて臨時軍事費特別會計を設置し、事件の終結迄を一會計年度として整理することと爲せしが、爾後我軍の活動範圍は上述の如く各種の方面に擴大せらるるに及び、此等諸方面に對する出征諸費は、所謂大正三年臨時事件に關聯し若くは其の延長と看做して、總て之を臨時軍事費特別會計に包含せしむることと爲せし爲め、本特別會計の收支金額は共に九億圓を超過し、其の存續期間も大正三年八月以降十四年四月に至る十餘年間の長きに達せり。右臨時軍事費特別會計豫算は、最初大正三年九月第三十四回帝國議會の協贊を經たるものを始めとし、爾後連年之が追加豫算を議會に提出して其の協贊を經たるもの前後十一回にして、其の合計歲入歲出共に各七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓なるが、此の外本特別會計設置以前大正三年度一般會計に於て、豫算外に歐洲事件費として支出を爲し、本特別會計の設置と共に之に併算整理せしもの千二百五十一萬八千七百六十九圓、及本特別會計に於て豫備費外に、前後三十二回に亙りて豫算超過支出を爲したるもの合計一億五千二百五十萬八千二百八十二圓あり、此等豫算外豫定額を豫算額に合算するときは、本特別會計の歲入歲出の豫定額は、各九億千九百八十萬四千四十三圓に達せり。而して右臨時軍事費の支辨財源として豫定せられしものは一般會計繰入、借入金及公債金、事業收入、官有物拂下代、雜收入等の特別收入にして、右の中一般會計繰入は國庫剩餘金を主とし、此の外第二豫備金、臨時事件豫備費、實行豫算上の繰入等を包含するものとす。

以上臨時軍事費特別會計歲出を以て支辨せらるる經費は、總て陸海軍兩省の所管に屬し、對敵交戰の爲に直接必要なる經費なるが、此の外臨時事件に關聯して各省に於て必要とする經費少からず。此等の經費は之を普通の經費と區別することなく、一般會計の歲計に繰入れ計上することと爲せしが、唯此の種の經費は局面の轉化に伴ひ自ら變更あるを免れざるものにして、豫め其の費途金額を確定すること能はざるを以て、明治三十七八年戰役當時の先例に從ひ、豫算に於ては之を一括して臨時事件豫備費として計上したり。右臨時事件豫備費は大正三年度以降九年度迄七箇年間、每年度一般會計豫算に計上せられ、其の合計豫算額は六億七千七百十二萬六千百五十九圓に達せしが、之が支辨財源として、政府は國庫剩餘金其他の普通財源、特別會計資金繰替借入金、事業收入、官有物拂下代、雜收入等の特別收入を豫定したり。

以上臨時軍事費及臨時事件豫備費の兩者を合算すれば、所謂大正三年臨時事件に關する經費豫定額の總計は、十五億九千六百九十三萬二百二圓に達するの計算なりとす。今其の明細を示せば左表の如し。

| 區分 | 大正三年度 | 同四年度 | 同五年度 | 同六年度 | 同七年度 | 同八年度 | 同九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 臨時軍事費 | 七六、三六二、七五二 円 | 二、一五〇、三九五 円 | 一七、五六七、三一七 円 | 七二、七一七、四七七 円 | 一九九、二四一、一七一 円 | 一五七、三九、八〇三 円 | 一九八、三六一、一六九 円 | 一〇一、〇八、五〇三 円 | 七五、九三、五八三 円 | 九、九、八〇四、〇四三 円 |
| 右に對する財源 | | | | | | | | | | |
| 特別收入 | | | | | | | | | | |
| 一般會計繰入 | 七六、三六二、七五二 | 三、一五一、八四七 | 一、六〇〇、三四 | 三、九〇〇、八七一 | 一、七五二、三四三 | 九〇二、八九七 | 一、七九二、八四四 | 一、二九二、五六三 | 七四一、〇六六 | 二五、〇六八、六一三 |
| 借入金 | 一八、三四七、五四八 | 一五、九六六、九五三 | 三八、八一六、二〇六 | 一二五、四三、八五八 | 三〇、六八七、三五六 | 二五五、八三八、〇〇九 | 九九、七三五、九四一 | 七五、一八一、五一七 | 二五五、〇六八、八八六 | |
| 公債募集金 | — | — | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 八一、九五七、九七一 | — | — | — | — | 三四〇、〇五五、〇八七 | 三四〇、〇五五、〇八七 |
| 各省臨時事件費 | 三五、八七一、六〇三 | 二九、三七一、一三九 | 三六、〇九二、一四〇 | 八一、〇〇〇、〇〇〇 | 一五一、六九二、四三九 | 三〇三、〇九八、八三九 | 七〇、〇〇〇、〇〇〇 | — | — | 六七七、一三六、一五九 |
| 右に對する財源 | | | | | | | | | | |

| | 臨時軍事費及各省臨時事件費合計 | 右に對する財源 | 特別收入 | 一般會計繰入及普通財源 | 特別會計資金繰替 | 借入金 | 公債募集金 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 特別收入 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 普通財源 | 五、八七一、六〇一 | 八二、二三四、三二七 | | 八二、二三四、三二七 | | | |
| 特別會計資金繰替 | | | | | | | |
| 借入金 | 二四、〇六一、七二九 | 五〇、八七一、五二四 | 二七、二三四、五六六 | 二〇、六五六、九四八 | | 三、〇〇〇、〇〇〇 | |
| 公債募集金 | 二、三〇九、四〇〇 | 二、六五九、二五七 | 二七、〇一六、三二四 | 一八、六四二、八三三 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一五四、七一七、四七七 | 五六、一六七、六三二 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 三五〇、八六六、六一〇 | 一三七、四八九、八〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 |
| | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 一四五、四〇八、六四二 | 一二六、四七二、八九〇 | 四八、九五四、七九九 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 四八、〇〇〇、〇〇〇 |
| | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 二六八、二六一、一六九 | 六〇、六九〇、六〇三 | 一、二九二、五六三 | 九九、七三五、九四一 | 一五五、八三八、〇〇九 |
| | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇一、〇一八、五〇三 | 五一、七三二、五五七 | | | |
| | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 七五、九三三、五八三 | 七四一、〇六六 | 七五、一八一、五二七 | 四〇九、四二二、九〇一 | 三八八、三三四、二八八 |
| | 二四、〇六一、七二九 | 八二、二三四、三二七 | 五〇、八七一、五二四 | 二〇、六五六、九四八 | 三、〇〇〇、〇〇〇 | 二三七、七九一、八七一 | 四八、〇〇〇、〇〇〇 |
| | 二、三〇九、四〇〇 | 二、六五九、二五七 | 二七、〇一六、三二四 | 一八、六四二、八三三 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | | |
| | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一、〇〇〇、〇〇〇 | 一五四、七一七、四七七 | 五六、一六七、六三二 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | |
| | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 三五〇、八六六、六一〇 | 一三七、四八九、八〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 |
| | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 三一、〇〇〇、〇〇〇 | 一四五、四〇八、六四二 | 一二六、四七二、八九〇 | 四八、九五四、七九九 | 七、〇〇〇、〇〇〇 | 四八、〇〇〇、〇〇〇 |

臨時軍事費特別會計は大正十四年四月一日を以て終結せられしが、今此の結果に依り臨時軍時費の歳入歳出決算額を見るに、歳入決算額は九億五十四萬六千三百七十五圓餘にして、之を前掲の歳入豫定額に對比すれば千九百二十五萬七千六百六十七圓餘を減少し、又歳出決算額は八億八千百六十六萬千七百五十三圓餘にして、之を前掲の歳出豫定額に對比すれば、三千八百十四萬二千二百八十九圓餘を減少せり。然るに此の外臨時軍事費特別會計の終結に關する法律の規定に從ひ、同會計豫算殘額中より一般會計に移し使用することと爲したる金額千七百七十萬六千三百五十八圓餘あり、其の中臨時軍事費の費目の下に大正十四年度に於て實際支出せられし額は、千七百二十六萬九千七百二十圓餘なるを以て、之を前記歳出決算額に加算するときは八億九千八百九十三萬千四百七十三圓餘となり、之を當初の豫定額に比較すれば二千八十七萬二千五百六十九圓餘を減少し、同額の不用額を生じたるの結果となる。次に各省臨時事件費の歳出決算額合計は六億五千十八萬七百三十五圓にして、之を前掲の豫算額に比較すれば二千六百九十四萬五千四百二十四圓を減少せり。以上臨時軍事費歳出決算額同特別會計より一般會計に移用せられしものの支出濟額竝に各省臨時事件費決算額の三者を合算せしものが、卽ち時局に關して直接間接に支出せられし經費の總額にして、其の額は實に十五億四千九百十一萬二千二百十一圓餘に達せり。但し右の外臨時軍事殘務費として、大正十四及十五兩年度一般會計豫算に計上せられし金額合計五百二十七萬九千六百十五圓あり、而して其の決算額は合計四百五十九萬四千四十八圓餘なるを以て、之を上記の總額に加算するときは、時局に關して支出せられし經費の總額は更に增大して、十五億五千三百七十萬六千二百六十圓餘となるの計算なりとす。

以下款を分ちて臨時事件費に關する收支の概略を敍述せんとす。

## 第二款　臨時軍事費の支辨

### 第一　歐洲事件費豫算外支出

大正三年七月歐洲大戰開始せらるるや、極東の時局之に伴ひて切迫を告げ、我陸海軍に於ても豫め事變に處すべき準備の爲め、之が經費を臨時支出するの必要を生じ、同年八月九日一般會計海軍省所管に於て、第二豫備金及國庫剩餘金より合計二百八十一萬七千圓、同月十一日同じく陸軍省所管に於て國庫剩餘金より三百一萬四千八百六十九圓を、歐洲事件費として支出するの勅裁を經たり。尋いで同月二十三日對獨宣戰の布告せらるるや、同日以後陸軍省所管に於て前後四回に亙り、國庫剩餘金

より合計六百六十八萬六千九百圓を支出するの勅裁を經たるを以て、歐洲事件費臨時支出の總額は陸軍省所管九百七十萬千七百六十九圓、海軍省所管二百八十一萬七千圓、合計千二百五十一萬八千七百六十九圓に達したり。而して此の中百四十九萬八千百八十二圓十三錢は一般會計第二豫備金中より之を支出し、千百二萬五百八十六圓八十七錢は一般會計國庫剩餘金を以て之を支辨したり。大正三年九月に至り臨時軍事費特別會計の設置せらるるや、前記歐洲事件費は同特別會計に移換へ之を整理することと爲し、其の財源として同額を一般會計より同特別會計に繰入れたり。

**第二**　臨時軍事費豫算

歐洲戰局の發展に伴ひ同年八月二十三日遂に獨逸國に對し宣戰を布告せられしを以て、軍國の急務に應ぜんが爲め、同年九月三日第三十四回臨時帝國議會を召集せられ、政府は前年度剩餘金を財源として臨時軍事費豫算五千百萬圓を要求し、其の協贊を經たり。之れ卽ち主として青島方面に於ける軍事行動に要する經費に充つるものとす。而して右臨時軍事費に關する收支は、一般の歲入歲出と區分して之を特別に整理するの必要あるを以て、政府は明治二十七八年及明治三十七八年兩戰役當時の例に倣ひ、時局の開始より其の終結に至る迄を一會計年度として取扱ふことと爲し、之が法律案を同一議會に提出して其の協贊を經、同年九月十日之を公布したり。然るに爾後時局の進展に伴ひ、我軍の行動は青島方面の外西比利亞薩哈嗹州露領沿海州東海及支那海太平洋亞米利加西岸印度洋地中海沿岸等の各方面に及び、之が爲に要する經費亦巨額に上りしを以て、之が支辨の爲め大正四年第三十六回帝國議會に於て、臨時軍事費の第一次追加豫算を提出せしを始めとして、大正十一年第四十五回帝國議會に於て其の第十一次追加豫算を提出せし迄、連年追加豫算を提出して每回議會の協贊を經、其の合計歲入歲出各七億三百七十七萬六千九百九十二圓に達したり。以上の追加額を當初豫算に加算するときは、歲入歲出各七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓にして、歲入豫算の中一億三千五十七萬八千三十五圓は一般會計繰入金、五億九千九百十二萬三百四十四圓は借入金及公債募集金、殘餘の二千五百七萬八千六百十三圓は軍政に屬する事業收入、官有物拂下代及雜收入とす。而して歲出の中六千萬圓は特に豫備費として計上せられたり。

歲入豫算の中一般會計繰入金の財源に關しては、事件の當初は行政及財政の整理に依り國庫に相當の餘裕ありしと、其後我國經濟界の好況に依り租稅其他の收入に豫定外の增加を生じ、歲計に餘裕ありしとに依り、其の調達の爲め特に增稅其他の增收計畫を立つることなかりしが、事件の擴大に依り軍費の膨脹益〻增大し、將來之が財源として國庫剩餘金のみに倚賴するを得ざるに及び、大正七年三月に至り時局の影響に依り增加したる法人及個人の利得に對して新に戰時利得稅を課し、以て臨時事件に要する經費の一部に充つることとしたり。

臨時軍事費は當初は專ら國庫剩餘金の繰入を以て支辨せしも、大正五年度に至り其の財源に不足を來せしを以て、政府は大正五年二月法律第四號を公布し、臨時事件費支辨の爲め必要あるときは、特別會計に屬する資金を繰替使用し、又は借入金を爲すことを得ることとせり。尋いで翌大正六年七月更に之に改正を加へ、特別會計資金繰替及借入金の外、新に公債發行の權能をも付與すると同時に資金繰替借入金又は公債を整理償還する爲め必要ある場合には、起債の法定限度を超えて借入金を爲し又は公債を發行することを得るの規定を追加したり。而して右起債の法定限度は最初は三千四百萬圓以內と定められしが、爾來事件の擴大に伴ひ大正七年四月同八年二月同九年八月同十年四

月、同十一年三月に於て順次に增加せられ、最後の起債法定限度は六億五千萬圓以內となれり。

**第三**　臨時軍事費豫算外支出

臨時軍事費豫算は右の如く大正三年第三十四回帝國議會に於て成立以後、軍費の必要に應じて毎年の帝國議會に之が追加豫算を提出せられしが、戰局發展の狀況は固より之が豫測を許さざるものあり、事態の急迫は次期議會の開會を待ちて追加豫算を提出する能はざる場合を屢〻生じたり。斯かる場合に於ては政府は已むを得ず、勅裁を經て臨時軍事費豫備費外に豫算超過支出を行ひしが、其の數大正四年二月五日以後大正九年六月二十五日に至る迄に於て合計三十二回、一億五千二百五十萬八千二百八十二圓に達したり。右豫備費外豫算超過支出の財源としては、其の內二百八十七萬九千二十八圓は第二豫備金より、三千六十八萬七千三百五十六圓は臨時事件豫備費より、一億七百十七萬八千五百二十三圓は國庫剩餘金より、夫々勅裁を經て之が繰入の支出を爲し、殘餘の千百七十六萬三千三百七十五圓は、大正四年度及同六年度に於て偶〻當該年度豫算不成立の爲め施行豫算の範圍內にて實行豫算上之を繰入れたり。

## 第三款　臨時軍事費の收支

**第一**　臨時軍事費歲入の收入

臨時軍事費特別會計に屬する歲入歲出は大正十四年七月三十一日限り其の出納事務を締切りしが、事件開始以來右出納事務締切迄の臨時軍事費歲入の收入濟額は、合計九億五十四萬六千三百七十五圓餘にして、其の內譯左の如し。

一般會計繰入　三〇五、六〇五、〇八六圓
雜　收　入　一一、〇七六、五二七
官有物拂下代　二四、二三四、七七一
事業收入　二、六三五、三八八
借入金及公債募集金　五五五、七九八、七〇五
薩哈嗹州軍政收入　一、〇八五、八一七
官有物貸下料　一〇八、〇〇〇
震災に因り項不明　二、〇七七
合　計　九〇〇、五四六、三七五

今右歲入に就き概要を說明するに、一般會計繰入金收入濟額は豫算額一億三千五十七萬八千三十五圓の繰入ありし外、歐洲事件費及豫備費外豫算超過支出の財源として、豫算の外に一般會計より繰入れたる金額一億六千五百二萬七千五十一圓ありしと、借入金及公債募集金の歲入豫算の一部を振替へ、國庫剩餘金を以て之に充つることと爲したる爲め、大正十三年度一般會計歲出の追加豫算に依り、一千萬圓を一般會計より繰入れたるとに依り合計三億五百六十萬五千八十六圓に達したり。

借入金及公債金に就ては、其の中臨時軍事費公債の發行高は額面金額四億六千三百三十九萬三千五百二圓、其の實收額四億四千百二十九萬八千七百五圓餘にして、大正八年三月以降大正十二年三月に至る間に於て前後十一回に亙りて發行せられ、又借入金は大正八年一月及大正十四年四月の兩度に於て、合計一億千四百五十萬圓を借入せられしを以て、公債及借入金の收入濟額合計は五億五千五百七十九萬八千七百五圓餘に達したり。今公債及借入金收入の內譯を示せば左表の如し。

| 區別 | | 發行又は借入年月 | 利率 | 發行又は借入額 | 收入濟額 | 發行方法 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 公債 | 第一回 | 明治八・三 | 五分 | 五一、九九九、八五〇円 | 五〇、〇四九、八五五・六二五 | 市場公募 |
| | 第二回 | 〃八・七 | 〃 | 七九、九九九、五〇〇 | 七六、一九九、五二三・七五〇 | 同 |
| | 第三回 | 〃八・一一 | 〃 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四八、六二四、九九七・二五〇 | 同 |
| | 第四回 | 〃九・一二 | 〃 | 四九、九九六、四〇〇 | 四六、七四六、六三四・〇〇〇 | 同 |
| | 第五回 | 〃一〇・三 | 〃 | 六九、九九九、五七五 | 六五、四四九、六〇二・六二五 | 同 |
| | 第六回 | 〃一〇・五 | 〃 | 五〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四九、六二五、〇〇〇・〇〇〇 | 日本銀行引受 |
| | 第七回 | 〃一〇・九 | 〃 | 四九、九九〇、一二五 | 四七、四九〇、六一八・七五〇 | 市場公募 |
| | 第八回 | 〃一〇・一一 | 〃 | 一、七四〇、三〇〇 | 一、六二九、九〇九・二四〇 | 同 |
| | 第九回 | 〃一一・三 | 〃 | 三四、三一六、八六四 | 三二、〇八六、二六七・八四〇 | 同 |
| | 第十回 | 〃一一・五 | 〃 | 五九七、一七五 | 五六〇、九九六・三六五 | 同 |
| | 第十一回 | 〃一二・三 | 〃 | 二四、七五三、七一三 | 二二、八三五、三〇〇・二四二 | 同 |
| | 計 | | | 四六三、三九三、五〇二 | 四四一、二九八、七〇五・六八七 | |
| 借入金 | 第一回 | 八・一 | 五分五厘 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 大藏省預金部より借入 |
| | 第二回 | 一四・四 | 五分 | 一〇四、五〇〇、〇〇〇 | 一〇四、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | 教育改善及農村振興基金より借入 |
| | 計 | | | 一一四、五〇〇、〇〇〇 | 一一四、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇 | |
| 合計 | | | | 五七七、八九三、五〇二 | 五五五、七九八、七〇五・六八七 | |

其他の收入は青島及薩哈嗹州に於ける軍政上の事業收入・不用物品の拂下代・官有物貸下料・軍資獻納金其他の雜收入にして、其の收入濟額三千九百十四萬五百六圓餘に達し、之を其の豫算額二千五百七萬八千六百十三圓に比較すれば、千四百六萬千八百九十三圓餘を增加せり。之れ主として不用物品等の拂下代及雜收入の豫定外に增加せしに依るものなり。

以上の外尙ほ二千七十七圓餘の收入濟額あるも、大正十二年九月關東大震災の爲め帳簿其他の書類燒失せるを以て、其の如何なる科目に屬する歲入なるや分明せず。

**第二　臨時軍事費の支出**

臨時軍事費歲出豫算額七億五千四百七十七萬六千九百九十二圓の中、支出の勅裁を經たるものは七億三千四百五十萬七千七百三十四圓なるが、此の外歐洲事件費及臨時軍事費豫備費外豫算超過支出の勅裁を經たる金額、合計一億六千五百二萬七千五十一圓あるを以て、之を加算するときは支出の勅裁を經たる總額は、八億九千九百五十三萬四千七百八十五萬八千八百二十八圓、海軍省所管二億五千八百十七萬三圓餘にして、內陸軍省所管六億二千四百二十二萬千五百三圓餘なりとす。今其の支出額の內譯を示せば左の如し。

| 科目 | 支出濟額 | 科目 | 支出濟額 |
|---|---|---|---|
| 陸軍省所管 | | | |
| 人件費 | 一〇六、一六一、九一〇・一一〇円 | 一時賜金 | 一五、一三一、八五〇・八五〇円 |
| 物件費 | 二四四、七五二、六四二・八四一 | 埼國神社臨時大祭特別寄付金 | 二四〇、〇〇〇・〇〇〇 |
| 機密費 | 二四、四七六、六三五・四九九 | 諸拂戻金 | 三〇、八一六・二一三 |
| 召集諸費 | 四一六、三一九・四六五 | 亡失金 | 三九、〇〇五・八七九 |
| | | 在勤加俸其他臨時增給 | 六二四、四三六・九六九 |
| | | 官吏以下臨時手當 | 七、一〇五、〇三三・八九一円 |
| | | 宅料臨時增給 | 七、〇一二・六八〇 |
| | | 西比利亞鐵道財政援助資金 | 八、八二五、六六九・四五二 |
| | | 露軍援助費 | 三七五、八〇二・七五五 |
| | | 退職賜金 | 四八二、一四五・三六〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 退職手當 | 一八一、四五三・八五八 | 機密費 | 一、七二三、八〇〇・〇〇〇 |
| 償還金 | 一、六六八・四三〇 | 雜給及雜費 | 九一〇、三三一・五三一 |
| 計 | 六四四、三三一、五五〇・二六一 | 諸手當 | 一、〇八五、九五三・七二一 |
| 海軍省所管 | | 軍港要港費 | 一、九九九、九〇六・五五二 |
| 俸給 | 三三、〇一八、二七八・三一〇 | 水路費 | 一、一七八、六一五・四三一 |
| 廳費 | 二、六三六、九二四・九二一 | 雜件費 | 七六、八九二・九〇七 |
| 旅費 | 三、九二三、九四七・六五八 | 艦船經費繼替金 | 二〇、七九九、〇九二・八八一 |
| 衣糧費 | 一六、八四四、一八二・〇五五 | 驅逐艦製造費 | 七、〇五四、三五九・五〇〇 |
| 造船造兵及修理費 | 五四、一〇四、三六四・四〇六 | 一時賜金 | 二六、一一九・五一〇 |
| 患者費 | 六三四、三四七・四八一 | 亡失金 | 二、九八四、八九三・〇三四 |
| 艦營費 | 七二、三六八、八五五・八四九 | 矯礪事業費 | 一四、二三五、五五五・六八三 |
| 營繕費 | 一四、二三五、五五五・六八三 | 諸拂戻金 | 二一、四〇四、五六〇・五五二 |
| 船舶費 | 二一、四〇四、五六〇・五五二 | 軍事調查費 | 二九六、五四六・七〇三 |

## 第四款　各省臨時事件費の支出

各省臨時事件費は既述の如く之を一括して臨時事件豫備費の名目の下に、大正三年度以降同九年度に至る七箇年間、毎年度一般會計に計上せられしものにして、其の支出勅裁濟額は合計六億六千七百十九萬千七百六十八圓に達し、其の内實際に於て支拂濟となりたる金額は、合計六億五千十八萬七百三十五圓なり。今右各省臨時事件費を以て支出せられたる主なる科目を擧ぐれば、外務省所管に在りては在留帝國臣民避難救護費・西比利亞經濟援助事務費・西比利亞窮民救助費・講和會議參列費・國際聯盟事務局費分擔金・機密費等、内務省所管に在りては下士兵卒家族救助費・臨時警察費・臨時製藥調

| | | | |
|---|---|---|---|
| 日獨戰史編纂費 | 二〇六、〇一九・一〇七 | 在勤加俸其他臨時增給 | 二〇五、一九七・四六四 |
| 戰時特別給與品費 | 二〇三、一六〇・五四八 | 官吏以下臨時手當 | 三、四七八、九六二・七一六 |
| 布敎費補助 | 七五、〇〇〇・〇〇〇 | 油田調查費 | 四、五五五、〇九九・七八二 |
| 矯礪事業益金償還 | 七七、〇一三・〇〇〇 | 退職手當 | 三、五六八・八一〇 |
| 退職賜金 | 一一、九八五・六二〇 | 計 | 二五七、四四〇、一〇三・五九三 |
| 合計 | 八八一、六六一、七五三・五五四 | | |



查費・醫藥品原料買入費等、大藏省所管に在りては軍用手票製造費・臨時事件公債證書製造發行費・小額紙幣製造費・戰時利得稅徵收費・鹽再製工場其他新設費・貨幣類遞送費等、陸軍省所管に在りては臨時事件行賞費・山東鐵道經營に關する諸費・陸軍砲兵工廠設備擴張費・西比利亞及北滿洲鐵道管理費等、海軍省所管に在りては與國政府より受託の兵器製造費・商船武裝兵器費等、司法省所管に在りては特殊權利審查會費等、文部省所管に在りては時局敎育資料調查費・中央氣象臺臨時出張所費等、農商務省所管に在りては戰時海上保險事務費及補償金・臨時商品販路擴張調查費・戰時海上再保險金・米穀管理補給金等、遞信省所管に在りては臨時通信費・海外電信支拂金・行賞賜金取扱費等にして、此の外各省所管を通じて支出せられし經費は、物價騰貴に基く官吏以下の臨時手當竝に物品購買費其他の補足等なりとす。

# 第二節　世界大戰時の財政

## 第一款　序說

既に述べたる所の如く日露戰後急激に膨脹したる財政の後を承けて、歷代の内閣は何れも之が整理緊縮に努むる所ありしも、而も尙ほ僅に其の膨脹を抑制し得たるに止まり、歲計の總額を減少するに至らず、加之戰時及戰後に起されたる内外債は巨額に上り、爲に我財政經濟を壓迫すること甚しく其の影響は鑑て國民負擔の苛重、通貨膨脹、物價騰貴となりて現はれ、大正初期に於ける我財政經濟の狀態は極めて困難なる地位に逢著せしが、宛も大正三年七月

突如として歐洲大戰勃發し、玆に我國の財政經濟事情に大變化を與ふるに至れり。戰亂の勃發と共に海外中心市場は一時其の運轉を停止せられ、續いて起りし世界金融の混亂は名狀すべからざるものあり、從來の國際的經濟關係は全く破壞せらるるに至りしが、此の影響を受けて我國經濟界も亦對內對外貿易の激減を來し、內は各種產業の不振を招き、中央地方を通じて甚しき不景氣を招來したり。然るに戰局の持續擴大と共に歐洲の產業は停頓の狀態となりし反面に於て、其の戰時物資の需要は急激に增大するに至り、交戰國に對する軍需品の輸出に加ふるに、交戰國の東洋南洋諸國への輸出の阻害に因る我國製品の輸出增加に因り、我國の對外貿易は大正四年下半期以後漸く好轉し、輸出の著しき增加を見るに至れり。爾後戰亂終熄に至る迄輸出貿易は破竹の勢を以て增進し、斯くて大正四年より七年迄の輸出總額は五十四億圓、輸入額三十九億九千餘圓にして、差引十四億餘圓の輸出超過となり、之に加ふるに此の期間に於ける貿易外受取勘定の超過高亦十四億餘圓に達したり。

之より先き大正三年四月山本內閣に代りて大隈內閣成立するや、同內閣は其の財政政策に關して大略左の如き方策を決定したり。

一、財政の狀況に應じ相當の減稅計畫を立つること。

二、公債政策を左の如く改むること。

イ、大正二年度及三年度に於て治水費の爲に要する借入金は之を預金部に於て引受くること。

但し都合に依りては一部は之を一般收入の支辨とすること。

ロ、大正四年度以降は治水費の資源の一部を借入金に求むることを廢し、之を一般收入の支辨に移すこと。

ハ、帝國鐵道資金及朝鮮事業費資金に要する公債募集金は之を內外市場に向て募集せず、左の方法に依て支辨すること。

甲、大正三年度に於ては大部分國庫餘剩金より支出し、一部分は預金部をして引受けしむ。

乙、大正四年度以降は國債整理基金中元金の償還に充つべき五十萬圓中より二千萬圓を減じて之に充て、其の足らざる所は四年度に在りては國庫剩餘金より、五年度以降に在りては事業の整理、歲入の增加等の方法に依り之を支辨す。

三、國庫剩餘金中公債財源に代へて支出するもの及追加豫算其他の財源として保留すべきもの等を除き、其他の金額を以て租稅の納期を繰下げ、且教育基金の補塡竝に債務整理資金及森林資金の返償を實行し、以て國庫收支の改善を圖ること。

四、大正四年度の財政計畫に於ては成るべく節約主義を採ると同時に國防問題の解決に當ること。然るに幾もなくして同年七月歐洲戰亂勃發し、我國亦日英同盟の誼に依り之に參戰して軍を動かすに至りしを以て、之が軍資金として巨額の經費を必要とするに至りしのみならず、戰亂の我國經濟に及ぼしたる影響は延て國庫の歲入に多大の減少を來すべきを豫想せられしを以て、前揭財政政策中の租稅納期の繰下げ、基金及資金の補塡返償竝に租稅の輕減等の方策は遂に之を實行するを得ざることとなれり。然れども其他の點に就ては之が實現に努め、大正四年度豫算に於ては總計約千八百餘萬圓に達する經費の節約及繰延を行ふと共に、多年の懸案たる朝鮮二箇師團の增設竝に海軍新艦艇の建造を計畫し、更に公債政策に關しては當初の方針に基き非募債主義を堅持すると同時に、鐵道資金及朝鮮事業資金竝に治水事業資金は之を一般歲入を以て支辨し、且國債償還金五千萬圓を三

千萬圓に減額するの案を定めしが、議會解散の爲め更に次期議會に同年度追加豫算を提出して其の協贊を經、增師案を始めとして前記諸重要政策は大體に於て其の實現を見ることとなれり。尋いで翌大正五年度豫算に於ても尙ほ未だ時局の影響に因る歲入減少の恢復を見るに至らざりしを以て政府は極力諸般の經費の緊縮に努むる所ありしが、而も時局に顧み海軍八四艦隊の完成、電話事業の擴張、造船奬勵等の諸計畫を立案實施したり。

●大正五年十月大隈內閣辭職し、寺內內閣之に代るや、同內閣は內外の情勢に鑑み其の財政經濟に關する根本方針として(一)積極方針(二)經濟的立國主義(三)日支經濟親善主義(四)與國財政援助の方針を定め、此の方針に基き大要左記の如き財政改策を採用したり。

一、內外の情勢に鑑み國防充實を圖るの急務なるを惟ひ、之が爲に必要なる計畫に對しては財政の許す範圍內に於て其の實行を期すること。

二、產業の發達、敎育の振興等將來に亙り國運の發展に密接なる關係を有する諸種の施設に就ても能ふ限り其の經費を吝まざる方針を採ること。

三、交通及通信に關しても、國運の進展に伴ふべき機宜の施設を講ずること。

四、時局に伴ふ緊要の經費の外一般經費に就ては努めて節約の方針を採り、財政の放慢に失するを阻止するに努むること。

五、公債政策に就ては前內閣の方針を改め、外債五千萬圓償還の方策を立つると共に、事業費の一部を公債支辨に改むるの方策を採ること。

六、對外放資を奬勵し、以て與國及支那に對する財政經濟援助を行ふこと。

斯くて政府は大正六年度豫算に於て、先づ國債償還金の增加、海軍八四艦隊計畫の確立、製鐵所擴張事業の速成、電話交換事業の擴張等の諸計畫を立てしが、議會解散の爲め、更に次期議會に同年度追加豫算を提出して其の協贊を經、茲に前記諸重要施設の實現を見ることとなれり。尋いで翌大正七年度に至りて政府は一層其の積極方針の徹底を期し、第一に國防充實の方針を定めて、陸軍軍備の整備充實及海軍八六艦隊完成の計畫を立て、其他產業の發達、敎育の振興等、時局と關聯して國運の進展上緊要と認むる經費は努めて之を計上したり。而して此等の新事業は多く繼續事業に屬し、其の同年度の新規要求に係る繼續費は一億餘萬圓に上り、既定繼續費に新に追加するもの三億六千餘萬圓、兩者合計四億六千餘萬圓にして、之を既定繼續費に加算するときは七年度以降の繼續費總額は、實に十億八千萬圓の巨額に達したり。斯くて之が爲に歲入に於ても恆久的財源增加の必要に迫られ、大正七年に於て租稅の增徵を行ひし外、他方に於て各種事業費に充當する爲め公債を續々發行し、爲に戰前に於て二十五億九千餘萬圓なりし公債額は、大正七年末に至りて三十億一千餘萬圓に達したり。然るに歐洲戰爭後半以後に於ける好況の影響は通貨の膨脹となり、延て物價の騰貴を惹起し、特に米價の暴騰を促し、大正七年八月に至り遂に全國各地に於て米騷動なるもの續發するに及びて、寺內內閣は同年九月に至りて辭職し、原內閣之に代りて成立せしが、幾くもなくして同年十一月に至り休戰條約成立して大正三年以來五箇年に亙る世界大戰も終結を告げ、茲に戰後財政の時期に入ることとなれり。

## 第二款　戰時に於ける重要施設

世界戰時に於て財政上政府の施設せし所は上述の如く多岐に亙ると雖も、其の主要なるものは軍備の充實に關する施設を始めとし、製鐵所・鐵道事業・電話交換事業の擴張、教育の振興等に關する施設を擧ぐることを得べし。以下此等の施設に關し其の概略を說述すべし。

**第一**　軍備の充實

**(一)**　陸軍軍備の充實

國防上帝國陸軍が平時二十五師團を整備すべきことは、明治四十年帝國國防方針と共に策定せられしものなりと雖も、當時我國財政の狀態は同時に之が全部の遂行を許さざるものありしを以て、明治四十年度に於て十一箇年繼續事業として二箇師團の增設を行ひ、以て合計十九箇師團を常備するに至りしが、殘餘六師團の內差當り二箇師團を增設し之を朝鮮に常置せんとするの計畫は、爾後常に陸軍の要求する所なりしも、財政の狀況之を許さざるものありて其の實現を見るに至らず、大正元年十二月此の問題の爲め西園寺內閣の瓦解を見るに至れり。斯くて二箇師團增設の問題は爾後常に財政上及政治上の重大問題となりしが、遂に大正四年度に至りて大隈內閣に依り其の實現を見ることとなり、政府は同年度追加豫算に於て同年度以降大正十年度に至る七箇年繼續事業として、朝鮮增設費總額千百九十八萬六千餘圓を計上したり。而して之が爲め要する經常費の增加は平年度に於て七百五萬餘圓なりとす。

斯くて多年の懸案たる二箇師團增設は其の實施を見しが、尋いで大正五年十月寺內內閣成立するや、同內閣は內外の狀勢に鑑み國防の充實を以て最も緊要と認め、陸軍軍備に在りては歐洲大戰の經驗竝に武器の進步等に鑑み、特科隊の編成竝に武器の改良等に依り軍備の充實を圖ることと爲し、卽ち大正六年度に於て機關銃隊充備費(總額三百二十二萬餘圓、十箇年度間繼續費)・兵器製造所新設費(總額四百萬圓、二箇年度間繼續費)(二箇年度間に支出を既定繼續費に追加、六箇年度間繼續費)等の經費を計上せしが、翌七年度に至り更に軍備充實に關する經費として、同年度以降十八箇年度に亙る繼續費總額五千五百二十六萬餘圓を計上し、之に依り騎兵機關銃隊の新設・野砲兵隊の編成改正・重砲兵隊の編成改正・航空大隊の新設其他の實行を期したり。而して右軍備充實の爲に要する經費は前記臨時費の外大正七年度乃至二十四年度に亙る經常費の累計總額一億二千八百七十三萬餘圓に上れり。以上の外特種兵器製造及試驗費として五箇年間の繼續費總額百五十萬圓を計上せしを始め、兵器庫及工場の整備・軍用氣球の研究等諸種の計畫を實施したり。

**(二)**　海軍軍備の充實

次に海軍に於ても戰艦八隻・巡洋戰艦八隻を主力として組織する所謂八八艦隊を以て國防の最低限を爲すべきことは、明治四十年帝國國防方針と共に策定せられし所なりと雖も、財政の狀態は到底急速に其の實現を許さざりしを以て、差當り必要の程度に於て之が充實を期することと爲し、既述の如く明治四十年度に於て之が計畫を立て、尋いで同四十四年度に至り更に右計畫に改訂を加ふると共に經費を追加し、明治四十九年度に至る軍備補充費の總額を四億三千四百三十萬餘圓と定めて、之が實施に當り來りしものなり。然るに以上の軍備補充計畫とは別個に政府は逐年減退すべき海軍力の補充に關する計畫を立つるを必要と認め、大正二年度に於て右軍備補充費の中軍艦製造費の豫算に對し總額九千萬圓を追加せしを始めとして、爾後每年度其の增額を行ひ、結局大正五年度に於て

其の追加額の合計は一億四千九百四十一萬餘圓に達したり。然るに大正六年度に至り政府は內外の情勢に鑑み國防の充實を圖るを以て其の最大の急務なるを認め、同年度豫算に於て右軍艦建造費の既定繼續費に對し、更に同年度以降七箇年間の繼續費として二億六千百五十二萬餘圓を追加し、以て所謂八四艦隊の完成を期することと爲せしが、翌大正七年度に至り更に右計畫を擴大し、軍艦製造費の既定繼續費に對し、同年度以降六箇年度間の繼續費として總額三億五十四萬餘圓を追加計上して所謂八六艦隊の完成を期し、特に補助艦艇の充實を圖ることと爲したり。卽ち右大正六、七兩年度に於ける補充計畫擴大の結果、大正二年度以降同十二年度の完成期限迄に於て建造すべき艦艇は戰艦七隻・巡洋戰艦四隻・巡洋艦十四隻・驅逐艦及潛水艇百三十五隻・特別艦十隻、合計百七十隻となれり。斯くて大正七年度現在に於ける軍艦製造費の總額は八億五千五百三十一萬餘圓に上り、軍備補充費全體の總額は九億千五百九十三萬餘圓の巨額に達したり。右の外尙ほ大正七年度豫算に於ては軍艦製造以外の海軍軍備充實に關する施設として、水陸設備費を增加して工廠及學校の擴張を行ひ、航空隊を增設し、又無線電信所の設備を爲す等諸般の施設に要する經費を計上したり。

**第二**　製鐵所の擴張

製鐵所の擴張に就ては明治三十九年に於て第一期、同四十四年に於て第二期の計畫を立て實行する所ありしが、大正五年度に至り我國に於ける鐵鋼需要の狀況に鑑み更に製鐵所の擴張を圖る必要を認め、同年度豫算に於て製鐵所益金及剩餘金を財源と爲し、同年度以降大正十年度迄六箇年間の繼續費として、總額三千四百五十一萬五千餘圓を追加計上し、總額五千百四十萬餘圓を以て第三期擴張計畫の實行に著手したり。然るに翌大正六年度に至り右擴張計畫完成年度を一箇年繰上げ、以て工事の進捗を圖ることと爲せしが、時局の關係は鐵材の需要を激增し、生產力增加の急を告ぐるに至りし爲め更に之が經費を增加するの必要を認め、大正七年度に於て同年度以降三箇年間の繼續費として、總額二千七百四十七萬餘圓を既定繼續費に追加したり。斯くて製鐵所第三期擴張事業は其の總額七千八百八十八萬餘圓を以て、大正九年度に於て完成することとなれり。

**第三**　鐵道の建設及改良

我國有鐵道は明治三十九年鐵道國有の斷行及同四十二年鐵道會計の獨立の後數次に亙り既定繼續費に追加し、以て鐵道の建設及改良事業を行はれ來りしが、大正四年度に至り同年度以降七箇年計畫を決定し、總額三億五千七百餘萬圓を以て建設及改良事業の進捗を圖ることと爲すと同時に、其の公債政策を改めて一般會計より鐵道特別會計に每年二千萬圓を貸付し、右貸付金及鐵道益金を以て之が財源に充つることと爲し、而して特に既成線の改良事業に力を注ぎ、總額の三分の二以上を之に充當したり。翌大正六年度に至り右鐵道の建設改良費の財源は一般會計借入金を廢して之を公債支辨と爲すことに改むると共に、更に經費を追加して建設計畫の擴張を圖りしが、翌七年度に至り再び既定計畫を擴張して一億五百六十七萬餘圓を追加し、同年度以降大正二十年度迄の支出額合計を四億七千三百六十九萬餘圓と爲したり。斯くて國有鐵道開業哩數は明治四十年度末に於て四千四百五十餘哩に過ぎざりしもの、大正七年度末に至りて六千七十餘哩に達し、其の資本總額亦明治四十一年度末の七億五千三百餘萬圓より、大正七年度末の十二億七千七百餘萬圓に膨脹したり。

**第四**　電話事業の擴張

電話交換事業に關しては明治二十九年度以降の第一期擴張、同四十年度以降の第二期擴張を實行し來りしが、大正五年度に至り更に第三次擴張計畫を立て、同年度以降五箇年間の繼續事業として、總額二千二百五十萬圓を以て之が實施に著手したり。然るに當時歐洲戰爭の影響を受けて商工業の勃興に伴ひ電話需要の增加甚しく、右計畫を以てしては到底之に應ずる能はざるの狀況なりしを以て、翌大正六年度に至り政府は同年度以降八箇年間の繼續費として總額八千九百萬圓を既定繼續費に追加し、以て擴張事業の完成を期することと爲したり。而して電話交換擴張費の財源としては當初事業公債金を以て之を支辨し、同公債消滅の後は專ら一般會計より之を支出し來りしが、大正六年度に至り右の如く擴張計畫の改訂を行ふに及び、本經費の如きは性質上公債支辨と爲すを以て適當と認め、同年七月新に電話事業公債法を制定して、一億二百五十萬圓を限り本經費支辨の爲に公債を發行し得ることと爲したり。

**第五**　教育振興施設

政府は教育の振興を圖る爲め高等專門學校增設の必要を認め、大正六年度に於て四箇年繼續事業として高等工業學校二校の新設を計畫せしが(繼續費總額百五十萬圓)、更に翌七年度に至りて大いに學校の增設を圖り、三箇年又は四箇年の繼續事業として高等工業學校・高等農業學校・高等商業學校・貿易殖民語學校・藥學專門學校各一校竝に高等學校四校合計九校を創設することと爲し、更に又特別會計に於ても六箇年の繼續事業として福岡農科大學の創設を計畫したり。斯くて右學校創設費の總額は一般會計に於て五百二十萬餘圓、特別會計に於て百三十五萬圓に達したり。

右の外尙ほ小學校教育の振興を圖る爲め、市町村立小學校教員俸給の一部を國庫より支出することと爲し、大正七年三月市町村義務教育費國庫負擔法を制定して、此の目的の爲め毎年少くも一千萬圓を國庫より支出するの途を開きたり。

**第六**　物價騰貴の對應施設

世界大戰の影響を受けて我國の物價は年と共に甚しく騰貴せしが、此の物價騰貴は獨り個人生活上のみならず、財政上にも亦重大なる影響を與へたり。而して政府は一方に於ては物價騰貴の抑制に關して種々の方策を實行すると共に、他方に於て右物價騰貴の趨勢に對應して財政の運行を圓滑ならしむる方策を講ずるの必要を認め、大正七年度に至り(一)各省所管の一般經費にして物價騰貴の爲に經費の補足增加を要するものに就ては、之を一纏として臨時事件に關する經費として計上し(二)繼續事業に屬するもの又は每年單價を更定して經費豫算を要求するもの(例へば繰秣費・在鎭人費・被服費等)に就ては、各省所管の當該費目中に物價騰貴に基く經費の增加額を追加又は計上し(三)物價騰貴の影響を受け生活上至大の困難を感ぜる下級官吏に對し、救濟の途を講ずる爲め、平均二割五分の臨時手當を支給することと爲したり。斯くて右の趣旨を以て大正七年度豫算に於て新に計上せられしものは、物價騰貴に基く各省經費の補足額(臨時事件豫備費中に計上)約千七百三十六萬圓、下級官吏に對する臨時手當の給與額(臨時事件豫備費中に計上)約千七百十九萬圓に上り、此の外繼續事業にして物價騰貴の爲め經費の增加を來したる額は、軍艦製造費・製鐵所擴張費・陸軍軍備充實費・土木建築事業費等に亙り莫大なる額に達したり。

上述の如くにして世界戰時特に其の後半に於て種々の積極的經營を行ひし結果は、前記の如き物價騰貴に因る經費の增加と相俟て、歲計の甚しき膨脹を生ぜしめ、其の歲出額大戰勃發前の大正二年

度に於て五億七千三百餘萬圓なりしもの、大正六年度に於ては七億三千五百餘萬圓に達し、翌七年度に至りては遂に十億圓を突破すること千七百餘萬圓の巨額に達したり。

## 第三款　租稅の增徵及新設

大正五年十月大隈內閣瓦解の後を承けて寺內內閣成立するや、同內閣は國防充實の急務なるを認め、大正六年度追加豫算に於ても之に關する經費を計上する所ありしが、翌七年度豫算の編成に當りては一層此の點に重きを置き、國防の充實を以て豫算編成の根本方針と定めて之に必要なる經費の支出を惜まざる方針を採りし結果、既定の歲入を以てしては差引約四千百餘萬圓の歲入不足を見るに至り、此の歲入不足を補塡の爲め前年度剩餘金中より二千六百六十餘萬圓を繰入するも、尙ほ差引千四百七十四萬餘圓を不足するごととなり、之に對し何等かの新財源を求めざるべからざる必要を生じたり。然るに國防充實の如き十數箇年度に亙る繼續費に充つる財源は、固より恆久的のものたらざるべからざるは言を竢たざる所なるを以て、玆に政府は右の新財源を得るが爲め租稅收入專賣益金及通信收入の三者に於て增收の計畫を立つることとし、尙ほ大正八年度以降に於ては國債償還額五千萬圓を三千萬圓に減額して、之を國防財源の一部に充つるの計畫を立てたり。

以上の增收計畫の中專賣益金の增收のみは之が實行に就き立法を必要とせざるを以て、政府は大正六年十二月に於て製造煙草の各品種を通じて平均一割七分三厘の値上を實行したり。次に租稅收入に就ては政府は比較的彈力あり負擔の餘裕ありと認むる所得稅及酒稅に對して增徵を行ふと同時に、之を機として差當り必要と認むる程度の稅制整理を行ふこととし、卽ち通行稅·石油消費稅を全廢し、淸涼飮料稅を起し、織物消費稅·砂糖消費稅·自家用醬油稅等に適宜の改正を加ふることとしたり。蓋し右稅制整理の本旨とする所は、時局に伴ふ國民生活の變態に應じ、小所得者の負擔を輕減し、且主として下層社會の負擔する租稅を廢減し、以て國民生活の安固と產業の發展とを期せんとするに在りしなり。

以上は國防計畫に對する恆久的財源を得る爲の增收計畫竝に之に關聯せる稅制整理計畫なるが此の外に尙ほ政府は新に戰時利得稅を創設して、時局の影響に依り增加したる利得に對して課稅し其の收入を以て臨時事件費の一部財源に充つるの計畫を立てたり。蓋し我國は世界大戰に參加の結果臨時事件費として年々多額の經費の支出を必要とせしが、右經費支出の財源に就ては當初は專ら之を國庫剩餘金に仰ぐの方針を採りしと雖も、我軍事行動の範圍の擴大に伴ひ右經費は益增大せしのみならず、時局の推移に依りては今後更に增大せんとするの狀勢に在りしを以て、將來之が財源として國庫剩餘金のみに倚賴するを得ざるものあるを認め、玆に各國の例に倣ひて戰時利得稅を創設し、右財源の一部に供することと爲せしなり。

以上の增收案竝に整理案は共に大正六年十二月召集の第四十回帝國議會に提出せられしが、衆議院は其の中所得稅及酒稅の增收案竝に戰時利得稅新設案のみを修正の上可決し、其他の稅制整理案及通信收入增收案は、相當の時期迄延期するを適當と爲して之を否決したり。衆議院通過の三案は貴族院の可決する所となりしを以て、何れも大正七年三月を以て公布せられ、戰時利得稅の外は何れも同年四月一日より實施せられたり。今其の要綱を擧ぐれば左の如し。

（一）　所得稅に就ては第一種所得に對しては稅率に於て約二割、第二種所得の中社債利子に對して

は同五割の增率を行ひ、又第三種所得に對しては稅率に於て約二割の引上を行ひしも、他方小所得者の負擔輕減の趣旨を以て免稅點四百圓を五百圓に引上げ、且所得金額千圓未滿の所得者に對する特別控除金を增加せしを以て、實際に於ては約一割三分の引上に留まり、各種を通じて約一割六分の增稅となるの計算なりき。尙ほ從來累進率の最高階級は法人に在りては二十萬圓、個人に在りては十萬圓なりしを、前者を三十萬圓、後者を二十萬圓に引上げたり。

(二)　酒稅に就ては酒造稅に於て淸酒、白酒、味淋一石の稅金を二十圓より二十三圓に引上げ、且一般に含有酒精分に基く稅率の種類を改訂すると共に大體約一割五分の增率を行ひ、又淸酒貯藏減量に對する免稅を認めて、現行逓引減量百分の二と合せて百分の五を控除することと爲したり。而して酒造稅の增稅に應じて酒精及酒精含有飮料稅に對しても、造石稅の最低限二十一圓を二十四圓に引上げ、又麥酒稅に對しても一石に付十圓の稅率を十二圓に引上げたり。

(三)　戰時利得稅を新設し、法人に在りては戰時事業年度の平均利得金額を超過すること百分の二十を超ゆるときは、其の超過額を法人の利得金額とし之に百分の二十の稅率を賦課し、又個人に在りては其の所得金額が大正二年以前二箇年の平均所得金額を超過すること百分の二十を超ゆるときは、其の超過額を個人の利得金額とし之に百分の十五の稅率を課するものとせり。但し個人の利得金額三千圓未滿なるときは課稅せず。本稅は法人に就ては大正七年一月一日を含む事業年度分より、個人に就ては大正七年分より實施し、法人に就ては平和克復の年の末日を含む事業年度限り、個人に就ては其の年度分限り廢止するものとせり。斯くて以上の增收計畫實行の結果は、大正七年度に在りては專賣益金に於て四百十七萬四千餘圓、所得稅に於て七百二十七萬九千餘圓、酒稅に於て八十二萬五千餘圓、戰時利得稅千八百五十五萬四千餘圓、合計三千八十三萬四千餘圓、平年度に在りては專賣益金に於て八百三十五萬八千餘圓、所得稅に於て千百三十三萬四千餘圓、酒稅に於て千百九十五萬三千餘圓、戰時利得稅三千二百六十一萬七千餘圓、合計六千二百二十六萬三千餘圓の增收を得るの計算なりとす。

## 第四款　國債の發行及償還

### 第一項　國債の發行

本期に於て發行せられたる國債は、鐵道債券及證券、電話事業公債、朝鮮事業費國庫債券、五分利國庫債券の外、交付公債として一時賜金公債、鐵道及輕便鐵道買收公債あり、更に新規の國債として臨時國庫證券創設せられたり。既に述べたる所の如く世界大戰の初期に在りては政府は非募債主義を堅持し、已むを得ざるものの外は國債の發行を爲さざる方針を採りしが、戰爭の進行と共に我國の經濟界は未曾有の好影響を受け、後述の如く貿易及貿易外收支に於ける受取勘定の超過の爲め、巨額の資金は續々我國に流入するに至りし結果、國內金融市場は甚しき緩慢を呈すると共に、對外爲替は其の平衡を失して片爲替となり、輸出を阻害せんとするに至りしを以て、政府は斯かる情勢に順應して其の公債政策を變更するの必要を認め、內地市場に於ける過剩資金を吸收する爲め內地に於て國債を發行し、其の募入金を以て一方に於ては外國債の償還に充つると共に、他方に於ては在外正貨を買入ることに依り輸出爲替資金の疏通を圖ることと爲したり。前者の目的を以て發行せられしもの

は卽ち前後二回の鐵道債券合計七千萬圓竝に五分利國庫債券二千萬圓の兩者にして、後者の目的を以て發行せられしものは卽ち臨時國庫證券なりとす。更に又戰爭の後半に及び內閣更迭して寺內內閣成立するや、政府は從來一般歲入又は借入金を以て支辨し來りし事業にして、之が財源を公債に仰ぐを適當と認むるものに就ては之を公債支辨と爲すの計畫を立て、此の趣旨の下に鐵道事業費·電話事業費·朝鮮事業費等の支辨の爲に公債の發行を行ひたり。斯くて大正五年度以降公債の發行額は急激に增加し、爾後十年度に至る迄は國債現在額の增加は年々三四億圓を下らざりき。尙ほ日獨戰役及之に連續せる軍事行動の爲め我國は巨額の軍事費を必要とせしも、本期に在りては主として國庫剩餘金を以て之を支辨し、軍事費支辨の爲に公債の發行を行ひしは世界大戰休戰成立の後に在りしものとす。更に又本期に於ける公債發行に就て特筆すべきは、內地市場に於て政府財政上の公債發行計畫と全然關係無き巨額の公債の發行を見たることと之なり。之れ卽ち英·佛·露諸國政府が其の公債を我國に於て募集せし事實を稱するものにして、其の發行額は大正五年乃至七年に於て合計四億九千百七十三萬六千圓の巨額に達したり。之れ卽ち一面に於ては我國經濟力の伸張を示すと共に、我國の聯合與國に對する財政的援助の誠意を表明せしものに外ならざるなり。此等外國政府の公債に就ては後款に於て之を說述すべきを以て、以下帝國政府發行の各種國債に就て概說すべし。

### (一)　電話事業公債

既述の如く政府は電話交換事業擴張の極めて緊要なるものあるを認め、大正六年度に至り八箇年計畫を以て約一億圓の擴張計畫を定むると共に、之が經費は公債に依り之を支辨することと爲し、卽ち大正六年七月新に電話事業公債法を制定して一億二百五十萬圓を限り公債の發行を爲すことを得るものと定めたり。斯くて右規定に基き大正七年三月大藏省預金部の引受を以て五分利公債證書三百萬圓を發行したり。其の償還期限は發行の年より五箇年間据置、翌年より五十年以內にして發行價格は百圓に付九十二圓五十錢なりとす。

### (二)　鐵道債券及鐵道證券

前章に於て述べたる如く政府は鐵道事業費充當の爲め、大正二年四月佛貨國庫債券二億法を發行し、尋いで同四年二·三月後述の如く第三回英貨鐵道證券三百萬磅を發行せしが、此の中英貨鐵道證券の償還期限は頗る短期にして早晩之が借換の必要あり、會〻歐洲戰爭の影響を受け我國金融界は大いに活氣を呈し、寧ろ之が調節を必要とする狀勢なりしを以て政府は此の機に乘じて內國債を發行して右外國債の借換を行ひ、以て鐵道特別會計所屬借入金の返償竝に鐵道事業費に充當すると共に、兼ねて金融調節に資せんことを圖り、大正四年十月及同六年五月の三回に亙り鐵道債券を發行したり。其の第一回發行の分は三千萬圓、償還期限五箇年、發行價格百圓に付最低九十六圓五十錢とし、第二回發行の分は四千萬圓、償還期限十五箇年、發行價格百圓に付最低九十五圓とし、第三回發行の分は四千萬圓、償還期限及發行價格共第二回發行と同樣にして、利率は各回共何れも年五分なりとす。而して政府は第一回發行債券の收入金を以て第三回英貨鐵道證券の償還を行ひ、第二回發行債券の收入金を以て佛貨國庫債券の約半額の償還に充て、又第三回發行債券の收入金の中千九百萬圓を鐵道事業費に充當し、總額千九百萬八千餘圓を以て鐵道事業費借入金の償還に充てたり。

次に又政府は既述の如く大正二年三月英貨鐵道債券百五十萬磅、同三年二月第二回英貨鐵道證券二百五十萬磅を發行せしが、其の償還期限前者は二箇年、後者は一箇年にして、共に大正四年二月又は

三月に於て期限到來するを以て、之が償還の爲め同年二月第三回英貨鐵道證券三百萬磅を發行したり。本證券は割引の方法に依り發行し、其の割引歩合を年五分七厘五毛とし、其の償還期限を一箇年と定めたり。本證券は前述の如く金融調節の爲め内地に於て鐵道債券を發行して、其の償還に充てられしものとす。

**(三)　朝鮮事業費國庫債券**

大正二年四月政府は借入金返償及同年度朝鮮事業費に充つる爲め、朝鮮事業費國庫債券三千萬圓を發行せしが、其の償還期限は大正六年十二月なりしを以て、之が借換と同時に同年度事業費支辨に充つる爲め、朝鮮事業費國庫債券四千五百萬圓を發行したり。其の利率年五分、償還期限五箇年とし發行價格は現金拂込は百圓に付九十五圓五十錢、舊債券代用拂込は百圓に付九十五圓なりとす。

**(四)　五分利國庫債券**

從來本邦に於て國庫債券なる名稱に依りて發行せられたる國債は、日露戰役の際に於ける國庫債券、煙草專賣法に依る國庫債券、大正二年及六年の朝鮮事業費國庫債券等の數種に過ぎざりしが、此等國庫債券は其の根據法毎に名稱、證券を異にし、其他の條件も統一する所なかりしを以て、政府は大正五年に至り此等短期債券の統一を圖り、新に五分利國庫債券なる一種の國債證券を創設したり。斯くて本國庫債券は大正五年十月の初發行以來、各種の起債根據法に基き極めて頻繁に發行せられしが、其の大正七年度中に於ける發行は三回に止るものとす。卽ち其の第一回は大正五年十月、内地金融調節の目的を以て明治三十八年發行四分半利付英貨公債の一部償還の爲に發行せられしものにして、其の發行額二千萬圓、償還期限十四年十箇月、發行價格九十六圓とす。第二回は大正七年五月發



行せられ、其の發行額五千萬圓、償還期限五箇年、發行價格九十五圓二十五錢にして、右は大正七年度に於ける鐵道・電話・朝鮮の各事業費に充當するものとす。第三回は大正三年臨時事件費支辨の爲に大正八年二月發行せられしものにして、其の發行額五千二百萬圓、償還期限三年三箇月、發行價格九十六圓二十五錢なりとす。

**(五)　臨時國庫證券**

臨時國庫證券は既述の如く輸出爲替資金の疏通を圖ると共に、兼ねて聯合與國が我國に於て購入する軍需品代金の調達に便ならしめ、其他聯合國の財政を援助する爲に創設せられしものにして、其の償還期限は五年以内とし、利率又は割引歩合、發行價格等は何れも一定せず。本證券は大正六年八月乃至同九年五月迄に於て合計五億三千三百二十八萬八千二百二十五圓を發行せしが、此の内一億九千萬圓は輸出爲替資金疏通の目的を以て大正七年度中に發行せられ、其の收入金を以て爲替銀行より在外正貨の買入を行ひたり。又發行總額の中二億八千三百二十八萬八千二百二十五圓は輸出軍需品代金決濟の目的を以て大正六年乃至九年度中に發行せられしものにして、其の大部分は本邦銀行團及大藏省預金部の引受發行に係る露國政府圓大藏省證券の肩代りの爲に發行せられ、一部分は露國に對し軍需品を供給したる民間營業者より其の對露債權を政府に讓受くる爲に發行せられたり。更に又總發行額中六千萬圓は聯合國財政援助の目的を以て大正八年六月乃至九年二月に於て發行せられ、其の收入金を以て從來大藏省預金部引受發行に係る英佛政府圓貨大藏省證券又は支那國政府國庫證券の肩代りを行ひしものなりとす。

**(六)　一時賜金公債**

本公債は大正三年臨時事件關係者竝に講和條約締結關係者に對する論功行賞として交付せられしものにして、大正四年十一月以降隨時之を發行せしが、其の發行額昭和元年度迄に合計一億百七萬百圓に達したり。

（七）鐵道及輕便鐵道買收公債

本公債は從來政府が借入使用中なりし私設鐵道及輕便鐵道を始め、國有鐵道と密接なる關係を有し之を統一經營するを必要と認めたる私設鐵道及輕便鐵道を買收するに當り、交付したる公債にして、大正六年九月乃至大正十五年十二月に至る間に於て合計七回に亙りて私設鐵道を買收の上公債を交付せしが、其の發行額の合計は二千四百七十五萬八千百圓にして、何れも五分利公債證書を以て之を交付したり。

以上の外大正三年臨時軍事費借入金、大正三年臨時事件費借入金を始め、本期に於ても數種の借入金を存すと雖も、玆には之を省略す。

## 第二項　國債の償還

既に前章に於て述べたる所の如く政府は日露戰後明治三十九年三月國債整理基金の制度を設けて之が收支を特別會計と爲し、從來一般會計より國債償還の爲に支出したる金額は總て本基金に繰入れしむることと爲し、且右繰入資金中日露戰役の爲に起せる國債の元利償還に關する分は年額一億千萬圓を降ることを得ざるものと定めしが、尋いで明治四十二年度に至り政府は更に國債償還の進捗を圖る爲め、爾後每年國債元金償還額を五千萬圓以上と爲すの方針を定めて之を實行したり。

斯くて右國債整理基金特別會計法の規定に從ひ、且右の償還方針を實行し來りし結果、日露戰役に因る國債額は漸次減少し、爲に大正四年度に於ては右の一億千萬圓の繰入金のみに依りても、國債償還額は五千萬圓以上に上り、爾後年々增加して數年の後には六千萬圓以上の償還額に達するの計算となれり。加之右の如く日露戰役關係の國債の爲に、每年必ず優先的に一定額の繰入金を行はざるべからざる以上、今後數年間に內國に存する臨時事件關係公債は全部償還し盡されて、爾後元金償還は總て外國債に對して之を行はざるべからず、之に年々外國へ支拂ふべき國債利子額を加算するときは、每年一億圓以上の正貨を海外に流出せしむることとなり、我國貨幣制度維持の上に多大なる困難を生ずるの虞ありたり。更に又過去の狀勢よりすれば、右の如く償還計畫を立てて之を實行するも他面に於ては財政上の必要に因り全然起債を避くることを得ずして、鐵道の建設改良又は朝鮮の經營其他必要事業に就て公債を起せしこと少からず、動もすれば一方に償還を行ひて他方に募債を爲すの矛盾を生じ、結局債額の減少は之を望むべからざるの狀勢なりしを以て、國債整理基金の制度竝に繰入金制限の存廢に關し世論漸く盛となり、政府に於ても從來の償還方針は到底之を墨守するを得ざることを認むるに至れり。會〻大正四年度豫算の編成に當り、政府は帝國鐵道特別會計に於ける鐵道の建設改良費の中、二千萬圓は從前の如く之を公債に仰ぐの必要を認めたりしが、當時の狀勢は內外共に右國債の募集を行ふに適せざるものありしを以て、玆に政府は國債整理基金特別會計法に改正を加へ、一般會計よりの繰入金中日露戰役公債に關する制限を除きて、日露戰役公債に限らず、何れの公債にても自由に償還し得ることと爲すと同時に、每年の償還額を約三千萬圓の程度に減少し之と從來の償還額との差額約二千萬圓は一般會計より直に鐵道特別會計に貸付けて、鐵道資金に充

つることに方針を決し、此の方針の下に國債整理基金特別會計法中改正法律案を、大正三年十二月召集の第三十五回帝國議會に提出せり。然るに衆議院特別委員會に於ては、公債政策の動搖及鐵道財源の變更を不可として之を否認し豫算委員會亦此の趣旨に從ひて、大正四年度豫算中國債元金償還額三千萬圓及鐵道特別會計貸付金二千萬圓を削除し、尚ほ其他の點に就て修正を加へたり。斯くて右豫算案に關して政府と議合はず、遂に議會は解散を命ぜられたり。尋いで大正四年五月第三十六回帝國議會の開會に方り、政府は前回と同一の案を提出して兩院の協贊を得、玆に同年六月之を公布したり。卽ち之に依れば每年度一般會計より國債整理基金特別會計に繰入るべき資金の中、國債の元金償還に充つべき金額は每年度首に於ける國債總額（大藏省證券及借入金を除く）の萬分の百十六以上とし、且三千萬圓を下ることを得ざるものとしたり。斯くて右改正の結果は從來日露戰役關係の國債のみに對して設けられし整理資金繰入額の制限は撤廢せらるると共に、明治四十二年度以降年々繼續實行せられ來りし五千萬圓元金償還の方針も變更せられ、大正四年度以降は國債總額の萬分の百十六或は三千萬圓を最少限度として、國債の償還を行ふこととなれり。尋いで翌大正五年度豫算の編成に當りても政府は前年度の償還方針を蹈襲し、國債整理基金への繰入金を三千萬圓と爲すと共に、鐵道資金に充つる爲め一般會計より鐵道特別會計に二千萬圓の貸付を行ふことと爲し、之を第三十七回帝國議會に提出したり。然るに之より先き政府が前議會に大正四年度追加豫算案を提出し、上述の如く公債元金償還額五千萬圓を三千萬圓に減少して、二千萬圓を鐵道資金に振向くるの計畫を立つるや、貴族院は院議を以て、他日我經濟狀態が內外市場に於て公債募集を可能と爲すに至るときは鐵道の如き收益事業に要する財源には、從來の如く該特別會計の負擔に於て公債を募集して之に充て、一般會計より右特別會計に振向くべき資金は、之を國債元金償還金の增額に充つべきことを決議の上、右豫算を可決し、大藏大臣亦決議の趣旨に副ふべきことを言明したり。爾來我國經濟界は世界大戰の影響を受けて其の狀況一變し、貿易狀態の好轉に因る著大なる正貨の輸入超過あり、內地の金融狀態も漸く緩慢の徵を現すに至り、玆に內國債の募集は金融調節上、寧ろ一般の歡迎する所なるが如き氣運を生じたり。玆に於てか第三十七回帝國議會の開會中貴族院に於て、現在の經濟狀態よりするも、將來に於ける外國債償還の方策より考ふるも、將又前年貴族院に對する政府の政治上の關係より云ふも、政府は國債整理資金に對する元金償還繰入額三千萬圓を五千萬圓に復舊還元し鐵道財源供給の爲には別に公債を募集すべしとの說を生じ、此の說漸く貴族院の大勢を制せんとするに至り、玆に所謂減債基金還元問題は財政上及政治上極めて重要なる問題となれり。時に會、上述せし如く財界の狀況一變し、內國債の募集を歡迎するの氣運に向ひしに因り、政府は鐵道會計に於ける經理及在外正貨の處分等に便する目的を以て、大正五年度に內國に於て鐵道債券四千萬圓を募集し、以て佛貨國庫債券を借換整理するの計畫を立てたりしが、尚ほ前述貴族院多數の意嚮を參酌して別に國債整理基金特別會計の豫算に於て內國債二千萬圓を募集し、以て四分半利付英貨公債の一部を借換整理するの計畫を立て、之に關する大正五年度追加豫算案を提出したり。而して右計畫を實行するが爲には、國債整理基金特別會計法第五條の規定に除外例を設くるの必要ありしを以て、政府は右追加豫算案と共に『政府ハ外國債ヲ整理償還スル爲必要アルトキハ國債整理基金特別會計法第五條ノ規定ニ依ラス內國債ヲ發行スルコトヲ得』との法律案を提出し、共に兩院の協贊を經たり。斯くして貴族院に於て還元論の盛に行はれしにも拘らず、國債償還計畫の復舊は遂に實現を見ずして

止みたり。

大正五年十月內閣更迭し、後繼の寺內內閣は不生產的公債特に外國債は能ふ限り多額に償還すると共に、生產的の公債は內地市場の狀況に應じ募債方策を適宜に實行するの方針を採り、此の方針に基き大正六年度豫算案に於ては、公債償還額を二千萬圓增額して五千萬圓と爲し、鐵道の建設改良費二千百八十六萬圓は公債募集金を以て之を支辨することと爲したり。然るに右豫算案の提出せられし第三十八回帝國議會は解散の爲め同豫算案は不成立に終りしが、政府は翌三十九議會に於て大正六年度追加豫算を提出し、其の中に於て右償還增額二千萬圓を計上して議會の協贊を經、茲に五千萬圓償還の方針を貫徹したり。翌大正七年度に於ても前年度の方針に從ひ國債償還資金繰入額を五千萬圓と爲せしが、翌大正八年以降の財政計畫に於ては再び之を三千萬圓に減縮することと爲したり。蓋し政府は既述の如く內外の情勢に鑑み國防の一日も忽にすべからざるを認め、大正七年度豫算に於て國防充實の計畫を立てしが、之に要する恆久的財源を確保する爲め、其の一部として同年度に於て增稅其他の增收を行ふと共に、更に大正八年度以降に於て國債償還資金繰入額を三千萬圓に減額し、殘額二千萬圓を以て國防充實の財源に供することと爲せしなり。斯くて國債償還額の五千萬圓還元は、僅に大正六・七兩年度に於て實現を見しのみにて、再び中絕せらるることとなれり。

今世界戰時に於ける國債の發行及償還額を表示すれば左の如し。

| 年次又は年度 | 發行額 | 償還額 | 發行總額 |
|---|---|---|---|
| 大正三 | 二四、五三五、六五〇円 | 五五、四九二、四八五、四八〇円 | 二、五八二、七八一、一四一、七四〇 |
| 同四 | 六六、三二一、一〇〇 | 一〇五、八一一、四九二、〇〇〇 | 二、五四三、二九〇、七四九、七四〇 |
| 同五 | 六九、九一六、七〇〇 | 三二、〇六二、七七二、二六〇 | 二、五一一、二三四、四二七、四八〇 |
| 同六 | 九二、九五六、七五〇 | 九一、四四九、一九〇、〇六〇 | 二、四六七、七〇一、九三七、四二〇 |
| 同七 | 一〇九、四二〇、八七五 | 六一、九一四、三七六、六八〇 | 二、四九八、七四四、三一〇、七四〇 |
| | | 二八、二一八、七〇七、八六〇 | 二、五七九、九四六、四七七、八八〇 |

（備考）一、大正四年度（五年三月）以前は曆年次にして、同五年度以降は會計年度とす。
二、大正四年度以前は割引發行に依る短期證券及短期借入金を除き、長期借入金（紙幣銷却借入金）を含むも、五年度以降は長期債入金をも除く。
三、臨時國庫證券は之を除外す。

## 第五款　正貨の激增と其の利用處分

**第一**　正貨の激增と其の影響

日露戰役當時及其以後に於て我國は頗る巨額の外國債を起し、且戰後に於て軍備擴張其他の諸經營を行ひたる結果、我國の年々海外に支拂を要する金額は國債利子約七千萬圓、軍艦兵器代等約三千萬圓、合計一億圓內外の巨額に上りしが、而も我國の外國貿易は年々概して輸入超過を示せる爲め外國貿易の差額に依り右の海外支拂を辨ずること能はず、僅に政府の外債募集金を始め市又は特殊會社及銀行等の外債募集金を以て振替支辨し來りしものにして、此の間政府は極力海外拂の節約に努め、其の節約を許さざる海外支拂に就ては、特に日本銀行と內命の上正金銀行をして輸出爲替の買入に努めしむると共に、他方右爲替を以て正貨に換へ、以て海外支拂に充つることと爲す等、極力正貨の擁護に努むる所ありしと雖も、尙ほ我國の正貨所有高は漸次減少し、世界大戰勃發の大正三年七月に

於ては、其の高政府及日本銀行の所有を合せ僅に三億五千萬圓に過ぎざるの狀況となれり。然るに他方に於て同年四月成立せる大隈內閣は、既述の如く非募債の方針を採りしを以て、之に伴ひ正貨の維持充實に關し更に一層の努力を拂ふ必要を認め、同年七月政府は日本銀行及正金銀行と協議を遂げ(一)日本銀行は當分の內其の金利政策の上に於て內地金融市場を相當引締りの狀態に爲し置く事(二)日本銀行は正金銀行に對し輸出爲替に對する巨額の融通を與へ居るに因り、差當り年額千五百萬圓を最低限度として倫敦に於て正貨を日本銀行に納入せしむることとし、右納入正貨は漸次增加して二三年後には年額三四千萬圓以上に達する樣督勵する事(三)日本銀行は外國に於て我國社債の募集其他の場合に之が正貨買入に努むべきは勿論、無利子又は低利貸付其他の方法を以て上海其他より金貨、金地金吸收の途を講ずる事(四)日本銀行の正金銀行に對する輸入手形引當貸出は、正金銀行所有輸出手形にして期限、場所等の關係にて擔保として提供し得られざるものの金額を限度とする事(五)正金銀行は輸入爲替の買入に就て成るべく之が利子歩合を引上げ置く事(六)正金銀行は右輸入爲替利子歩合の引上の爲め生ずる利益を以て輸出爲替買入に資することとし、日本銀行より供給せらるる低利資金と相俟て能ふ限り輸出爲替を買進むことに努力する事等の方策を實行することと爲したり。然るに右決定の直後に於て突如歐洲戰亂勃發し、開戰當初は我外國貿易も尠からざる支障を蒙りしが、戰爭の進行と共に聯合國よりの巨額の軍需品註文あり、更に又交戰國より東洋、南洋方面に對する輸出の阻害に因り我商品の輸出增加あり、加ふるに米國財界の好況を承けて、我國貿易は急激なる增進を遂げ、爲に我國は久しく繼續し來れる輸入超過の狀態に變じ、大正四年の我國貿易輸出入總額は十二億四千萬圓に恢復して一億七千五百餘萬圓の輸出超過を見、爾後我國の貿易は驚くべき躍進を續け、大戰勃發より其の終了迄卽ち大正四年乃至七年の四箇年間に於て、輸出總額は五十四億餘圓に達し、輸入總額三十九億九千二百餘萬圓を差引き、十四億八百餘萬圓の輸出超過を見たりき。加之戰前に於て年々支拂超過を示せし貿易外の國際收支も、聯合國に對する兵器賣却代、傭船料、船舶運賃、保險料等の收入激增したる爲め、大正四年以後年々多額の受取超過を示すに至れり。右の結果として正貨問題は一轉して甚だ順境となり、對外債務の元利等相當の正貨支出ありしに拘らず、大正四年末の正貨所有高は五億千六百餘萬圓となり、爾後漸增して大正七年末に至りては實に十五億八千八百餘萬圓に達し、正に戰前の四倍に增加せり。今其の狀況を示せば左の如し。

| 年末 | 總額 | 所有地別 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 政府 | 日本銀行 | 內地 | 海外 |
| 大正三年 | 三四一、一一九、〇七五円 | 四九、四〇二、〇六九円 | 二九一、七一七、〇〇六円 | 一二八、五〇九、五四六円 | 二一二、六〇九、五二九円 |
| 同四年 | 五一六、〇八二、九〇三 | 一五三、四二三、二九三 | 三六二、六五九、六一〇 | 一三六、七八五、三四八 | 三七九、二九七、五五四 |
| 同五年 | 七一四、四四四、六七八 | 二六一、八一四、〇八九 | 四五二、六三〇、五八八 | 二二七、五〇四、四七五 | 四八六、九四〇、二〇三 |
| 同六年 | 一、一〇四、八三七、六四九 | 三八六、一六九、五二〇 | 七一八、六六八、一二九 | 四六一、三四五、五四五 | 六四三、四九二、一〇四 |
| 同七年 | 一、五八七、六七〇、八九九 | 八五四、五六八、六一六 | 七三三、一〇二、二八三 | 四五二、六〇二、一二六 | 一、一三五、〇六八、七七三 |

以上の如くにして歐洲戰亂勃發以來輸出貿易の增加竝に貿易外の原因に基く收入增加とに依り我國の國際貸借は頗る順調となり、巨額の資金は年々我國に流入するに至りしが、之が爲め必然的に生じたる影響は、通貨の膨脹、之に伴ふ物價の昂騰竝に金融の緩慢なりとす。卽ち今其の大要を見るに日本銀行兌換券の發行高は戰前大正元年末の四億四千九百萬圓を極點として爾來減少に轉じ、大

正四年五月に於ては二億七千百萬圓に低下せしが、爾後非常なる勢を以て增加し、同年末には四億三千萬圓、大正五年末には六億一千萬圓に上り、六年末に至りては十一億四千四百萬圓に達したり。之に伴ひて金融は未曾有の緩慢狀態を示し、大正三年七月以來二錢を維持せし日本銀行割引日歩は、大正五年四月に至り一錢八厘に引下げられ、尋いで同年七月には一錢六厘に更に六年三月には一錢四厘に改定せられ、此の間市中金利も東京に於ては大正三年の二錢二毛より四年には一錢六厘二毛に、五年には一錢二厘三毛に下落せり。大正六年下期以後金融稍繁忙の狀を呈し金利も幾分の騰貴を見しも、尙ほ戰前に比して遙かに低位を示せり。物價の騰貴亦之に伴ひて著しく、開戰當時卽ち大正三年七月を一〇〇とせる日本銀行調査の東京卸賣物價指數は、同年末には九五·二に低落せしも、爾後漸騰の勢を續け、大正四年末には一一三·五、年末には一三七·六、六年末には一七四·九、七年十月に於て二二六·九に達し、約十三割の騰貴を示したり。而して此等の諸現象が主として前記の如き巨額の資金流入に基くものなることは疑ふべからざる所なり。更に又前記の如くにして我國の獲得せる巨額の國際貸借上の受取勘定も、戰時中之を正貨を以て我國に廻送すること甚だ困難にして、其の大部分は前表に示せる如く之を海外に於て保有せしが、之が爲め我國の對外爲替は其の平衡を失して、爲替資金の回收に圓滑を缺き、爲に輸出爲替資金の缺乏を來し、延ては輸出貿易の伸張をも阻害するの虞を生ずるに至れり。

斯くて急激に增加したる正貨の利用處分の方法を講じ、以て上述の如き我國の國內及國際經濟上に於ける惡影響を緩和すると共に、進んで我國經濟發展の基礎を鞏固ならしむることは、歐洲戰時に於ける財政經濟上の重要問題となり、政府は之に關して種々の方策を實行したり。其の主要なるものを擧ぐれば、正貨の買上、對外投資、臨時國庫證券の發行、內地正貨準備の充實擁護等にして、此等の中臨時國庫證券の發行に就ては既に前款に於て之を述ぶる所あり、又對外投資に關しては次款に於て別に之を述ぶるを以て、茲には其他の事項に就て之を概說すべし。

**第二　政府の正貨買入**

大正三年九月政府は爲替調節の目的を以て在外正貨を買入るることを決定し、同年十月先づ正金銀行と協定を遂げ、尋いで翌四年九月臺灣銀行と協定し、更に六年十二月には朝鮮銀行を之に加へ、日本銀行を經由して此等各銀行より在外正貨の買入を實行し、更に大正七·八兩年に於ては日本興業銀行·三井銀行·三菱銀行·住友銀行等よりも買上を爲し、以て此等爲替銀行の在外正貨決濟を助くることと爲したり。而して此等正貨買上に要する資金に就ては、政府は當初は預金部資金竝に一般會計剩餘金を以て之に充つることとせしが、後買入資金の不足を告ぐるに及びて內外債借換の方法をも採用することとしたり。卽ち內國債を發行して其の募入金を以て爲替銀行所有の在外正貨を買入れ、更に右在外正貨を以て外國債の償還を行はんとするものにして、卽ち大正四年十月政府は英貨鐵道債券三千萬圓償還の目的を以て同額の鐵道債券を募集せしを始めとして、翌五年四月には佛貨國庫債券約四千萬圓（約七千七百萬圓の內）償還の目的を以て同額の鐵道債券を募集せしが、更に同年三月には法律第三十四號を以て、外國債の整理償還の爲め必要あるときは國債整理基金特別會計法第五條の規定に依らずして內國債を發行することを得るものと定め、此の規定に基き同年十月五分利國庫債券二千萬圓の發行を行ひたり。斯くて政府は大正四·五兩年に亙りて內國債を募集したる額は合計九千萬圓に達し、之を以て前記の如く在外正貨の買入を行ふと同時に、海外に於て同額の外債を償

還したり。然るに戰局の進展と共に爲替銀行の輸出爲替資金の缺乏は益〻甚しきに至りしを以て、政府は引續き在外正貨の買入に努め、大正六年七月には既述の如く臨時國庫證券法を制定し、臨時國庫證券の發行に依り內地一般市場に於て爲替資金を調達する方法を講じたり。以上政府の在外正貨買入は大正八年十一月以後其の必要を見ざるに至りて中止せられしが、此の間に於ける政府買上額を見るに、大正三年千二百九十六萬六千餘圓、同四年二億千九百七十萬餘圓、同六年二億四千九百九十萬九千餘圓、同七年六億五千六百八十七萬餘圓、同八年二億八千九百九十四萬七千圓、合計十七億千四百二十萬八千餘圓に達し、之を外貨の種類に依りて見れば英貨七千八百十七萬磅、米貨四億九千九百七十三萬八千餘弗に達したり。而して此の金額を資金供給別に依りて區別すれば、一般會計十四億百五十六萬六千餘圓、預金部一億四千百十一萬千餘圓、臨時國庫證券收入金合計一億七千百五十二萬二千餘圓なりとす。

**第三**　內地正貨準備の充實及擁護

我國の海外に對する受取勘定の決濟に就ては、政府は前述の如く極力在外正貨の買上を行ふことに依り爲替調節に資せしが、他方に於ては時局經濟の現在及將來に鑑み能ふ限り在外正貨の現送に努むると共に、國內保有正貨の流出の防止に努め、以て內地正貨準備の充實を圖り、我幣制の基礎竝に中央銀行の地位を鞏固ならしむると共に、內地產業資金の潤澤を圖り、生產業發展の機運を助成することに努めたり。今其の主要なる施設を概說すれば左の如し。

**(一)**　正貨の現送

政府は歐洲戰局の推移に鑑み內地正貨準備增加の我財界の安定を維持するに最緊要なることを認め、我國國際貸借上生じたる受取勘定の決濟に就き能ふ限り正貨の現送に努力したり。戰亂勃發以來各國は競ひて其の正貨準備の維持に努力し、兌換停止又は金輸出入の制限を爲す等の手段を採用せしを以て、正貨の現送には多大の困難を伴ひしが、政府の努力の結果日本銀行內地正貨準備高は著しく增加し、大正三年七月戰亂勃發當時に於て一億三千百萬餘圓に過ぎざりしもの、大正七年末に至り四億五千二百五十八萬餘圓に達したり。

**(二)**　金の輸出禁止

大正六年四月米國の歐洲大戰に參加するや、同年九月同國は歐洲諸國の例に倣ひて金の輸出を禁止したり。政府に於ては之に對し外交上機宜の交涉を爲すと共に、我國內地に保有せる金の流出を防止するを以て自衞上必要の手段なりと認め、同年九月十二日大藏省令第二十八號を以て、金貨幣又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受くべきものとし、且地金として販賣し又は使用する目的を以て金貨幣を蒐集鑄潰又は毀傷することを禁止したり。蓋し大正五年以來上海に於ける日本向爲替相場が、同地の金塊相場に比し割安なりしと、將來に於ける金價格の恢復見込は自然同地に於ける本邦向爲替の買付を促進し、其の結果として我國より盛に金の流出を見るに至りしが、政府は之に對して極力防止の途を講じたるも、仍ほ大正五年初頭以來同六年八月末迄に支那向金流出高は六千四百萬圓に達せしのみならず、此の狀勢は將來尙ほ繼續すべく認められたり。而して右は米國よりの金輸入の自由なる間は、我國に取りて大なる影響を感ずるものにもあらざりしが、同國の金輸出禁止を見るに及びては、我國も亦自衞上此の擧に出でざるを得ざることとなれり。更に又我國の印度棉買付資金は曾て久しく磅爲替に依り英國より取寄せ來りしも、歐洲戰爭勃發以來英國が

金本位制を停止するや、爾來主として弗爲替に依り米國より之を調達せしものなるが、米國の金輸出禁止を機會として我國業者が印棉買付資金として内地正貨を流出せしむべく豫想せられしを以て右買付資金に就ては別に考慮することと爲すも、取敢へず金の輸出禁止を行ふことと爲せしなり。

右大藏省令は規定上は金の輸出制限に過ぎずして、政府の特許を受けし者は之を輸出することを得るものなりと雖も、事實上に於て金の輸出は原則として一切許可せられざりしを以て、右は事實上金の輸出禁止と稱するも失當にあらず。而して當時尚ほ兌換券の金貨兌換は停止せられざりしと雖も、金の輸出禁止は事實上の兌換停止と同樣の效果を齎すものなるを以て、嚴密に云へば明治三十年貨幣法の實施以來久しきに亙りて維持せられ來りし我國金本位制度は、此の時を以て一時停止せられしものに外ならざるなり。

**(三)　銀の輸出禁止**

大正五年十月頃より銀の相場は漸次昂騰し、其の趨勢を持續したる結果、我國の現行銀貨の實價は遂に其の名價を超過するに至り、爲に銀貨を鑄潰し之を地金として販賣又は使用する者、或は進んで之を海外に輸出して利益を占めんとする者輩出するに至らんとし、之が爲め補助銀貨の著しき缺乏を來し、財界に惡影響を齎すの虞ありしを以て、金輸出禁止に先つ數日大正六年九月六日大藏省令第二十六號を公布し、銀貨を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を受くべきものとし、且地金として販賣又は使用する目的を以て銀貨幣を蒐集鑄潰又は毀傷するを禁じたり。而して外國よりの銀輸入の困難となりたる折柄、内地銀貨の缺乏益、甚しく增鑄の必要ある狀況なるを以て銀地金の海外輸出をも之を取締ることとせり。

**(四)　金銀製品及金銀合金の輸出禁止**

前述の如く政府は大正六年九月以降金銀貨及金銀地金の輸出を禁止したるが、兌換銀行券の金貨兌換は未だ事實上禁止せられざりしを以て、利を見るに敏なる奸商殊に支那人等は紙幣の正貨兌換を請ひ、或は地金を蒐集して、之を材料として故意に器物を製造し、又は合金と爲して輸出し、以て巧みに法網を潛る者を存したり。政府は此の種の奸計に對しても必然取締を爲し、以て金銀の輸出禁止を徹底的ならしめんと欲し、翌大正七年八月に至り大藏省令第三十八號を公布し、金銀製品又は金銀合金の輸出に就ても同樣の取締を爲すこととせり。

**(五)　内地正貨の擁護**

米國が金の輸出禁止を行ふや、差當り問題となりたるは既述の如く印度棉花輸入爲替資金調達の困難を來すべきこと之なり。當時當業者竝に一部の世論は我内地正貨準備の一部を割きて之を印度に現送するの方法を採るべしと爲したるものありしが、政府は其の正貨擁護策に背馳するものなるを惟ひ、他の手段を講じて其の資金の調達決濟を圓滑ならしむることに努力し、例へば(一)印度向爲替の購入に付各爲替銀行をして努力せしめ、(二)對南洋對印度輸出貿易を奬勵し其の資金の調達を圖り、(三)當業者をして印度棉花に代ふるに相當限度に於て米國棉花の買入を爲すべきことを慫慂し、或は又(四)大正七年一月英國大藏省證券八千萬圓を我國の所有せる米貨を以て引受應募したるを機とし、我國所有の米貨と印度政府の調達する貳百萬磅に相當する印度留比貨とを交換する等の方法を講じ、以て我印度輸入爲替資金の調達を實行すると共に、内地正貨準備の擁護に努めたり。

## 第六款　對外投資

### 第一項　聯合與國財政援助

前述の如く歐洲戰爭の進展と共に我國の對外債權は比年增加して資金の流入著しく、爲に對外爲替は其の平衡を失して輸出爲替資金は極度の缺乏を來すに至りしが、政府は之が對策の一として努めて對外投資を奬勵し、特に聯合與國に對して直接及間接に財政上の援助を與へ、以て一面輸出金融疏通の便を圖ると共に、他面聯合國の一として與國援助の義務を果したり。而して其の財政上の援助に關して實行せられし所は與國公債の引受應募又は買入、在外正貨の運用投資、我外國債の償還等にして今之を概說すれば左の如し。

**第一**　與國政府公債の引受

大正五年乃至七年に於て英・佛・露諸國政府は、或は英米爲替調節の爲め、或は我國より購入する軍需品其他一般註文品代金の支拂に充當の爲め、我國に於て圓貨債券を發行せしが、政府は或は自ら之を引受け、或は銀行團をして之を引受應募せしめ、以て此等聯合與國に對し直接財政上の援助を與へたり。今其の要綱を表示すれば左の如し。

與國政府債券引受額一覽表

| 國名 | 證券名 | 發行額 | 利率 | 期限 | 發行年月 | 發行目的 | 引受者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 英國 | 圓貨大藏省證券 | 八五、八〇〇、〇〇〇圓 | 五・五（割引發行） | 一箇年 | 大正五・一二月 | 英米爲替調節 | 銀行團 | 七年一月八〇、〇〇〇、〇〇〇圓發行ノ八年一月借換ノ際八五、八〇〇、〇〇〇圓ニ增額 |
| | 磅貨大藏省證券 | 二八五、八〇〇、〇〇〇 | 六・〇 | 一箇年 | | | | 英貨ニテ一〇、〇〇〇、〇〇〇磅、在米正貨ニテ拂込 |
| | 計 | | | | | | | |
| 佛國 | 圓大藏省證券 | 三三、一六一、〇〇〇 | 六・〇（割引發行） | 最長一年九月最短一箇年 | 六・三五 | 我國ニ於ケル軍需品購入代金支拂充當 | 大藏省預金部（後臨時國庫證券特別會計ニテ引受） | 六年三月乃至十月四回ニ分割シテ二六、二四六、〇〇〇圓發行、七年十月第一回借換、爾後數回借換增額ノ爲メ、結局三三、一六一、〇〇〇圓トナル |
| | 圓國庫債券 | 一三三、一六一、〇〇〇 | 六・〇 | 三箇年 | 六・一〇 | 軍需品其他註文品代價支拂充當 | 帝國政府 | |
| | 同 | 一三三、一六一、〇〇〇 | 同 | 同 | 七・一一 | 同 | 銀行團 | |
| | 計 | 二六四、三二二、〇〇〇 | | | | | | |
| 露國 | 同 | 八五、〇〇〇、〇〇〇 | 六・〇 | 一箇年 | 七・一 | 同 | 大藏省預金部 | 五年九月七〇、〇〇〇、〇〇〇圓發行六年九月借換ノ際一〇五、〇〇〇、〇〇〇圓ニ增額 |
| | 同 | 一〇五、〇〇〇、〇〇〇 | 同 | 同 | 五・九 | 同 | 帝國政府 | |
| | 同 | 一六、六六七、〇〇〇 | 五・〇 | 半箇年 | 五・四 | 露國政府ヘ實渡軍艦三隻代金 | 大藏省預金部 | 五年四月一五、五〇〇、〇〇〇圓發行同年十月借換、六年十月再借換ノ際一六、六六七、〇〇〇圓ニ增額 |
| | 同 | 八五、〇〇〇、〇〇〇 | 六・〇（割引發行） | 一箇年 | 六・一〇 | 軍需品及一般貿易品代金支拂充當 | 臨時國庫證券特別會計 | |
| | 計 | 二一二、六六七、〇〇〇 | | | | | | |
| 合計 | | 六四〇、六六七、〇〇〇 | | | | | | |

即ち引受總額は六億四千餘萬圓に達し、此の內政府が弗貨を以て米國に於て應募せし英貨大藏省證券一千萬磅を除くの外は、何れも圓貨を以て內地に於て發行せられしものにして、此等債券の內英・佛兩國の分は數次の借換を經て全部の償還を見しと雖も、露國の分は同國革命勃發の爲め之が元利の支拂を受くることなくして終れり。

**第二**　與國政府公債の買入

更に又開戰以來英、佛、露諸國政府公債は屢〻本邦市場に於て、或は外國商人の手に依り或は我國銀行に依り賣出されしが、此等に對する買入放資額は開戰以來大正七年四月迄に於て左の如く合計一億三千三百餘萬圓に達したり。其の公債の主要なるものは英國六分利付國庫債券（大正五年十月賣出）・同五分利付軍事公債（大正五年十二月賣出）・佛國第一回五分利付軍事永久公債（大正五年十月賣出）・同第二回五分利付軍事公債（大正六年十一月賣出）等なりとす。

外國公債等買入放資額（期間中賣戻しの分控除）

| 大正三年自八月至十二月 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年自一月至四月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 七〇七、八七四円 | 八、二六二、一三一円 | 四六、〇一〇、五六五円 | 五九、一七八、七六六円 | 一九、七五〇、〇〇〇円 | 一三三、九〇九、三三六円 |

**第三　在外正貨の運用投資**

次に政府及日本銀行は開戰以來其の外國に於て保有する正貨を以て、聯合與國の公債を買入れ運用し、以て正貨の利用を圖ると共に間接に聯合與國の財政援助を行ひしが、其の額は左の如く比年著しき增加を示したり。

政府及日本銀行所有在外正貨運用投資額表

| 國別 | 種類 | 戰前現在高 | 六年十二月末現在高 | 七年四月末現在高 | 戰前と六年末比較增加 | 戰前と七年四月末比較增加 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 英國 | 英國大藏省證券 | 五三、七三二、〇〇〇円 | 三〇五、〇〇七、〇〇〇円 | 二五一、二七五、〇〇〇円 | 一三三、五五二、〇〇〇円 | 一九五、二四四、二九五円 |
| 同 | 國庫債券 | — | 七、九〇九、〇〇〇 | 一八七、二八四、〇〇〇円 | 七、九〇九、〇〇〇 | 四、一九六、九七七 |
| 同 | 米貨證券 | — | 一、七〇三、〇〇〇 | 一、七二三、〇〇〇 | 一、七〇三、〇〇〇 | 三、五九八、一三三 |
| 米國 | 米貨諸證券 | — | 一九、五二六、〇〇〇 | 一九、五二六、〇〇〇 | 一九、五二六、〇〇〇 | 六七、一〇三、二六一 |
| 佛國 | 佛國大藏省證券 | — | 九、七六四、〇〇〇 | 一九、二三七、〇〇〇 | 九、七六四、〇〇〇 | 二九二、一四一、五六六 |
| 合計 | | 五三、七三二、〇〇〇 | 三四三、九〇九、〇〇〇 | 二二六、〇四七、〇〇〇 | 二八〇、五六五、〇〇〇 | 一七二、三一五、〇〇〇 |
| | | | | 七、九〇九、〇〇〇 | 七、九〇九、〇〇〇 | 七、九一〇、〇〇〇 |
| | | | | 一、七二三、〇〇〇 | 一、七〇三、〇〇〇 | 一、七二三、〇〇〇 |
| | | | | 二三五、六八〇、〇〇〇 | 二九〇、一七七、〇〇〇 | 一八一、九四八、〇〇〇 |

（備考）外に紐育に於ける政府引受の分英國大藏省證券一〇、〇〇〇、〇〇〇磅あり。

**第四　我外國債の償還**

次に又政府は戰前外國市場に於て發行したる我國の國債・市債・社債竝に外國市場にて調達したる借入金の償還を行ひしが、其の額は大正七年四月迄に於て左の如く二億九千二百餘萬圓に達したり。此等の償還は夫れだけ外國市場に對し新規起債力を賦與するものにして、亦此等聯合與國に對する間接的援助の效果を生ずべきは勿論なりとす。

外債等償還額表（期間中借入又は賣戻しの分控除）

| 區別 | 大正三年自八月至十二月 | 大正四年 | 大正五年 | 大正六年 | 大正七年自一月至四月 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 政府外債償還 | 一九五円 | 三一、四四六、八一七円 | 一〇七、一七六、二六三円 | 三六、二六六、三八五円 | 一八、三五四、六三六円 | 一九五、二四四、二九五円 |
| 市外債償還 | 四四、九〇〇 | 一二九、四五三 | 一、七四八、五八七 | 二、一七三、八四七 | — | 四、一九六、九七七 |
| 銀行會社社債 | 一三、一九三、一四三 | 二五、五七二、九八一 | 三、六八五、二三五 | 差引借（八、八五二、九三八） | | 三、五九八、一三三 |
| 借入金返償 | 三、八三七、六六九 | 一九、六六六、四二三 | 三一、五五五、三八四 | 六、三五七、六四五 | 七六五、一五〇 | 六七、一〇三、二六一 |
| 內外債買戻 | 一六、〇五五、九〇七 | 九六、八三五、四六四 | 一四四、一六五、四六八 | 三六、〇四四、九四一 | 一九、一二九、九六六 | 二九二、一四一、五六六 |
| 合計 | | | | | | |

今右內譯種別を揭ぐれば左の如し。

| | | |
|---|---|---|
| (一) 本邦政府外債償還 | | |
| 第一回四分半利付英貨公債 | 六一、六七三、八四九 | 円 |
| 第二回四分半利付英貨公債 | 五四、一六九、四二〇 | |
| 佛貨國庫債券 | 三八、三四一、六三九 | |
| (外ニ同上內國人所有ノ分償還 | 一、一二六、一七〇) | |
| 英貨鐵道債券及同證券 | 三九、〇五二、〇〇〇 | |
| 其　他 | 七、三八七 | |
| 計 | 一九三、一四四、二九五 | |
| (二) 市外債償還 | | |
| 東京市英貨公債 | 三、三六五、四八〇 | |
| 大阪市英貨公債 | 二八、〇〇〇 | |
| 橫濱市英貨公債 | 六八一、一八二 | |
| 名古屋市英貨公債 | 一二二、一二五 | |
| 計 | 四、一九六、七八七 | |
| (三) 銀行會社社債借入金償還 | | |
| 銀行社債 | 一、三八二、二七七 | |
| 銀行借入金 | 一三、八七六、三三七 | |
| 會社借入金 | 一七、三三九、六〇九 | |

## 第二項　對支借款



| | | |
|---|---|---|
| 計 | 三二、五九八、一二三 | 円 |
| (四) 內外債買戻 | | |
| 甲號五分利公債 | 一三、九九二、九〇〇 | |
| 特別五分利公債 | 四、五三三、一〇〇 | |
| 支那五分利鐵道公債(內國發行ノ分) | 二、七一七、九〇〇 | |
| 其他諸公債 | 一、二三一、四〇〇 | |
| 諸株券 | 六、四八七、四〇二 | |
| 小計(內債) | 二八、九六二、七〇二 | |
| 四分利付英貨公債 | 一二、一五六、四八五 | |
| 四分半利付英貨公債 | 二、一〇六、四五五 | |
| 五分利付英貨公債 | 一、六七四、〇六〇 | |
| 佛貨國庫債券 | 七、六二二、〇八六 | |
| 東京市英貨公債 | 四、五九五、三九五 | |
| 南滿鐵道社債 | 四、一五六、八三五 | |
| 其　他 | 九二八、二四三 | |
| 小計(外債) | 三三、二三九、五五九、 | |
| 合　計 | 六二、二〇二、二六一 | |

世界の大勢と東亞將來の地位を顧るときは、日支兩國が相互に密接の關係を持し親善の誼を敦くずるの最緊要なるは、言を俟たずして明かなる所なるが、而も此の日支親善の實現を期するが爲には採るべき方策種々之れあるべしと雖も、就中日支經濟的提携を實行するを以て最も適切なる方策なること亦疑なき所にして、我國の資本を以て彼國の富源を開發し、兩國間の經濟關係の緊密を圖るを得ば、彼我共に利益を享くること言を俟たざるなり。是を以て政府は既に明治三十七年一月大藏省預金部に於て興業債券を引受くることに依り、日本興業銀行をして支那漢冶萍煤鐵廠鑛有限公司に對し三百萬圓の借款締結を實行せしめしが、之れ我國に於ける對支投資の嚆矢にして、爾後政府の保護奬勵の下に漸次支那中央政府·地方政府竝に銀行·會社·個人等に對して投資せらるゝに至りしと雖も、世界大戰勃發に至る迄に在りては、我國の對支投資は極めて微々として振はず、投資總額僅に一億二千百三十餘萬圓(五國借款本邦分擔額を含む)に過ぎずして、遠く列强に及ばざるものを存したり。然るに世界大戰の開始と共に、從來主として資金の供給に當りたる英·佛·獨·日·露等歐洲列强は其の投資を中絶するに至りしを以て、政治上及經濟上に專ら外國借款に倚賴せし支那は、爾後偏に我國に資金の供給を仰がんとするの形勢となれり。殊に政治借款に就ては開戰當時五國財團との間に第二次善後借款の協商を進めたるもの、開戰後該商議の停止に會ひて忽ち政費に窮し、何等かの方法を以て之が資金の供給を熱望したるも、本邦資金は固より自由に支那を救濟し得べき程度に豐富なるものあらざりしのみならず、開戰當時の我財界は突發的戰亂の惡影響を被りて一時は斯くの如き資力を減却するの狀態に在りたるを以て、大正五年下半期に入り漸く我財界の活況を呈するに至る迄は、我國と雖も亦此の對支放資の好機を逸するの外なく、爲に支那の當局は懊惱して自國の中國·交通兩發券

銀行を惡用するの途に出で遂に兩行の兌換停止をも暴露するに至れり。經濟借款も亦概ね同樣の理由に依りて此の期間に成立せるもの甚だ稀なりき。今開戰後成立せる我對支借款に就て見るに大正三年末に至る五箇月間には僅に臺灣銀行の福建巡按使借款八萬七千圓及十八萬四千百五十六元大倉組奉天都督借款五十萬圓、合計八十六萬三千餘圓を貸付けたるのみにして、翌大正四年中には中日實業の裕繁公司借款二十萬元、臺灣銀行の廣東巡按使借款四十萬元及六十萬圓、大倉組の海蘭鐵道社債百萬元、橫濱正金銀行の揚子機器公司借款三十六萬圓、同四郷鐵道借款五百萬圓（翌年四月公募）、合計八百三十六萬圓を成立せしめ、又大正五年上半期に於ては臺灣銀行の福建財政廳借款十五萬元、朝鮮銀行の奉天都督借款百萬圓、其他會社借款百六十萬圓、合計二百八十二萬五千圓（切替共）の締結を見たるも、此の約二箇年間の借款總額は尙ほ僅々一千四十四萬八千圓を算せしに止まりたり。然るに戰爭の進捗と共に我國財界は景氣旺盛を極め、既述の如く國際貸借の上に於て多大の受取勘定超過に因り、巨額の正貨蓄積を來し、爲に爲替資金の疏通を害するに至りしを以て、政府は之に處する方策として極力海外投資を行ひ、以て金融の調節を圖ることと爲し、茲に前述の如く聯合與國に對して財政的援助を行ふと同時に、特に兩國經濟提携の必要痛感せられたる支那に對する投資に努むることとなりたり。斯くの如くにして既に大隈內閣の末期に於ても將に對支投資の活躍を見んとしたるが、大正五年十月寺內內閣成立するや、同內閣は其の財政經濟に關する根本方針の一として特に日支經濟親善主義を揭げ、日支兩國の經濟的提携の促進を圖ると共に、前記の如き我國戰時經濟の調節を圖るが爲には對支投資を以て最有效の方策なりと認め、新に對支放資機關を整備して積極的なる施設を實行したり。

我對支放資機關は開戰當時に於て橫濱正金銀行、日本興業銀行、臺灣銀行、南滿洲鐵道株式會社、大倉組、三井物產株式會社、東亞興業株式會社及旭公司の八を數へ、開戰直後に於て朝鮮銀行及中日實業株式會社の二を加へ、更に我活動期に入ると共に一時的乍ら興亞公司の如きも出現せしが、寺內內閣に至りて、借款運動の敏活を期するが爲に、政治借款に就ては主として橫濱正金銀行をして之に當らしめ、經濟借款に就ては興業銀行、臺灣銀行、朝鮮銀行の三行より成る特殊銀行團を組織して、主として之が衝に當らしむることと爲し、大正七年一月に至りては更に日支合辦の中華滙業銀行を設立して經濟借款の締結に便し、又泰平公司をして軍器借款を分擔せしめたる等、漸次我對支放資機關の改善整備を爲したるのみならず、此等對支投資資金の供給に就ては從來の如く政府より直接融通を爲すの外、或は興業債券の元利の支拂を保證し、或は放資機關と內國銀行團との連絡を圖る等大いに力を效す所ありたり。斯くて活動期に入り大正五年下半期中に成立せしめたるものは、朝鮮銀行の奉天都督借款二百萬圓、中日實業會社の交通部借款三百萬圓、興亞公司の中央借款五百萬圓、大倉組の奉天都督借款切替百五十萬圓、中日實業會社の漢口造紙廠借款二百萬圓、臺灣銀行の廣東借款八十萬圓、其他會社借款三百六十六萬圓、合計千七百九十六萬圓を算したるが、翌大正六年に於ては一層の成績を擧げ、橫濱正金銀行の第二次善後借款第一回前貸一千萬圓、日本興業銀行の日米運河借款本邦引受分五百萬圓、東京銀行團の直隸省水災借款五百萬圓、南滿洲鐵道會社の吉長鐵道改訂借款六百五十萬圓、臺灣銀行の廣東借款四百五十萬圓（切替共）、三井物產會社の直隸借款百萬圓、中日實業會社の山東借款百五十萬圓、特殊銀行團の交通銀行借款二千五百萬圓、東亞興業會社の南韶鐵道借款二百三十萬元、其他六百三十萬五千圓、合計六千八百二十五萬五千圓の借款契約を締結せり。而して大正七年に至りて

は更に一層の活躍を爲し、上半年中に於て横濱正金銀行の第二次善後借款第二回前貸一千萬圓、三井物産會社の印刷局借款二百萬圓、中華滙業銀行の有線電信借款二千萬圓、横濱正金銀行の四鄰鐵道短期借款二百六十萬圓、特殊銀行團の吉會鐵道前貸借款一千萬圓、朝鮮銀行の奉天及直隸借款四百萬圓、東亞興業會社の陝西省借款三百萬圓、泰平公司の兵器借款七百七十二萬圓等合計六千二百三十九萬七千圓の借款を成立せしめ、更に下半年に至りては特殊銀行團の參戰借款二千萬圓・滿蒙四鐵道借款前貸二千萬圓・山東二鐵道（濟順高徐鐵道）借款前貸二千萬圓、中華滙業銀行經由特殊銀行團の黑吉兩省林鑛借款三千萬圓、中日實業會社の交通部電話借款一千萬圓、山東省借款三百五十萬圓等合計一億一千百二十一萬二千餘圓の借款を成立せしめたり。斯くの如くにして戰爭開始以後大正七年末に至る四箇年半の間に於て、合計二億七千二十七萬二千餘圓の借款を成立せしめ、特に大正五年下半期以後二箇年半の間に於ける投資額は二億五千九百八十二萬四千餘圓に達したり。而して此等各種借款の內政府が資金を供給し、又は其の保證を爲す等直接關係せるものを擧ぐれば左の如し。

| 借款名 | 契約年月 | 金額 | 債權者 | 利率 | 期限 | 資金の出所 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 兵器代借款 | 大正六・一二 | 三二、〇八一、五四八圓 | 泰平組合 | 年七・〇分 | 大正九・九月 | 合計五二、〇八一、五四八圓最初大藏省預金部、後臨時國庫證券特別會計 |
| 參戰借款 | 七・七 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 興業・臺灣・朝鮮三銀行 | 七・〇 | 一箇年 | |
| 交通銀行借款 | 七・九 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 同 | 七・五 | 三箇年 | 大藏省預金部 |
| 有線電信借款 | 六・九 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 同（中華滙業經由） | 七・〇 | 五箇年 | |
| 吉會鐵道借款前貸 | 七・四 | 一〇、〇〇〇、〇〇〇 | 興業・臺灣・朝鮮三銀行 | 七・五 | 六箇月每に切替 | |
| 黑吉兩省林鑛借款 | 七・六 | 三〇、〇〇〇、〇〇〇 | 同（中華滙業經由） | 七・三五 | 十箇年 | 合計一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓 |
| 滿蒙四鐵道借款前貸 | 七・九 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 興業・臺灣・朝鮮三銀行 | 八・〇 | 六箇月每に切替 | 內九五、〇〇〇、〇〇〇圓は政府保證興業債券募集金五、〇〇〇、〇〇〇圓は大藏省預金部 |
| 山東二鐵道借款前貸 | 七・九 | 二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 同 | 八・〇 | 同 | |
| 合計 | | 一七二、〇八一、五四八 | | | | |

# 第三節　世界大戰後の積極經營

## 第一款　序說

大正七年九月寺內內閣の後を承けて原內閣成立せしが、尋いで同年十一月休戰條約の成立に依り世界大戰は其の開始後四箇年半にして事實上終熄を告げたり。而して此の間に於ける我國經濟の繁榮各種產業の發展は實に眼覺しきものありしが、斯かる經濟界の繁榮は戰爭終了後も尙ほ其の餘響を受けて毫も沈衰の色なく、却て盛況を示したり。財界繁盛の影響を受けて國庫の收入狀況亦好況を呈し、租稅其他諸收入の自然增收は巨額に上り、年々巨額の歲計剩餘を生ずるに至れり。斯かる情勢の中に原內閣成立するや、同內閣は國防の充實・交通通信機關の整備・教育の振興・產業の奬勵を以て其の四大政綱と爲し、之に基き積極的の政策を遂行せんとしたり。然れども當時既に大正八年度豫算の編成に就ては其の內容略ぼ決定し、諸般の方面に涉り調査立案するの遑を存せざりしを以て、永久的の施設特に多大の經費を要すべき施設に就ては姑く其の計畫を差控へ、大正八年度豫算に於ては國運の發展上急施を要するもののみに就き、取敢へず財源の許す範圍內に於て相當の計畫を立つるに止めたり。尋いで翌大正九年度豫算の編成に當りて同內閣は始めて其の抱懷せる前記四大政

綱を全般的に實現せんことを期し、之に基き各種の計畫を立てて之を同年度豫算に計上せしも、議會解散の爲め豫算は不成立となりしを以て、更に同年度追加豫算に於て略同樣の計畫を立て、其の議會通過に依りて漸く之を實現することを得たり。而して同內閣が前記政綱に基き施設經營せし所は頗る多岐に亙り、從て其の實施に就ては巨額の經費を必要とせしは勿論なるが、此等經費支辨の爲に政府の採用せし方策は卽ち增稅の實行、公債の發行、減債基金繰入の停止の三者にして、卽ち國防充實費の財源に就ては增稅收入及減債基金繰入停止に因る餘裕金を以て之に充て、其他各種事業費の財源に就ては主として之を公債に仰ぐことと爲したり。以下戰後に於ける此等積極的施設に就て之を概說すべし。

## 第二款　積極的諸施設の實行

**第一**　軍備の充實

軍備の充實は原內閣の施設經營中其の最も重要なるものにして、大戰後に於ける列强軍備の情勢に鑑み、陸海軍共に從來の計畫に對し更に之が充實整備を圖らんとするものなり。卽ち之に關しては既に大正八年度に於て、同年度以降三箇年間の繼續費として總額千百八十六萬九千餘圓を以て陸軍各部隊の編成改正を計畫し、以て陸軍機能の充備に資すると共に、同年度以降五箇年間の繼續費として總額千八百三十九萬九千餘圓を、既定の海軍水陸設備費に追加し、以て造艦能力其他の完成を期する所ありしが、翌大正九年度に至りて陸海軍備充實に關する大規模の計畫を樹立したり。卽ち陸軍に在りては前年度に於て計畫せられたる部隊改編費の既定額千百八十六萬九千餘圓に對し、大正九年度以降同十九年度に至る繼續費として總額四千六百四十六萬九千餘圓を追加し、又特科隊の增設及兵器の充實改良等の爲め國防整備費として、總額三億七十九萬九千餘圓を大正九年度以降同二十二年度に亙る繼續費として支出し、更に又要塞整理費として總額一億三千五百五十四萬八千餘圓を、大正九年度以降同二十年度に亙る繼續費として支出することとしたり。次に又海軍に在りては既定の海軍軍備補充費十億四百八十四萬千餘圓に對し、更に總額七億六千百十一萬二千餘圓を追加し、大正九年度以降同十六年度に至る八箇年度間に戰艦及巡洋戰艦各四隻、巡洋艦十二隻、驅逐艦三十二隻、其他の補助艦艇を建造し、以て多年の懸案たりし八八艦隊の實現を期すると共に、更に既定の水陸設備費九千六十八萬二千餘圓に對し、大正九年度以降同十六年度に亙る繼續費として新に一億二千三百四十五萬六千餘圓を追加し、又既定の航空隊設備六百九十八萬八千餘圓に對し、大正九年度乃至十二年度の繼續費として二千十九萬三千餘圓を追加し、其他無線電信新設備費の追加五百三十四萬九千餘圓、火藥廠臨時設備費四百三十四萬餘圓等を計上したり。斯くて此等の諸施設を包含する戰後國防計畫は、陸軍に在りては大正二十二年度、海軍に在りては同十六年度に於て夫々完成せらるる豫定にして、之に要する經常費及臨時費の合計額を年度別に揭ぐれば左の如し。

| 區分 | 大正九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 同十二年度 | 同十三年度 | 同十四年度 | 同十五年度 | 同十六年度 | 自大正十七年度至同二十二年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 國防充實費 | 九九、九九九、一四五 円 | 一五九、九九九、六二一 円 | 一五六、九九九、四四五 円 | 一六五、八八四、〇八五 円 | 一六五、三九六、一四八 円 | 一六五、九九八、六九八 円 | 一六六、〇七三、六三〇 円 | 一六五、三五五、八六〇 円 | 五六〇、六七一、八九四 円 |
| 陸軍 | 三三、三一〇、一四五 | 三六、五〇九、六二一 | 三六、五七九、四四五 | 三六、六四四、六四八 | 三六、七二七、六三〇 | 三六、八〇五、八三三 | 三六、八四四、六三六 | 三六、九七四、八九八 | 五六〇、六七一、八九四 |
| 海軍 | 六六、六九九、〇〇〇 | 一三三、四九〇、〇〇〇 | 一三〇、四一〇、〇〇〇 | 一二九、二四九、四三七 | 一二七、一九三、八一九 | 一二七、一九三、八一九 | 一二七、二三九、〇一四 | 一二七、四一〇、九二 | — |

右の如く新規國防費は大正九年度に於て九千九百餘萬圓、同十年度以降は每年約一億六千萬圓に

上る計算なるが、斯かる恆久的國防計畫の實行に要する財源としては、政府は後述の如く大正九年度に於て新に所得稅及酒稅の增徵を行ひ、更に尙ほ不足する所は國債償還基金三千萬圓の繰入を停止し以て之が財源に充當することとせり。

以上の如くにして我國の國防計畫は大正九年度に至りて其の最大の規模に到達し、其の結果として大正九年度決算に於ける軍事費（陸海軍兩省所管歲出合計）の總額は、陸軍省所管二億四千六百五十五萬餘圓、海軍省所管四億八千百七十五萬餘圓に達して、歲出總額の四割八分を占め、更に翌大正十年度決算に於ては陸軍省所管二億四千六百九十七萬餘圓、海軍省所管四億八千三百五十八萬餘圓、合計七億三千五十六萬餘圓に達して、歲出總額の四割九分を占むるに至れり。

**第二**　交通通信機關の整備

交通通信機關は產業の發達、國運の進展に重大なる關係あるは固より言を俟たざる所にして、政府は戰時に於ける我國產業の急激なる發達に對應して之が整備擴張を圖るは戰後に於ける喫緊の要務なるを認め、既に大正八年度豫算に於て道路改良費の補助、電信線路の增設、電信電話裝置の改良等に關し施設を爲し、又電話交換擴張費に就ては特に經費千百十萬圓を增額して其の年割額を繰上げ以て功程の進捗を講ずる所ありしが、翌大正九年度に至り更に鐵道·道路·電信及電話等の擴張改良に就き重要なる施設を行ひたり。卽ち先づ鐵道の建設及改良に就ては其の既定繼續費總額十二億六千九百七十八萬餘圓の中、大正九年度以降の支出豫定額六億千八百七十三萬二千餘圓に對して新に八億五十五萬九千餘圓を追加し、合計十四億千九百二十九萬八千餘圓を大正九年度以降十箇年間に支出し、之に依り鐵道の普及·輸送力の增大、其他設備の改良を圖り、且物價騰貴に因る既定工事費の不足を補塡することとせり。卽ち右追加額を當初既定額に合算するときは、鐵道建設改良費の總額は二十億七千三十四萬千餘圓となるものなり。次に道路の改良に關しては政府は大正九年度以降繼續三十年間に亙り總額二億八千二百八十萬圓の經費を以て、政府に於て國道の改良を行ふと同時に國道·府縣道及市街重要街路の改良費補助金を交付するの計畫を定め、同年度豫算に於て道路改修及助成費二百五十萬圓を計上したり。但し本計畫は別に繼續費の形式に依らず、每年度必要經費豫算を計上するものと爲したり。次に又電話交換擴張事業に就ては、既述の如く大正五年度乃至十三年度に亙る繼續事業として總額一億千百五十萬圓を以て、計畫實施中なりしが、既定計畫を以てしては激增せる需要に應ずる能はざりしと、物價騰貴の爲め經費に不足を生ぜしを以て、更に計畫を改め繼續年限を延長し、大正九年度以降八箇年間に亙り總額二億二千五百五十萬圓を追加して、大正九年度以降の支出總額を二億九千百九十萬圓に改定し、之に依り加入者約四十三萬餘口、市外線約四萬五千里を增加せしむることと爲したり。卽ち繼續費の改定總額は三億三千七百萬圓なりとす。更に又電信事業に在りては、戰時及戰後に於ける電信利用の激增に應じて機械·線條等の設備を擴張するの必要を生じ、新に總經費七千三百八十萬圓を以て大正九年度以降七箇年間に亙る繼續事業として電信設備の擴張及改良を行ひ、以て電信取扱局千百六十五、無線電信局十七を增置し、電信線條一萬六百里を架設し、其他新式機械の採用電柱の建換·地下線の變更·海底線路の整理等を實行することと爲したり。今以上各種交通通信機關擴張に關する大正九年度以降の改定繼續費の年割額を示せば左の如し。

| 費目 | 大正九年度 | 同十年度 | 同十一年度 | 同十二年度 | 同十三年度 | 同十四年度 | 同十五年度 | 同十六年度 | 同十七年度 | 同十八年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 鐵道建設及改良費 | 一四〇、〇〇〇千円 | 一四七、〇〇〇千円 | 一五〇、〇〇〇千円 | 一五二、〇〇〇千円 | 一五六、〇〇〇千円 | 一九九、〇〇〇千円 | 二一七、〇〇〇千円 | 一四〇、一四二千円 | 一一〇、一五六千円 | 七一、八九九千円 | 四八四、二九八千円 |
| 建設費 | 五九、〇〇〇 | 四〇、一五〇 | 四七、〇四四 | 五二、二五五 | 五七、三一〇 | 六二、六五〇 | 六七、四六七 | 七四、〇〇二 | 六〇、二四〇 | 三六、八五〇 | 五六六、二五九 |
| 改良費 | 二一、〇〇〇 | 一〇六、八五〇 | 一〇二、九二五 | 一〇一、七二四 | 九八、四九〇 | 九三、八〇〇 | 九四、三四〇 | 六六、二四〇 | 四九、九一六 | 三五、〇三九 | 八六三、〇三九 |
| 電話交換擴張費 | 四〇、一〇〇 | 三四、四〇〇 | 三一、八〇〇 | 三三、七〇〇 | 三三、八〇〇 | 三七、一〇〇 | 三七、四〇〇 | 四四、三〇〇 | — | — | 二九一、九〇〇 |
| 電信擴張及改良費 | 八、〇〇〇 | 九、八〇〇 | 八、六〇〇 | 九、三〇〇 | 九、一〇〇 | 一三、四〇〇 | 一六、四〇〇 | — | — | — | 七三、八〇〇 |



而して以上交通通信機關の擴張改良に要する經費の財源は總て之を公債に仰ぐ計畫にして、政府は之が爲め後述の如く大正九年八月新に道路公債法及電信事業公債法を制定し、且電話事業公債法を改正して其の起債制限額の擴張を行ひたり。

**第三　教育の振興**

教育の振興に關する施設に就ては政府は既述の如く既に大正七年度に於て高等專門學校十四校の增設を行ふ所ありしが、原內閣に於ては尙ほ之を以て足れりとせず、大正八年度に於て引續き擴張計畫を定め、高等學校及各種專門學校二十五校を創設すると共に、既設大學及諸學校の擴張を行ふことと爲したり。而して右計畫は大正八年度以降十三年度に亙る六箇年繼續事業とし、其の豫定經費合計四千四百五十三萬餘圓に達せしが、政府は之が財源を御下賜金（二千萬圓）に仰ぐと共に、其の不足額は公債に依り支辨することと爲し、大正八年三月之に關する法律を制定したり。尋いで翌九年度に於ては新に中學諸學校及實業補習學校の校長及教員年功加俸支給の制度を設け、實業補習教育補助奬勵費を計上する等、中等教育振興に關する施設を行ふと共に、私立大學に對する補助を與ふることと爲し、更に十年度に於ては社會教育の施設、實行教育の指導竝充實等に關して施設したり。

**第四　產業の奬勵**

產業の奬勵に就ては大正八年度に於ては或は主要食糧たる農產物の改良增殖を圖り、或は緬羊飼育及林業等に就て奬勵費を計上し、或は國有林野經營費を增額する等の施設を行ひしが、翌九年度に於ては開墾奬勵費の擴張、窒素研究事業の擴張を行ひ、又公有林野の經營に就て新に官行造林を行ふの計畫を立て、更に十年度に於ては商務官竝に貿易情報機關の新設、水產業に關する指導奬勵及農事試驗事業の擴張等を計畫實施したり。

## 第三款　租稅の增徵

前述の如く政府は大正九年度に於て陸海軍備の充實計畫を立てしが、右計畫實行の爲め新に之に對する確定的の財源を得るの必要を生ずるに至りしを以て、新に所得稅及酒稅に於て增收の計畫を立て、之を以て右新規國防充實費の大部分を支辨することと爲し、之に關する法律案を大正九年度豫算案と共に大正九年一月第四十二回帝國議會に提出したり。今其の提案の大綱を述ぶれば、先づ所得稅に就ては、第一に第一種法人所得に對しては從來の源泉課稅主義を廢して綜合課稅の主義に依ることとし、卽ち個人が法人より受くる配當金に就ては他の所得と共に之を個人に綜合して第三種所得稅を課することと爲すと共に、法人に對しては新に其の社內保留金竝に其の運用資本に對する超過所得に課稅することと爲し、第二に勤勞所得に對する控除金の制度を改正し、從來一樣に收入金額の一割を控除する規定を改めて、總所得六千圓以下の所得者に對しては二割、六千圓以上一萬二千圓迄は一割、其以上は全然控除せざることと爲し、第三に三千圓以下の所得者に對しては幼者・老者・不

具癈疾者の數に應じて一定金額を所得金額より控除するの規定を設け、第四に課稅最低限を引上げて從來の五百圓を六百圓と爲し、第五に第三種所得稅の稅率に就ては從來の最低百分の三、最高百分の三十二の稅率を改めて、最低百分の一、最高百分の五十と爲し、第六に銀行定期預金利子に對し新に第二種所得稅を課することと爲し、第七に山林所得に就ては他の所得と區別して稅率を適用することと爲したり。次に酒稅に就ては、酒造稅の稅率を大體一石に付十圓引上げて、從來の二十三圓を三十三圓と爲すと共に、其他の酒類も之に準じて稅率を引上ぐることと爲し、卽ち麥酒稅は一石十二圓を十八圓に、酒精及酒精含有飮料稅は酒精分一度毎に稅率一圓を一圓五十錢に改め、且最低課稅額一石二十四圓を三十五圓に改めたり。右改正案に對し衆議院は、所得稅に就ては個人の受くる法人よりの配當所得に二割の控除を認め、且第三種所得稅率に若干の修正を行ふと共に最高百分の五十を百分の四十に改め、又酒稅に就ては濁酒の酒造稅率三十三圓を三十圓と改むる等の修正を加へ可決したるも、貴族院に於て審議中衆議院の解散を命ぜられし爲め遂に不成立に終りたり。依て政府は同年七月第四十三回特別議會に對し、前回提出案に對し衆議院の修正を加へしものを原案として提出せしが、當時戰後に於ける財界反動の影響甚しく、前回提案の際に比し經濟界の狀況一變せる際なりしを以て、衆議院に於ては所得稅に對し更に修正を加へ、第三種所得の計算上法人の配當金に對する控除額を更に增大して原案の二割を三割に改むると共に、第三種所得稅率を一般に輕減するの目的を以て、原案の最低百分の一乃至最高百分の四十を最低百分の〇·五乃至最高百分の三十六に改めしたり。然るに貴族院に於ては尙ほ右修正を以て不充分なりとし、再び之に修正を加へて、法人の留保所得に對する稅率を三割方輕減し、個人の配當所得の控除割合を四割に增加し、第三種所得の免稅點六百圓を八百圓に引上げ、法人の超過所得に對する免稅率を高めて年八分以下を一割以下に改めしが、此の中特に所得稅の改正は單に稅額の增收に關する改正に止まらずして、從來の所得稅の制度を根本的に改革して、稅法の精神に重大なる變化を齎せしものなり。卽ち綜合課稅主義に依り課稅を個人の負擔力に適應せしめんことを圖ると共に、從來の稅法に存したる負擔の不均衡と反社會政策的傾向とを除去して、社會政策的色彩を加味する等、能く大戰後に於ける經濟事情の變遷及社會思潮の變化に適應せしむべき適宜の改善を施し、以て本稅をして名實共に我國租稅體系の中樞たらしむるに至らしめしものにして、我國租稅制度史上其の意義極めて大なるものありと謂はざるべからず。

## 第四款　國債償還の停止及國債の發行

政府は國防充實計畫の財源に充當する爲め右の如く租稅增徵を行ふことと爲せしが、右租稅の增

收額を以てしては尙ほ國防充實費を支辨するに足らざるを以て、其の不足額に對しては當分の中國債償還を停止して之に充當することと爲したり。既に述べたる所の如く政府は日露戰後に於て國債整理基金を設け、一般會計より毎年度相當額を右基金に繰入れ、以て國債元金の償還に充當し來りしものにして、原内閣成立後も大正八年度に於ては前内閣の方針を蹈襲して、三千萬圓の繰入を行ひしが、翌九年度に至り右の如く國防充實計畫の樹立に伴ひ右の繰入金を停止することと爲せしものなり。斯くて政府は之に關する法律案を大正九年一月第四十二回帝國議會に提出せしも、議會解散の爲め不成立に終り、更に同年七月第四十三回議會に提出して其の協贊を經、同年八月法律第四十號を以て公布せられたり。斯くて右法律に基き政府は國防充實に關する經費支辨の爲め、大正九年度乃至十二年度の四箇年度を限り、國債整理基金に對する元金償還資金の繰入を爲さざることを得ることとなれり。但し實際に於ては右資金の繰入を行はざりしは、大正九・十・十一の三箇年度に止まり大正十二年度以降再び繰入を開始せしことは後に述ぶる所の如し。

次に又政府は戰後の積極經營として既述の如く鐵道・道路・電信・電話・教育等諸事業の擴張を實施する所あり、此の外朝鮮・臺灣・樺太の各外地に於ても、或は鐵道の敷設及改良・港灣の修築・煙草專賣實施等其他種々の事業を計畫實施せしが、此等内地及外地に於ける各種事業計畫の財源に就ては、政府は總て之を公債に仰ぐことと爲し、此等の内鐵道事業に就ては既に帝國鐵道特別會計法に依り建設改良費豫算總額以内に於て自由に起債を許さるるを以て、之に依り公債の發行を行ひ、又電話事業竝に朝鮮及臺灣事業に就ては既存の起債根據法たる電話事業公債法・朝鮮事業公債法・臺灣事業公債法に改正を加へて、夫々其の起債制限額の擴張を行ひ、更に又教育・道路・電信の各事業竝に樺太に於ける事業に就ては新に起債根據法を制定することと爲し、大正七年三月法律第二十一號樺太事業公債法・大正八年三月法律第三十一號高等諸學校創設及擴張費支辨に關する法律同九年八月法律第四十二號電信事業公債法・同法律第五十九號道路公債法の各法律を制定公布したり。而して此等各種公債は其の中朝鮮・臺灣・樺太各事業公債の一部が、夫々五分利公債を以て發行せられたる外は、總て五分利國庫債券を以て發行せられしものにして、今其の大正八年度乃至十年度の三箇年間の發行高を擧ぐれば電話公債九千七百六十萬圓（八・九・十年度）、電信公債千七百八十萬圓（九・十年度）、道路公債六百八十萬圓（九・十年度）、鐵道公債七百三十八萬四千四十圓（九・十年度）、鐵道公債二億三千八百三十六萬七千三百九十五圓（八・九・十年度）、朝鮮事業公債七千二百六十八萬四千四百七十六圓（八・九・十年度）、臺灣事業公債三千二百八十七萬九千三百圓（八・九・十年度）、樺太事業公債六百四萬二千圓（八・九・十年度）に上れり。尙ほ此等各公債の内、電話・電信・道路・教育の各公債は一般會計の負擔に屬し、鐵道・朝鮮・臺灣・樺太各事業公債は夫々の特別會計の負擔に於て發行せられしものとす。

以上各種事業公債の外に大正八年乃至十年度に於て發行せられたる國債に臨時軍事費公債・軌道補償公債・祿高整理公債竝に米穀證券あり。臨時軍事費公債は大正三年臨時事件費支辨の爲に發行せられしものにして、既述の如く大正八年三月乃至十二年三月の間に於て、前後十一回に亙り何れも五分利國庫證券を以て合計四億六千三百三十九萬三千餘圓發行せられたり。軌道補償公債は國有鐵道敷設の結果其の經營を廢止せし軌道に對し補償の爲め交付したる公債にして、大正十年七月乃至十五年三月の間に於て前後五回に亙り合計二百八十萬八千六百圓の五分利公債（發行の年より五年據置、翌年より五十年以内償還）を發行したり。又祿高整理公債は大正八年法律第三十四號及同第三十五號

公布の結果、家祿賞典祿處分の出願の期を逸したる者竝に沒祿者特別給與金處分に對し不服の者に對し、其の請願又は訴訟の結果に依り五分利公債を交付せしものにして、其の大正九年以後大正末年迄に發行せし額は八十六萬餘圓に上れり。最後に米穀證券とは政府の米穀政策に伴ひ、創設せられし特殊の國債にして、卽ち大正十年四月米穀法を公布し、米穀需給調節特別會計を設けて、米量及米價の調節を圖ることと爲せし結果、政府が米穀の買入代價に代へて發行交付する短期證券なり。其の大正十年度乃至十五年度の發行額は合計一億八百三十萬五千餘圓に達したり。

以上述べたる如くにして戰後に於ける公債發行額は主として事業公債の發行に因り年々增加し償還方針の變更と相俟て年度末現在額は逐年增加の趨勢を示したり。今戰後三箇年度に於ける公債（米穀證券、大藏省證券、臨時國庫證券を除く）の新規發行額を見るに、其の一般會計特別會計合計額は大正八年度二億一千百八十八萬餘圓（外に交付公債二百十萬餘圓）、九年度三億五百二十二萬餘圓（外に交付公債二千七百四十四萬餘圓）、十年度三億五千萬餘圓（外に交付公債六千九十八萬餘圓）にして、其の年度末現在高は大正八年度三十二億七千七百八十七萬餘圓、九年度三十七億七千七百二十六萬餘圓、十年度四十億七千七百十一萬餘圓に達したり。

## 第五款　歲計の膨脹

既述の如く原內閣は其の成立以來國防充實を始めとして、其の政策實行の爲め各方面に於て積極的の施設經營を行ふ所ありしが、此の結果として戰後殊に大正九年度以降に於て經費の急激なる膨脹を來し、其の財源に充つる爲め租稅の增徵、公債の發行等を行ふことと爲せし爲め歲入に於ても急激なる增加を示し、玆に歲計の膨脹は避くべからざる情勢となるに至れり。今試に大正九年度の改定に係る一般會計所屬繼續費年割額を見るに、既定の九年度以降支出額合計八億四千四十萬餘圓に對し、追加額及新規計上額合計十八億千六百二十七萬餘圓に達したり。更に又之を特別會計（各外地、帝國大學、帝國鐵道）に就て見るに、既定の九年度以降支出額合計七億四千八百五十七萬餘圓に對し、追加及新規計上額合計八億四千八百三十六萬餘圓にして、其の增加額は既定額の十一割餘に達したり。而して前述の如く政府の積極的施設の多くは繼續費を以て經營せらるるものにして、此等各種積極的施設の經營が歲計の膨脹を齎せし最大原因たることは之を以ても明かなるべし。今大正九年度改定の一般及特別會計所屬繼續費の數額を示せば左の如し。

| 區別 | 一般會計 | 特別會計 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 既定額 | 八四〇、四〇七、三八〇 円 | 七四八、五七四、二六八 円 | 一、五八八、九八一、六四八 円 |
| 追加額 | 一、二四九、八九一、九八四 | 八三二、二〇三、一五九 | 二、〇八二、〇九五、一四三 |
| 廢止及減額（△） | △ | △ | △ |
| 新規計上額 | 五六六、三八八、〇〇五 | 一二、八六八、九二六 | 一二、八六八、九二六 |
| 改定總額 | 二、六五六、六八七、三六九 | 二九、〇三一、三九九 | 五九五、四一九、四〇四 |
| | | 一、五九六、九三九、九〇〇 | 四、二五三、六二七、二六九 |

前記の如き積極的諸施設の外、尙ほ戰後に於ける歲計膨脹の勢を助長せしものに物價騰貴あり。我國の物價は戰時中より急速に昂騰し、大正九年三月に至りて其の極點に達せしものなるが、此の物價騰貴が人件費、物件費を通じて歲計膨脹の重大素因を爲せしことは極めて顯著なる事實なり。卽ち政府は右の物價騰貴に對し屢、追加豫算を要求し、或は責任支出を行ふことに依り其の對應策を講

ぜしものにして、大正七年度以降に於ては特に大藏省所管歳出臨時部中に大正三年臨時事件豫備費の款を設置し、專ら各省の物價騰貴に因る經費不足の補足竝に官吏以下の臨時手當の支給を行ひしが、右の豫備費は大正九年度に至り廢止せられ、同年度以降は此等の諸經費は經常部の普通經費に編入せらるるに至れり。今試に物價騰貴の絶頂に達せし大正八年度及九年度一般會計豫算（不成立）に就き、物價騰貴の爲に特に增加したる費額の內譯を示せば左の如し。

| 區分 | 九年度豫算額 | 八年度豫算額 | 比較增減（△） |
|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 共通的經費 | 一一七、九六〇 | 九九、九二二 | 一八、〇三七 |
| 官吏以下增俸增給 | 八〇、九八五 | 六二、二六九 | 一八、七一五 |
| 在勤俸其他給與增額 | 二、一三〇 | 一、八九六 | 二三四 |
| 旅費の增額 | 四、九五四 | 五、六八二 | △七二七 |
| 物價騰貴に因る臨費其他の增加 | 二九、八九九 | 三〇、〇七四 | △一八四 |
| 共通費以外に於ける增加 | 四六、一四〇 | 三八、六〇七 | 七、四三三 |
| 陸軍省 | 一七、八〇二 | 一四、七九六 | 三、〇〇五 |
| 精米精麥及馬糧料 | 一三、八四四 | 一一、二〇〇 | 二、六四四 |
| 賄料 | 一、七三九 | 一、一八五 | 五五四 |
| 船舶借上料 | 九二九 | 一、五〇〇 | △五七〇 |
| 青島に於ける銀相場騰貴に因る增加 | | 七七七 | △三二〇 |
| 看守宿料其他 | 一、一〇九 | 一四〇 | 五七 |
| 海軍省 | 一九八 | | |
| 造船造兵及修理費 | 二六、九〇八 | 二二、八一〇 | 四、〇九八 |
| 經費 | 一三、二二七 | 一二、九一四 | 三一三 |
| 督 | 七、一六七 | 七、一〇八 | 五八 |
| 糧食購買費 | 六、二三七 | 二、七八七 | 三、四四九 |
| 演習費其他 | 二七六 | — | 二七六 |
| 司法省 | 一、三二九 | 一、〇〇〇 | 三二九 |
| 在監人食糧費 | 一、一五七 | 一、〇〇〇 | 一五七 |
| 看守宿料 | 一七一 | — | 一七一 |
| 繼續費の增加 | 一一八、七六八 | 八三、三五〇 | 三五、四一七 |
| 計 | 二八二、七六九 | 二二一、八八〇 | 六〇、八八八 |
| 合 | | | |

（備考）本表は大正九年度豫算を基準として作製したるものなるを以て、之と比較對照せる前年度額は、必ずしも前年度豫備費內譯に於ける分類と一致せざるものあり。

卽ち右の增額を兩年度一般會計歳出豫算額に對比すれば、八年度は歳出總額十億六千四百十九萬餘圓に對し二割一分弱に當り、九年度は不成立豫算歳出額十二億七千六百五十七萬餘圓に對し二割二分強に當れり。以て戰時及戰後に於ける物價騰貴の歳計膨脹に對する關係を推知し得べし。

以上の如くにして世界大戰後に於ける歳計は、積極的諸施設の擴張と物價騰貴とを主要原因として急激なる膨脹を遂げしものにして、今之を歳出決算額に就て見るに、戰前大正二年度に於て五億七千三百六十三萬餘圓なりしもの、大戰末年たる七年度には十億千七百三萬餘圓に激增せしが、翌八年度に於ては更に增加して十一億七千二百三十二萬餘圓となり、九年度には十三億五千九百九十七萬餘圓、十年度に至りては十四億八千九百八十五萬餘圓に上り、實に震災勃發以前に於ける歳出膨脹の極點に達したり。

## 第四節　會計制度の改正

### 第一款　會計法の改正

我國の會計法は既述の如く明治二十二年に於て制定せられ、爾後一二些末の點に就て改正を行はれしことあるも、大體に於て舊態を維持して引續き三十有餘年間行はれ來りしものなるが、此の間に於ける時世の變遷は頗る大なるものありて、會計法の運用上種々不便不利の點を生じ、之が改正を必要とする點少なからざるものあるに至れり。玆を以て會計法改正の必要は既に其の制定後數年にして唱へられ、帝國議會に於ても會計法改正に關する法律案竝に建議案の議題に供せられしこと一再に止まらず、爾來引續き會計法の改正は財政經濟上の重大問題となれり。政府に於ても夙に之が必要を認めて之が調査研究を怠らざりしが、會計法改正の必要は年と共に加はり、之が機運も漸く熟するに及びて、大正六七年以來鋭意調査の歩を進めし結果、遂に會計法改正に關する成案を得て、之を大正九年二月第四十二回帝國議會に提出したり。然るに右法案の審議中衆議院解散せられしを爲めるに成立を見るに至らざりしを以て、翌大正十年三月第四十四回帝國議會に對して再び同一案を提出して其の協賛を經、改正會計法は大正十年四月法律第四十二號を以て公布せられたり。斯くて政府は本法の公布後著々其の施行に要する諸般の準備を進めし結果、翌大正十一年四月一日より之を施行することと爲し、玆に多年の宿題たりし會計法の根本的改正は始めて其の實現を見るを得たり。蓋し本改正は會計制度に於ける一大革新にして、實に我が財政の實際上に一新生面を開きしものな





りと謂ふべし。今其の改正の要點を掲ぐれば左の如し。

（一）　金庫制度を廢止して預金制度を採用せしこと。

從來國庫金の取扱に就ては金庫制度を採用し、日本銀行總裁をして金庫出納役たらしめて、國庫金の保管出納を總て日本銀行をして掌らしむるものとせしが、本制度に依るときは國庫金は總て金庫内に固定し、一般金融界と絶緣せられたる狀態に在るものなるも、金融界の進歩したる今日に於て永く斯かる制度を固執するは當を得たるものにあらずと爲し、新會計法に於ては斷然預金制度を採用せり。卽ち新制度に依るときは國庫金は總て日本銀行の政府預金となり、日本銀行は民間預金と共に之を一般金融の爲に運用することを得るものにして、政府預金中大藏大臣が支拂準備として特に定めし金額は之を無利子と爲すも、之を超過する額に對しては相當の利子を付せしむることとせり。而して此の政府預金の引出には從來の如く支拂命令に依ることとなく、總て小切手を用ふるものと爲したり。

（二）　第二豫備金支出事後承諾案の提出期を繰上げしこと。

從來は第一豫備金及第二豫備金共に年度經過後の帝國議會の常會に提出し、其の事後承諾を求むるものとせられしが、新法に於ては第二豫備金支出事後承諾案は支出後最近の常會に提出することとせり。之れ第二豫備金は豫算に認められざる新規の經費に充當するものなるを以て能ふ限り急速に承諾を求むる必要あるを以てなり。

（三）　決算の提出期を繰上げしこと。

從來は總決算を帝國議會に提出する時期に關して明文なく、事實上翌々年にあらざれば提出せ

られざりしも、改正法に於ては翌年開會の常會に提出せしめ、以て議會をして財政監督の機能を充分發揮せしむることとせり。

(四) 隨意契約の範圍を擴張せしこと。

從來は千圓以下のものを除き、政府の工事又は物件の賣買貸借に就ては總て競爭契約に依らしめしが、新法に於ては指名競爭契約又は隨意契約に依り得る場合を著しく擴張したり。

(五) 時效に關する劃一主義を廢止せしこと。

從來は金錢の給付を目的とする政府の債權債務は原則として五年の消滅時效を適用せしが、新法に於ては民法、商法等に特別の規定を存する場合には總て之に依ることとし、他に特別の規定なきものに限り五年の時效を適用することとしたり。

(六) 翌年度に亙る契約に關する規定を新設せしこと。

新法に於ては災害事變其他避くべからざる事由ある場合には、翌年度に亙る契約を締結することを得るの規定を設けたり。但し其の金額は豫算の定むる範圍內に限り、且契約締結の際には大藏大臣の承認を得るを要するものとせり。

(七) 出納官吏の責任を緩和せしこと。

新法に於ては出納官吏は善良なる管理者の注意を怠らざりし事を證明すれば、賠償の責を免ることとし、且從來の身元保證金の制度を廢止したり。

右會計法の改正に伴ひ大正十一年一月勅令第一號を以て會計規則も亦其の全文を改正せられ、會計法と同時に施行せられ、茲に會計法の附屬法規も其の整理統一を見たり。

## 第二款　國有財產法の制定

明治二十二年二月會計法の制定あり。尋いで會計規則及物品會計規則の制定を見るに及び、金錢及物品に關する會計法規は漸く整備の域に達せしを以て、續いて國有財產の管理に關する制度を確立するの必要あり、卽ち翌二十三年十一月勅令第二百七十五號を以て新に官有財產管理規則を制定、翌二十四年四月一日より之を實施し、更に右規則の制定と前後して官有地特別處分規則及官有地取扱規則等の特別法規を制定したり。斯くて各種國有財產に關する統一的管理法規は一應の整備を見るに至りしが、此等の規定には何れも種々不備の點を存せしのみならず、殊に國有財產の管理に關する根本法規たる官有財產管理規則が勅令を以て定められしことは、金錢會計に關する法規たる會計法が法律を以て制定せられしに對し甚しく權衡を失するものなるが故に、之が規定を法律を以て設くべしとの論は旣に右規則制定當時より之を存したり。政府に於ても夙に國有財產管理に關する法規改定の必要を認めて、絕えず之に關する調査を怠らざりしも、機容易に熟せずして之が實現を見るに至らざりしが、遂に大正九年二月第四十二回帝國議會に至り會計法改正案と共に國有財產法案を提出したり。右は議會に於て審議中衆議院解散せられし爲め成立を見るに至らざりしを以て政府は翌大正十年三月第四十四回議會に再び同一案を提出せしに、同法案は些少の修正を經て議會を通過し、同年四月法律第四十三號を以て公布せられ、翌十一年四月一日より施行せられたり。而して右に伴ひ同年一月勅令第十五號を以て國有財產法施行令を公布し、本法の施行に關する細目を規定したり。斯くて明治二十三年官有財產管理規則制定以來數十年に亙る多年の懸案は始めて解決

せられ、國有財產管理制度に關する根本的改革は玆に漸く之が實現を見るに至れり。今改正國有財產管理制度の大綱を揭ぐれば左の如し。

（一）法令の形式を法律に依りたること。

國有財產の管理に關する從來の諸法規は、多くは勅令を以て制定せられ、毫も帝國議會と相交涉する所なかりしが、國有財產の管理は國家財政上の重要事項にして、歲計豫算と密接なる關係を有するを以て、帝國議會の財政監督をして周到ならしめんが爲には、議會をして財產の管理制度の制定及改正に關與するの機會を有せしむるを必要とするのみならず、之が管理に關しては一般私法の原則に對して例外を設くるを便宜とするものあり。依て新制度に於ては特に法律の形式を以て管理法規を制定したり。

（二）國有財產の範圍を擴張し且其の種類を明定したること。

從來官有財產管理規則に於て官有財產と稱せしものは、國有の不動產及船舶竝に此等の附屬物に限られしが、新制度に於ては國有の不動產の外、特定の動產及權利をも之に包含せしむることと爲し、且此の動產及權利の範圍を、不動產及其の從物、船舶、浮標、浮棧橋及浮船渠竝に其の從物、事業所に於ける機械及重要なる器具、地上權、地役權、鑛業權、砂礦權、其他之に準ずべき權利、株式及出資に因る權利と定めたり。而して右國有財產の種類を左の四種に區分したり。

（イ）公共用財產（國に於て直接公共の用に供するものにして、道路、橋梁、港灣、湖海、河川等之に屬す）

（ロ）公用財產（國に於て神社の用に供し、又は國の事務事業若くは官吏其他の職員の住居の用に供するものにして神社用地、廳舍、官舍、工場、監獄、學校、圖書館、博物館、軍艦、鐵道等は之に屬す）

（ハ）營林財產（國の營林經營の目的に供するものにして、營林官廳に於て營林の目的に供する森林、原野、附屬道路等之に屬す）

（ニ）雜種財產（前三者に屬せざる耕地、宅地、寺院境內地、森林、原野、鑛泉地、池沼、海濱地、寄洲、荒蕪地竝に政府の出資に係る株式持分等にして、此の外前三者に屬する財產と雖も、其の用途又は目的を廢したるときは、雜種財產に編入せらる）

（三）國有財產管理の系統を明にし之が總轄の機關を定めたること。

從來の官有財產管理規則は、官有財產は各省大臣之を管理すべき旨を定めたるに止まり、特に之が統一總轄に關する規定を缺きしを以て、爲に其の管理は各省區々に流れ、國家經濟上に不利益を及ぼすこと尠からざるのみならず、議會に提出する財產目錄及增減異動報告書の如きも、各省各別に之を調製するのみにして、之を統一して全體的の計數を調査するの方法なかりしが故に之を通覽するも何等總括的の觀念を得る能はざるの缺點を存したり。是を以て新制度に於ては國有財產の事務を管理事務と總轄事務とに分ち、前者は之を從來の如く各省大臣の手に委ね後者は大藏大臣をして之に任ぜしむることとしたり。

（四）國有財產の處分に關する制限を嚴正にしたること。

從來の官有財產管理規則は勅令を以て規定せられ、從て國有財產の處分に關しても、勅令を以て自由に之が準則又は例外規定を設くることを得たりしが、新制度に於ては國有財產法は法律を以て制定せられ、且同法に於ては國有財產の使用、處分に關し嚴重なる制限を設けしを以て、法律に根據を有する場合の外は、國有財產の自由なる處分を許されざることとなれり。

（五）國有財產に關する計算及報告の制度を改めたること。

從來の制度に於ては各省大臣が個別的に官有財産異動報告書及官有財産目錄を作成するに止まり、之を總括したる總異動報告書及總目錄を缺きしが、新制度に於ては大藏省は各省の作成せる國有財産增減報告書及國有財産現在額報告書を總括して、國有財産增減總計算書及國有財産現在額總計算書を調製し更に會計檢査院の檢査を經たる後各省調製の報告書と共に之を帝國議會に提出すべきものとしたり。又從來の規定に依れば、現在額報告書の調製は每十年に之を行ふものなりしが、新制度に於ては之を每五年とし、且其の都度土地及立木竹の臺帳價格を改訂せしむることとしたり。

（六）新に社寺用地の使用に關する規定を設けしこと。

神社は我國法上國の營造物に屬するを以て、國有財産法は國有地にして神社境內地として使用せらるるものは、之を公用財産と定めしが、寺院又は佛堂は神社と異り我國法上國の營造物にあらざるが故に、其の用に供する國有財産は之を公用財産と爲すを得ざるを以て、之を雜種財産に屬せしめたり。然れども此等國有に屬する寺院佛堂境內地は極めて古き沿革を有するものなるを以て、國有財産法は此の特殊の沿革に稽へ、從前より引續き寺院又は佛堂の用に供する國有財産は、其の用に供する間は永久に無償にて之を貸付したるものと見做し、又寺院又は佛堂の上地に係る國有地にして、將來其の寺院又は佛堂の用に供する必要ある場合には、貸付に關する期間の制限を受くることなく、之を無償にて貸付することを得るものと爲したり。

## 第五節　軍備縮小竝に行政及財政整理

### 第一款　序　說

既に述べたる如く政府は戰後經濟界の好調に乘じ戰後經營策として、或は軍備充實に、或は產業施設に、或は教育振興に、厖大なる積極的計畫を樹て、爲に歲計は急激なる膨脹を來せしが、他方戰時及戰後に亙る好景氣は大正九年三月の株式市場の動搖を機として反動期に轉じ、爾後我經濟界の不況は日を逐うて益〻甚しく、不景氣の聲都鄙に充ち、產業の不振は殆ど各事業に亙りて唱へられ、斯くて經濟事情の一變に依り此等厖大なる積極經營の施行に困難を感ずるに至れり。是を以て大正十年十一月原內閣の後を承けたる高橋內閣は、大正十一年度豫算の編成に當りては、消極緊縮の財政方針を採るの已むなきに至り、卽ち努めて政費の膨脹を抑制し、緊急差措き難きものの外は新規の計畫は成るべく之を見合せ、主として既定計畫の遂行を期することを念とすると共に、其の遂行に支障なき限り經費の繰延を行ひたり。斯くて十一年度既定歲出豫算額中經常部に於て整理節減を爲したる金額は、陸軍省所管軍事費に於て百二十二萬餘圓、海軍省所管軍事費其他に於て二千二百五十六萬餘圓、合計二千三百七十八萬餘圓に及び、又臨時部に於て繰延減額を爲したる金額は、大藏省所管神戶稅關陸上設備費に於て三十萬圓、陸軍省所管要塞整理費・整備費に於て合計九百萬圓、海軍省所管軍艦製造費・水陸整備費に於て合計八千四百二十一萬餘圓、農商務省所管製鐵所擴張費に於て二百四十二萬餘圓、合計九千五百九十三萬餘圓に達したり。

大正十一年六月高橋內閣辭職し、之に代りて加藤（友三郎）內閣成立せしが、之より先き大正十年十一月米國華盛頓に於て日英・米佛・伊五箇國の軍備制限會議開催せられ、翌十一年二月に至り海軍軍備制

限に關する條約の成立を見しが、右會議の進行と共に國内に於ても軍備縮小の聲高く、一般の平和運動と相呼應して國民の輿論となり、遂に大正十一年三月第四十五回帝國議會に於て、衆議院は滿場一致を以て海軍の軍備縮小に應じて陸軍に於ても亦、兵役一年四箇月、經費四千萬圓の縮小を爲すべき旨の建議案を可決したり。斯くて加藤内閣は大正十二年度豫算の編成に當りては、政府は時勢に鑑み極力歳計の整理緊縮を圖りて、以て財政の基礎を鞏固にすることの必要を認め、卽ち華盛頓會議の決議の趣旨に基き海軍軍備の制限を實行すると同時に、進んで陸軍の軍備の整理縮小を斷行し、以て財政上の負擔を緩和することと爲し、更に又廣く一般の行政費に節約繰延を行ひ、以て財政及行政の整理緊縮の實を擧げんとしたり。而して前記の如き軍備の整理縮小及行財政の整理の實行に依り大正十二年度歳計上に於て餘裕を生ずべき金額は、軍備縮小に依り陸軍に於て差引二千四百二十餘萬圓、海軍に於て差引四千六百七十餘萬圓にして、合計七千九十九萬餘圓にして、一般行政整理に依り一般會計に於て六千五百三十餘萬圓、特別會計に於て四千三百四十餘萬圓となるの計算なりしが、政府は此等歳計上の餘裕金の利用に就ては、之を擧げて時勢の必要に應ずる諸般の施設に投ずることと爲し卽ち義務教育費國庫負擔金の增額、高等教育機關の擴張整備、治水港灣竝に產業奬勵等に關する經費の增額等を行ふと同時に、財界の狀況に顧み從來中止せられし國債償還基金の繰入を復活し、更に又稅制の局部的整理を行ふことに依り約千五百萬圓の負擔輕減を行ふの計畫を立てたり。斯くて政府は、第四十六議會の協贊を經て著々此等の諸施設計畫の實行に努むると共に、更に一般的の行政整理及稅制改革を行ふこととし之が調査に著手せしが、其の實現を見るに至らずして大正十二年八月加藤内閣總理大臣逝去し、尋いで同年九月關東大震火災の突發するに及び、玆に我國の財政經濟は大打擊を受くるに至れり。以下加藤内閣に於ける各種施設に關し其の概要を記述すべし。

## 第二款　軍備の縮小及整理

大正十年十一月米國大統領の招請に依り米國華盛頓に於て、日・英・米・佛・伊五箇國の軍備制限會議開催せられ、翌十一年二月に至り此等五國間に海軍軍備の制限に關する條約の成立を見しが、其の結果英・米・日・佛・伊五國の海軍力の比率は夫々五・五・三・一・一、七五に確定せられ、締盟國は右條約に揭ぐる特定の主力艦を保有することを得るの外は、右比率に依り定められたる總噸數以上の軍艦を建造又は取得するを得ざることとなり、締盟國は右制限以外の主力艦建造計畫を廢止すると共に、其の既成又は建造中の主力艦は之を沈沒解體其他の方法に依り處分すべきこととなれり。右軍備制限條約が其の批准を完了して實施せられしは大正十二年八月なりしが、帝國政府は同條約の精神を尊重して、既に加藤内閣成立後進んで之が履行準備に著手し、建造中の戰艦及巡洋戰艦の製造を中止すると共に、順次舊艦の廢棄處分を實行し、更に右制限に關聯し且經費節減の爲め軍港要港等の整理を實行したり。斯くて以上の海軍軍備縮小に依り軍艦の廢棄せらるるもの十六隻、軍港の廢止せらるるもの二、要港の廢止せらるるもの三に及び、之に依り減少し得たる人員は准士官以上約一千七百五十名、下士官及兵合計一萬一千九百餘名に達したり。

軍備制限條約は專ら海軍に關するものなりと雖も、政府は之が實施に關聯して、華府會議の精神に基き陸軍軍備に關しても之が整理を行ふことと爲し、大正十一年八月以降翌十二年度に亙り自發的に之が整理縮小を斷行したり。卽ち其の結果に依れば、兵卒の在營期間は入營期の延期及退營期の

繰上に依り四十日乃至五十日を短縮すると共に、人員及馬匹の整理を行ひ、戰時國防兵力に關するものに於て將校一千八百名、准士官以下五萬三千五百名、馬匹一萬二千六百頭、即ち實質に於て約五箇師團に相當する平時兵力を整理減少するの外、戰時國防兵力に比較的關係少き部隊及教育其他に關する施設の整理に於て將校約四百名、准士官以下約六千五百名、文官七十名、馬匹四百頭の減少を行ひたり。

以上の如き海軍軍備の制限及陸軍軍備の整理縮小の實行に伴ふ經費の減少額は、其の內容甚だ複雜に亙ると雖も、今大正十二年度豫算に依り其の大要を掲ぐれば、先づ海軍に於ては其の基本計畫たる八八艦隊完成に要する經費は、明治四十四年度以降大正十六年度に亙る繼續費として、軍備補充費（軍艦製造費）及水陸整備費を包含するものなるが、此等の既定計畫は海軍制限條約の實施に依り變更を加へられ、大正十二年度豫算に於て增減又は組替追加を行はるるに至れり。今大正十二年度の改定に係る既定計畫の縮小に因る不用額、計畫變更に因る組替增減額、制限に伴ふ新規艦艇補充計畫に因る追加額を掲ぐれば左の如し。

| 費目 | 區分 | 既定額 | 節減不用額 | 組替減額 | 組替增額 | 追加額 | 改定額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 軍艦製造費 | 總額 | 一、九三二、四五九 | 三五五、九〇八 | 一八八、一七 | | | 一、三八九、三七三 |
| | 大正十一年度以前支出額 | 一、二六五、九二七 | | | | | 一、二六五、九二七 |
| | 大正十二年度以降支出額 | 六六七、五三一 | 三五五、九〇八 | 一八八、一七 | | | 一二三、四四六 |
| 艦艇製造費（新規繼續費） | 總額（大正十二年度以降支出額） | 二六三、九八一 | 三一、〇〇〇 | | 一八〇、六九二 | | 三六八、八六九 |
| | 總額 | 二六三、九八一 | 三一、〇〇〇 | | 一八〇、六九二 | | 三二一、九八一 |
| 水陸整備費 | 大正十一年度以前支出額 | 一六五、〇八六 | | | | | 一六五、〇八六 |
| | 大正十二年度以降支出額 | 九八、八九五 | 三一、〇〇〇 | | | | 六六、八九五 |

| 合計 | 總額 | 二、二七、四四〇 | 三八七、九八 | 一八八、一七 | 一八〇、六九二 | 一、九九〇、三五 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 大正十一年度以前支出額 | 一、四三一、〇一三 | | | | 一、四三一、〇一三 |
| | 大正十二年度以降支出額 | 七六六、四二七 | 三八七、九八 | 一八八、一七 | 一八〇、六九二 | 五五九、三二 |

卽ち右を要約すれば海軍軍備縮小に依り既定八八艦隊計畫中不用に歸したる額は三億八千七百九十萬餘圓にして、彼此經費の組替を行ひし額一億八千八百十七萬餘圓に上れるも、主力艦廢止に伴ふ補助艦艇の建造の爲め追加額一億八千六十九萬餘圓あり、結局十二年度以降に於て支出すべき總額は、既定額の七億六千六百四十二萬餘圓に對し、改定額は五億五千九百二十一萬餘圓となり、其の差額二億七百二十一萬餘圓が卽ち基本計畫の縮小に因る繼續費の減少額なり。但し此の外に軍備縮小に伴ふ善後處置の爲に支出を要するもの艦船改裝費五千萬圓、軍艦解體費千五百萬圓、合計六千五百萬圓を要する見込なるを以て、差引海軍軍備縮小に因り大正十二年度豫算上に於ける減少二百二十一萬餘圓となるの計算なり。次に海軍軍備縮小に依りて生ずる既定繼續費の減少額は一億四千額を見るに、其の節減額は經常部に於て千九百八萬三千餘圓、臨時部に於て八千百七萬餘圓、合計一億十五萬三千餘圓、繰延額は臨時部に於て三百五十六萬三千餘圓、總計一億三百七十一萬六千餘圓なるも、之に伴ひ補助艦艇製造費四千六百五十九萬二千餘圓、艦船改裝費二百二十五萬九千餘圓、其他を合して五千六百九十七萬四千餘圓を要するを以て、差引十二年度に於ける純剩餘額は四千六百七十四萬二千餘圓となるものとす。

次に陸軍に於ける減少額を見るに、整理の結果先づ繼續費たる國防充備費に對し左の如く改定を加へたり。

| 費目 | 區分 | 既定額 | 節減額 | 追加額 | 改定額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 國防充備費 | 總額 | 八一五、九三八千円 | 四一、一一四千円 | 九六、一三一千円 | 八七〇、九五五千円 |
| | 大正十一年度以前支出額 | 三二一、二四六 | | | |
| | 大正十二年度以降支出額 | 四九四、六九二 | 四一、一一四 | 九六、一三一 | 五四九、七〇九 |

卽ち部隊縮小の爲め四千百十一萬餘圓を不用額と爲し、外に合計二億千四百六十餘萬圓を後年度に繰延ぶると共に、人員減少に伴ひ新兵器の充備の爲め九千六百十三萬餘圓を追加せしを以て、結局差引五千五百一萬餘圓の增加となるものなりと雖も、之を陸軍省所管軍事費の每年度經常費に就て見れば、大正十二年度以降同二十二年度迄に於て總額三億千四百七十萬餘圓の節減を爲し、之に臨時部の節減額を加算すれば整理節減額の總計は三億五千五百八十餘萬圓に達するの見込にして、卽ち每年度平均節約額は三千二百三十餘萬圓となるの計算なり。次に大正十二年度豫算上に於ける減少額を見るに、其の節減額は經常部に於て二千六萬四千餘圓、臨時部に於て三百七十九萬九千餘圓、合計二千三百八十六萬三千餘圓、繰延額は經常部に於て三百七十三萬九千餘圓、總計二千七百六十萬三千餘圓なるも、整理に伴ひ新式兵器の整備に要する經費其他を合し三百三十四萬七千餘圓を增加するを以て、差引十二年度に於ける純剩餘金額は二千四百二十五萬五千餘圓となるものとす。

以上之を要するに軍備の縮小整理の實行に依り、海軍の經費は基本計畫に於て一億四千二百餘萬圓、當面の大正十二年度歲計に於て四千六百餘萬圓を減じ、陸軍の經費は當面の十二年度歲計に於て二千四百餘萬圓を減じ、又繼續費總額に於て五千五百萬圓を增加すと雖も、將來の歲計に於て每年度三千萬圓內外の節減を見るものにして、之に加ふるに假に既定計畫を遂行するものとして之に附帶する諸施設竝に將來に於ける物價騰貴其他の原因に依る經費の增額を考慮するときは、其の實際の節減額は更に巨額に達するものと稱するを得べく、右の軍備縮小の財政上に及ぼせる影響は尠少ならざるものありと謂ふべし。

## 第三款　行政整理

政府は右の如く軍備の縮小及整理を行ふと同時に、他方戰時及戰後に於て著しく膨脹したる一般行政事務の整理を行ふことと爲し、調査を進めたる結果、先づ行政機關の改廢を行ふことに決し、大正十一年九月先づ各種諮問機關の中臨時外交調査委員會、拓殖調査委員會、臨時教育委員會、臨時產業調査會の五機關を廢止し、更に同年十月國勢院の廢止及拓殖局の整理縮小を行ひしが、之に續きて行政各部に亙り人員の整理竝に物件費の節約を行ふことと爲し、同年十一月以降に於て之を實行したり。卽ち右の整理に於ては各省及各特別會計に於て人員の整理減少を行ふと同時に、廳費、事務費、事業費等に於て物件の使用を節約し、且繼續費に於ても比較的不急の事業の中止又は繰延を實行したり。斯くて以上の行政整理の結果、大正十二年度一般會計歲出豫算上に於て減少し得たる額は、總額六千七百六萬八千餘圓にして、其の內譯を揭ぐれば左の如し。

| 區分 | 經常部 | 臨時部 | 合計 |
|---|---|---|---|
| 節減額 | 三三、四三七、一四九円 | 六、三〇八、三七八円 | 三九、七四五、五二七円 |
| 繰延額 | — | 二七、三二三、〇六二 | 二七、三二三、〇六二 |
| 合計 | 三三、四三七、一四九 | 三三、六三一、四四〇 | 六七、〇六八、五八九 |